

JAバンク大阪信連 ディスクロージャー誌

Report 2025

JAとともに、ご利用者のために

 JAバンク大阪信連

JAバンク大阪信連のプロフィール (令和7年3月31日現在)

- 名 称 大阪府信用農業協同組合連合会
- 本 所 所 在 地 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号
- 設 立 年 月 日 昭和23年8月27日
- 総 資 産 4兆8,323億円
- 貯金・譲渡性貯金 4兆4,593億円
- 貸 出 金 8,309億円
- 出 資 金 1,406億円
- 単体自己資本比率 13.40%
- 役 員 数 経営管理委員13人、
理事5人、監事3人
- 職 員 数 228人
- 格 付 の 取 得 状 況 発行体格付「A」
短期格付「a- 1」
(株式会社格付投資情報センター
(R&I)による格付)



JAバンク大阪信連は 最適なサービスの提供を通じて ご利用者の信頼に応えます

私たちの使命は、会員JAとその組合員、地域の企業など、
すべてのご利用者のお役に立つことです。

JAが誕生した目的は、農業の発展と組合員の生活向上のため。
つまりは組合員のお役に立つことが、JAの存在意義なのです。

JAは、組合員にとって一番身近で頼れる存在でありたいと考えています。
そのためにJAは、組合員を誰よりも理解している協同組合組織だからこそできる
一人ひとりにとっての最適なサービスの提供を目指しています。

私たちは、このような使命をもって活動するJAの信用事業の連合会として誕生しました。
だからこそ私たちはJAとこの使命をともにし、連合会としての役割を果たすため、
JAへの安定的な収益還元とサポート・補完機能の発揮に全力で取り組んでいます。

私たちは、この使命と役割を胸に、人と人との繋がりを大切にし、
ご利用者の満足そして感動に挑戦することで、信頼に応えてまいります。

JAとともに、ご利用者のために

 **JAバンク大阪信連**

ごあいさつ

皆さまには、日頃より大阪府信用農業協同組合連合会（JAバンク大阪信連）をお引立ていただきまして、誠にありがとうございます。

当会は、1948年の設立以来、府内のJAを金融面からサポートするとともに、大阪農業の振興・地域経済の発展に取り組んでまいりました。

このたび、令和6年度の業務実績や活動内容などをまとめた「JAバンク大阪信連ディスクロージャー誌 Report2025」を作成いたしましたので、ご一読いただければ幸いに存じます。

さて、令和6年度の国内経済環境については、令和6年3月のマイナス金利解除以降、物価高により個人消費が慎重な動きを見せる一方、企業業績は緩やかな回復基調を維持し、賃上げの動きが広がりました。このような中、日本銀行は7月及び令和7年1月の金融政策決定会合において利上げを実施し、政策金利は17年ぶりの水準となる0.50%に達しました。

金融市場においては、国内外の金融政策動向などを背景に、金利・為替市場が大きく変動し、株式市場においても、日経平均株価が過去最高値を更新した後、過去最大の下落幅を記録するなど、乱高下する展開となりました。

このような変化の激しい経営環境ではありましたが、市場動向の変化に応じたポートフォリオの改善等、機動的なリスクコントロールを意識した運用に取り組んだ結果、経常利益62億円を計上しました。

また、「地域で一番頼れる金融機関」を目指し、JAと連携のうえ、組合員利用者目線に立ったマネーライフプランの提案を実践しその定着を図るとともに、財産診断や遺言信託などにより資産承継ニーズにお応えしました。

当会は、引き続き、組合員利用者本位を基本姿勢として、皆さまにとって最適でお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。また、マネー・ローンダリング等の金融犯罪防止への対応や、BCP（業務継続計画）の整備、サイバーセキュリティ対策等の強化にも不断に取り組んでまいります。

皆さま方におかれましては、今後とも変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年7月



経営管理委員会会長

寺下 三郎



代表理事理事長

池辺 覚

Contents

ご利用者とともに

ごあいさつ	1
JAバンク大阪信連とは	2
経営方針	4
業績ハイライト	6
持続可能な社会の実現に向けた地域貢献活動	9
リスク管理態勢	15
コンプライアンス	20

業務等について

業務のご案内	25
商品のご案内	27
手数料一覧	30

資料編

財務データ（単体）	33
自己資本の充実の状況（単体）	58
財務データ（連結）	80
自己資本の充実の状況（連結）	98
役員等の報酬体系 ほか	120
確認書	123

■本冊子は農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー資料です。
■金額及び比率は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しています。
■単位未満の残高がある場合は「0」、無い場合は「-」で表示しています。

JAグループの一翼を担い、質の高い金融サービスの提供を目指しています。

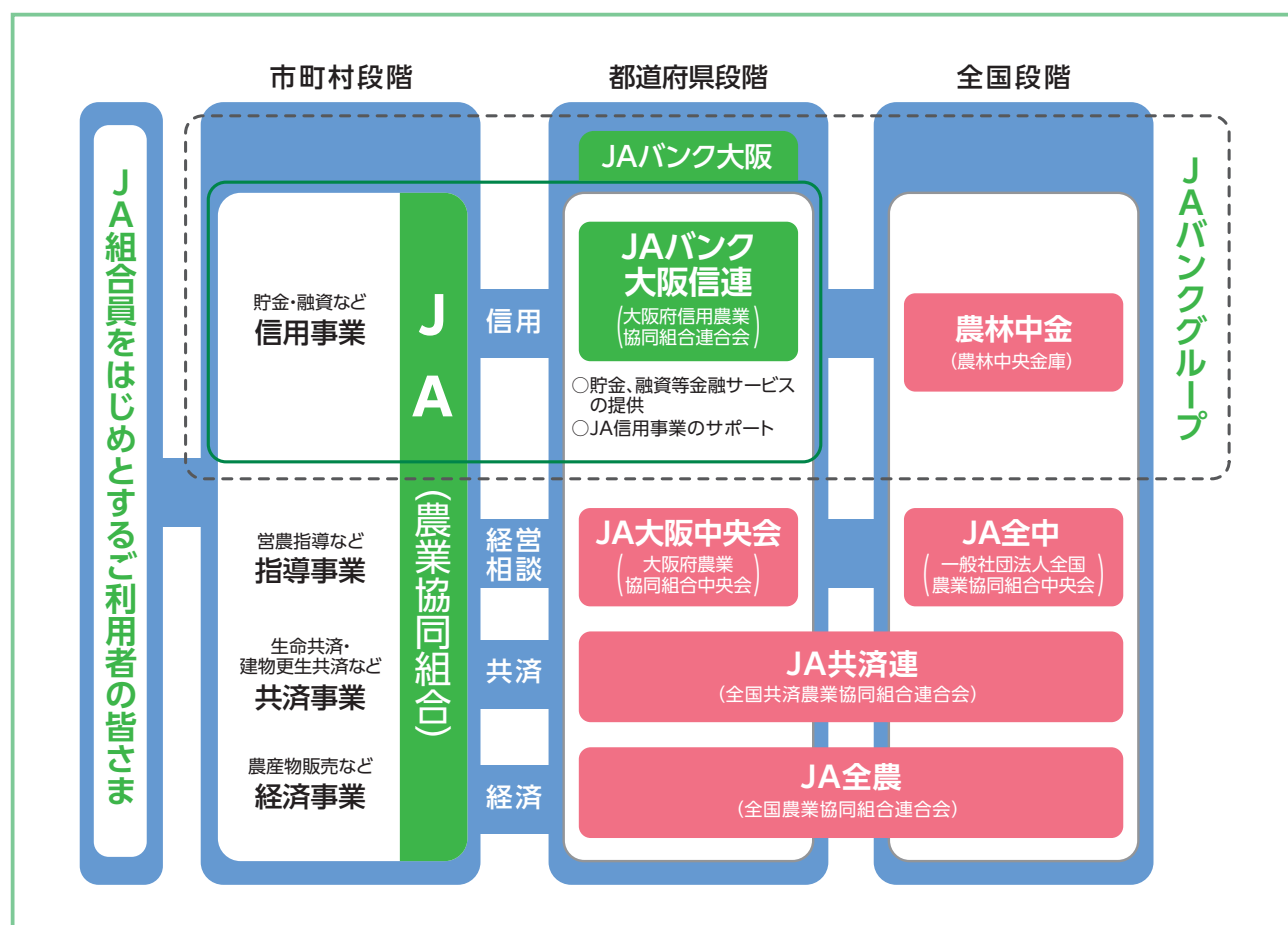
JAグループの仕組み

JAグループにおけるJAバンク大阪信連

JAグループは、市町村をエリアとして各種事業[営農指導事業、経済(購買・販売)事業、信用(貯金・融資等)事業、共済事業等]を行う『JA』、各事業別の『都道府県段階』並びに『全国段階』の組織により成り立っています。

また、JA・信連・農林中央金庫をもって「JAバンク」とし、JAバンクグループ一体となり、より利便性に富んだ総合金融サービスの提供を目指しています。

私どもJAバンク大阪信連は、大阪府における信用事業の都道府県段階の連合会組織であり、府内JAの業務サポート等を行うとともに、「JAバンク大阪」としてJAと一体となって、ご利用者の皆さまのお役に立つ金融サービスをご提供できるよう努めています。

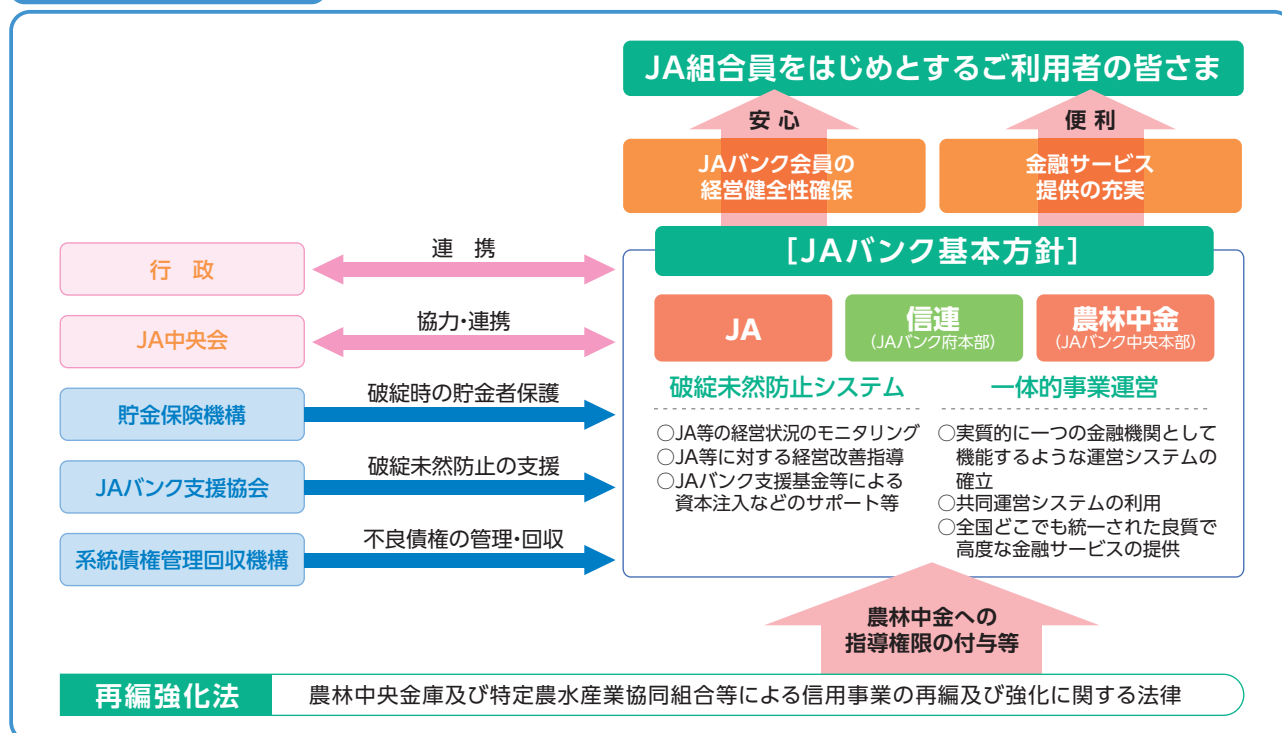


「JAバンクシステム」により、 ご利用者の皆さまに、より一層の「安心」と「便利」をお届けします。

「JAバンクシステム」とは、「再編強化法」に基づきJAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）が一体的に事業運営に取り組む仕組みです。JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で、皆さまに安心で便利なサービスをご提供します。

また、JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティネット」を構築しています。これにより、皆さまにより一層の安心をお届けします。

JAバンクシステム



JAバンク・セーフティネット

破綻未然防止システム

破綻未然防止のためのJAバンク独自の制度

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック(モニタリング)を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJA等の経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。



貯金保険制度

(農水産業協同組合貯金保険制度)

貯金者等保護のための公的な制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。※

この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

※保険の対象となる貯金等のうち、決済用貯金(無利息、要求払い、決済サービスを提供できること、という3要件を満たす貯金)に該当するものは全額、それ以外の貯金等については1農水産業協同組合ごとに貯金者1名あたり元本1,000万円までとその利息等の合計額が保護されます。

ご利用者にとって最適なサービスを提供することで
ビジョンの実現を目指します。

経営理念

JAバンク大阪信連は
最適なサービスの提供を通じて
ご利用者の信頼に応えます

明確化

ビジョン JAとともに地域で一番頼れる金融機関を目指します

我々は、JAとともに「組合員利用者第一」を徹底し、ご利用者の役に立つ金融サービスの提供を通じて、ご利用者の満足度向上とその結果としての利用量・シェアの拡大を実現します。特に大阪農業振興のために、農業メインバンク機能の発揮の他、非金融分野にも取り組んでいきます。

JAバンク大阪基本戦略

JAバンク大阪の基本的な戦略として「JAバンク大阪基本戦略」を策定し、組合員利用者本位の徹底を図る中、JAと当会の役割分担を明確化することで、JAとともに、ご利用者の皆さまの満足度向上に向けて取り組んでおります。

組合員利用者本位の徹底(オンリーワン戦略)

組合員利用者本位の基本姿勢を徹底し、組合員利用者のお役に立つというオンリーワンの姿勢をもとに、信頼関係を強化し、JAの利用拡大を図る。

JAと信連の役割分担の明確化

JA

メンバーシップ組織と総合事業の強みを生かした組合員利用者本位のサービスの提供によるオンリーワン戦略を実践し、他金融機関との差別化を図り、利用者基盤の強化と利用量の確保に努める。

信連

JAに対する安定的な収益還元を実現し、JAを財務的にサポートするとともに、JAにおける組合員利用者本位の徹底及び利用者基盤拡充、健全性確保の動きを人的・機能的にサポートする。

第13次中期経営計画（令和7～9年度）

金融政策の転換に伴う収益構造の変化や世代交代の本格化が進む中、JAに対するサポート機能の発揮や収益力・財務体質の強化等に取り組みます。

取組みの柱

あるべき姿

主要戦略

1

府内JAの
事業基盤強化に
向けたサポート



当会の効果的なサポートにより、府内JAが組合員利用者本位の事業運営や高い健全性を確保した経営を実現

1

大阪農業振興に向けた
農業メインバンク機能の発揮

2

組合員利用者本位の
業務運営に係るサポート

3

府内JAの収益・健全性確保や
合理化に向けた本部機能の発揮

4

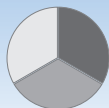
ITを活用した効率的な事業運営支援

5

中央会と連携した
経営戦略支援機能の発揮

2

長期安定還元を
実現する
財務運営



会員への長期安定還元を実現する財務・収益基盤の構築と、当会の健全性とのバランスを踏まえた財務運営を実践

6

環境変化に対応したALM運営
及びリスク管理の高度化

7

持続性のある
還元・自己資本政策の運営

8

市場環境に応じた効率的な
有価証券ポートフォリオの構築

9

取引先との関係深化と
貸出資産の収益性向上

3

2つの役割発揮のための
組織力強化



2つの取組みの柱の実現に向けて、限られた経営資源の効果的投入と、職員の能力発揮、組織や業務運営の効率化、高度化に不断に取り組む

10

役割発揮に向けた人財の育成及び確保

11

IT活用や業務運営の改善等による
経営効率化

12

安定・持続的な業務継続体制の構築

厳しい金融環境の中、安定的な業績を維持し、 地域で一番頼れる金融機関を目指します。

令和6年度 事業の概況

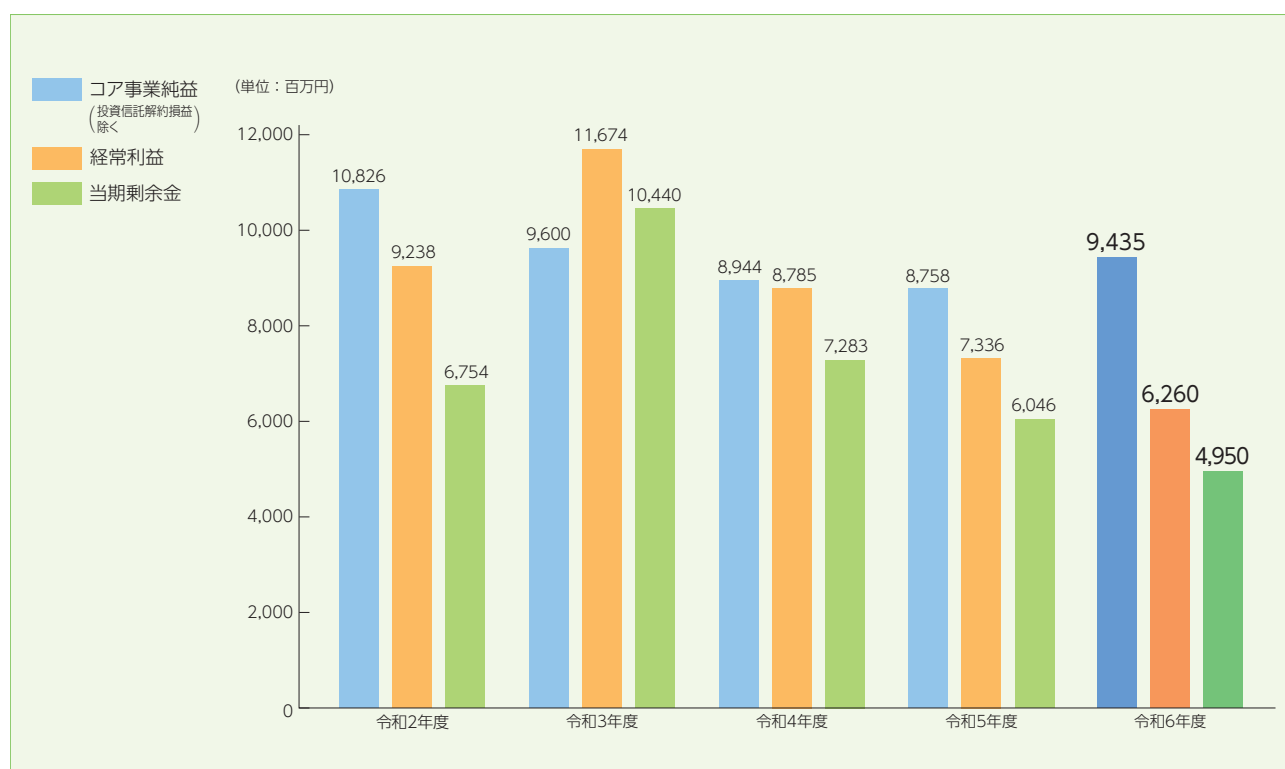
令和6年度の経営環境については、令和6年3月のマイナス金利解除以降、物価高により個人消費が慎重な動きを見せる一方、企業業績は緩やかな回復基調を維持し、賃上げの動きが広がりました。このような中、日本銀行は令和6年7月及び令和7年1月の金融政策決定会合において利上げを実施し、政策金利は17年ぶりの水準となる0.50%に達しました。

このような変化の激しい経営環境ではありましたが、市場動向の変化に応じたポートフォリオの改善等、機動的なリスクコントロールを意識した運用に取り組んだ結果、経常利益62億円を計上しました。

令和7年度につきましては、「第13次中期経営計画(令和7~9年度)」の初年度であり、組合員利用者本位を基本姿勢として、府内JAと連携し大阪農業の振興に注力するとともに、皆さま其々にとって最適でお役に立つ金融サービスの提供に努めてまいります。

業績の推移

令和6年度は、日銀による追加利上げを受けた金利上昇等、変化の激しい経営環境の中、市場動向に応じたポートフォリオの改善等、リスクリターンを重視した運用に取り組んだ結果、コア事業純益(投資信託解約損益除く)は9,435百万円(前期比676百万円増)、経常利益は6,260百万円(同1,076百万円減)、当期剰余金は4,950百万円(同1,095百万円減)となりました。

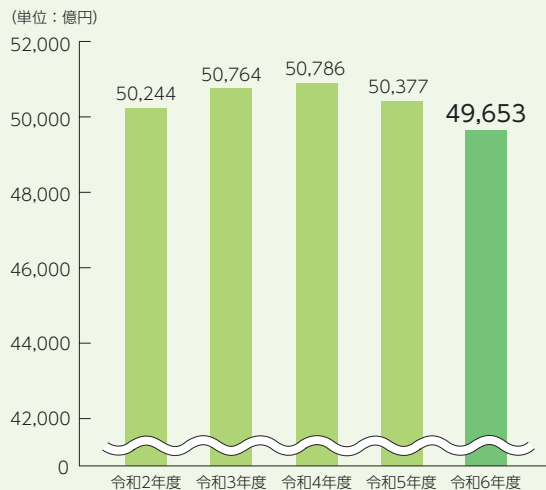


JA貯金・信連貯金の推移

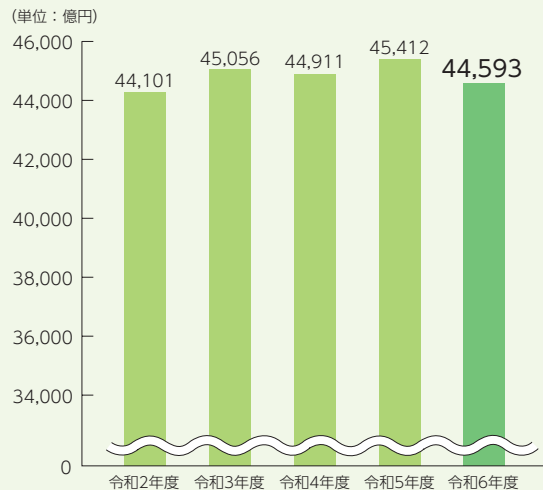
ご利用者の皆さまから健全性等に高い評価をいただき、府内JA貯金の令和6年度末残高は4兆9,653億円(前年度末比724億円減)となりました。

当会の貯金(譲渡性貯金を含む)については、4兆4,593億円(同819億円減)となりました。

●JA貯金の推移

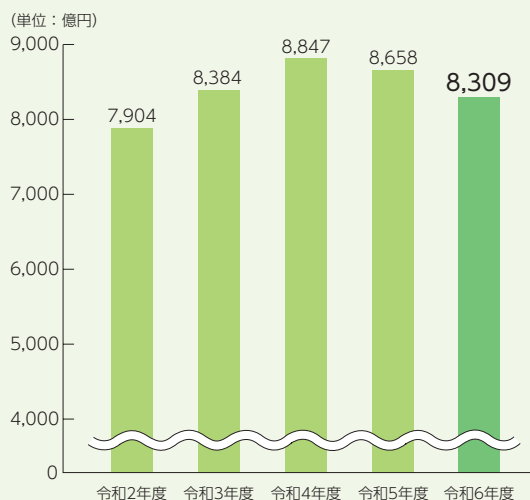


●信連貯金(譲渡性貯金を含む)の推移



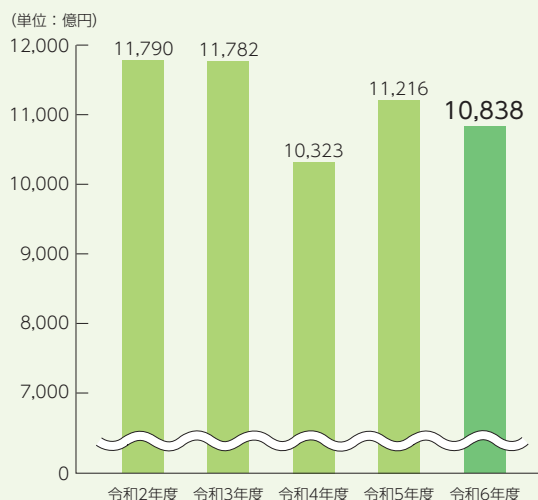
貸出金残高の推移

貸出金は、一般事業法人向け貸出を中心とした融資基盤の強化に努め、令和6年度末残高は8,309億円(前年度末比348億円減)となりました。



有価証券残高の推移

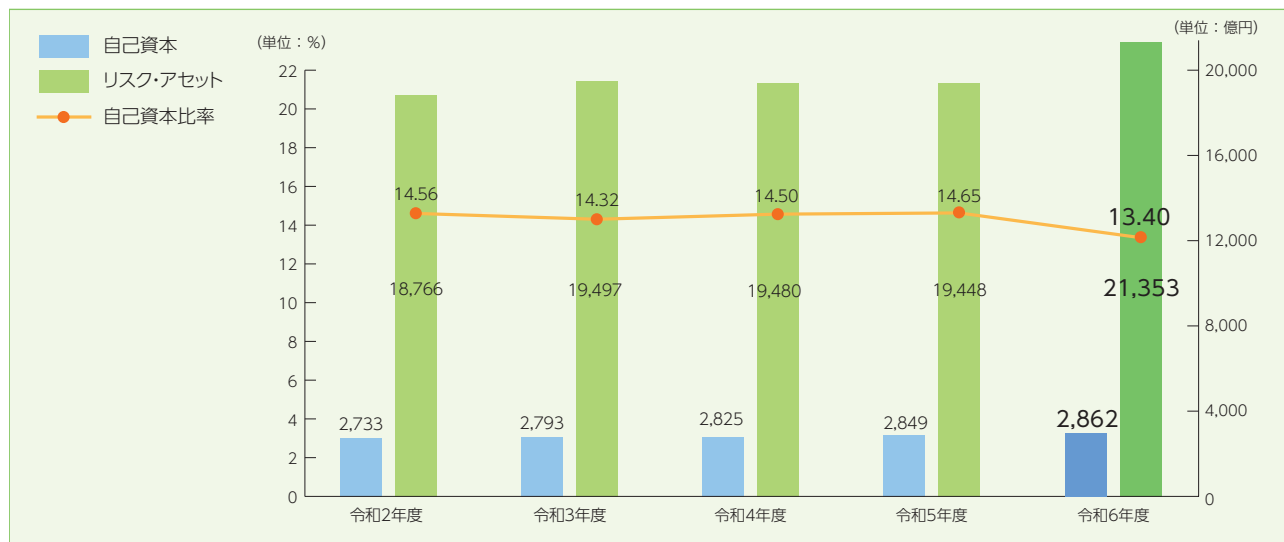
有価証券は、将来に亘って安定的な収益を確保できるようポートフォリオの構築に努めた結果、令和6年度末残高は1兆838億円(前年度末比377億円減)となりました。



業績ハイライト

自己資本比率(単体)の推移

令和6年度は、内部留保の積み上げにより自己資本が増加した一方、バーゼルⅢ最終化適用に伴うマーケット・リスク相当額の算入等により、リスク・アセットが増加し、自己資本比率は13.40%(前年度末比1.25ポイント減)となりました。



※「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

最近5年間の主要な経営指標

(単位: 百万円、人、%)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	43,915	46,037	57,315	65,448	70,510
経 常 利 益	9,238	11,674	8,785	7,336	6,260
当 期 剰 余 金	6,754	10,440	7,283	6,046	4,950
出 資 金	140,690	140,690	140,690	140,690	140,690
(出 資 口 数)	(28,138千口)	(28,138千口)	(28,138千口)	(28,138千口)	(28,138千口)
純 資 産 額	327,671	317,137	283,385	299,551	273,256
総 資 産 額	5,061,296	5,055,526	4,982,856	5,065,887	4,832,373
貯 金 等 残 高	4,410,152	4,505,652	4,491,117	4,541,294	4,459,386
貸 出 金 残 高	790,473	838,489	884,751	865,808	830,917
有 価 証 券 残 高	1,179,084	1,178,252	1,032,367	1,121,639	1,083,868
剰 余 金 配 当 金 額	4,807	5,000	4,523	4,020	3,986
・ 出 資 配 当 額	2,475	2,475	2,475	2,475	2,475
・ 事 業 分 量 配 当 額	2,332	2,524	2,047	1,544	1,511
職 員 数	221	222	227	225	228
単 体 自 己 資 本 比 率	14.56	14.32	14.50	14.65	13.40
信 託 報 酬	—	0	0	—	—
信 託 勘 定 貸 出 金 残 高	—	—	—	—	—
信 託 勘 定 有 価 証 券 残 高 (信託勘定電子記録移転有価 証券表示権利等残高を除く)	—	—	—	—	—
信 託 勘 定 電 子 記 録 移 転 有 価 証 券 表 示 権 利 等 残 高	—	—	—	—	—
信 託 財 産 額	—	1	—	—	—

脚注 1. 有価証券残高のうち、保有目的区分「その他有価証券」については、期末の時価を適用しています。
2. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。
3. 信託業務については、令和3年度より業務を開始したため、令和2年度以前の取扱いはありません。

当会は、地域金融機関としての事業運営を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

当会は、大阪府を事業区域として、最適なサービスの提供を通じて農業振興等に貢献し、ご利用者の信頼に添えてまいります。

当会の資金は、その大半が府内JAにお預けいただいたご利用者の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としており、その資金をもとに、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資や地域経済を支える企業の発展を支援するための融資活動等を行っています。

また、「JAグループSDGs取組宣言」に基づき、地域金融機関としての事業運営を通じて、持続可能な社会の実現に貢献します。

【JAグループSDGs取組宣言】

わたしたちJAグループは、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に賛同し、その達成に向けて、事業・活動に取り組みます。

JAグループは「食と農を基軸として地域に根ざした協同組合」として、組合員の皆さんの声に応えながら、不断の自己改革への取り組みを通じて、持続可能な地域農業・地域社会づくりに取り組んできました。

今後はさらに、わたしたちの事業や活動が与える多面的な影響にも配慮しながら、地球的視野に立ち、地域社会を構成する一員として、組織・事業・経営の革新をはかり、社会的役割を誠実に果たします。

JAグループは、各々の置かれた環境を踏まえて、SDGsの達成に向けて取り組んでいきます。

● 事業を通じた地域貢献

地域からの資金調達の状況

当会の令和6年度末の貯金残高（譲渡性貯金を含む）は4兆4,593億円となっており、うち4兆482億円は府内JAよりお預かりしています。

また、組合員をはじめとする地域の皆さまの計画的な資産作りをサポートするため、目的に応じた各種貯金、定期積金等の金融商品を取り扱っています。

地域への資金供給の状況

当会の令和6年度末の貸出金残高は8,309億円となりました。

JAの組合員の皆さまには、農業関連資金をご活用いただくとともに、資産活用等にはJAを通じた賃貸住宅ローン等をご利用いただいています。

また、大阪府内に事務所を置く企業等の皆さまには、ご融資をはじめ、総合的な金融サービスをご提供しています。

「健康経営優良法人2025」の認定



「健康経営優良法人」とは、地域の健康課題に即した取組みや日本健康会議が進める健康増進の取組みをもとに、特に優良な健康経営を実践している法人を顕彰することを目的として、経済産業省が平成28年度より創設したものであり、当会は「2021」より5年連続で認定を受けております。職員の心と身体の健康づくりに努め、職員の満足度を高めることで質の高い業務提供が実現されるよう取り組んでまいります。

持続可能な社会の実現に向けた地域貢献活動

●地域密着型金融

中小企業の経営改善のための取組みの状況

●中小企業の経営支援に関する取組み

当会は、金融円滑化に係る相談窓口を、農業金融部及び営業部に設置しており、ご利用者の皆さまの経営実態等を踏まえて、経営のご相談や経営改善に関する支援を行う等、コンサルティング機能を適切に発揮できる体制を整備しています。

また、金融円滑化に係るご相談には、事業についての改善や再生の可能性その他の状況を勘案しつつ、相談内容に柔軟かつ適切に対応するよう努めており、その際、必要に応じて他金融機関並びに外部機関との緊密な連携を図る体制を整備しています。

なお、当会は、金融円滑化に係る基本の方針を、以下のとおり定めています。

金融円滑化に係る基本の方針

1. 当会は、農業者又は中小企業者等のお客さまから、お借入れの申込みがあった場合には、お客さまの特性及び事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、農業者又は中小企業者等のお客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認又は地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等及び中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意し、お客さまの同意を前提に情報交換を図り連携に努めます。
3. 当会は、農業者又は中小企業者等のお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
4. 当会は、お客さまからの、お借入れの申込みや貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
5. 当会は、上述のような金融の円滑化を適切に進めるために以下のような体制を整備しております。
 - (1) 金融円滑化管理委員会の設置
金融円滑化の適切な推進のため、理事長を委員長とし、関係役員部長を委員として設置し、金融円滑化に係る対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 金融円滑化管理責任者の設置
運用担当常務を金融円滑化管理責任者、農業金融部長及び営業部長を金融円滑化管理担当者として、当会における金融円滑化の方針施策の徹底に努めます。
 - (3) 相談窓口の設置
農業金融部及び営業部にお客さまからの円滑化に係る相談窓口を設置しております。
6. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行ってまいります。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本所	大阪市中央区高麗橋 3丁目3番7号	農業金融部	06 - 6204 - 6586
		営業部法人営業担当	06 - 6204 - 6583
			06 - 6204 - 6584
			06 - 6204 - 6585

※ご相談受付時間:月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)

●「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、経営者保証に関するガイドライン研究会(全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局)が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施し、経営者保証に依存しない融資の促進に取り組んでおります。

保証契約を締結する場合は、下記について可能な限り具体的にご説明し、その説明内容を記録に残します。

- ・どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか
- ・どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか
- ・原則として、保証履行時の履行請求は、一律に保証金額全額に対して行うものではなく、保証履行時の保証人の資産状況等を勘案した上で履行の範囲が定められること

今後も、お客さまから保証債務の整理のお申し出があった場合には、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

● 農業振興・自己改革

農業を取り巻く状況の厳しさが増す中、JAグループでは、これまで以上に農業の発展や地域へ貢献すべく、「自己改革」に不断に取り組んでおります。

当会としても、農業メインバンク機能の発揮に向けて取り組むとともに、JA大阪中央会と連携し、さまざまな取組みを実践しております。



農業メインバンク機能の発揮に向けた取組み

● 農業融資に対する取組み

府内農業者の皆さまの多様なニーズに対応するため、JA・信連が一体となって農業者を訪問し、農業所得増大を促進するためのさまざまな提案を行っています。

具体的には、当会の取組みとして各種農業融資に関する相談に対応するほか、(株)日本政策金融公庫の受託資金を活用し、次代の農業の担い手による攻めの経営展開を支援するため、農業者の「経営能力」や「経営戦略」を積極的に評価する資金の提案を行っています。

また、JAバンクとしてアグリシードファンドによる出資を府内農業法人に対して案内するなど、総合的な金融サービスを通じて規模拡大や財務基盤強化への取組み支援を行っています。



● 農業者への金融支援における取組み

「JA農機ハウスローン」、「農業振興資金」、「JA担い手応援ローン」、「JA新規就農応援資金」、「農業近代化資金」といった府内JAにおける農業融資に対し、全国JAバンクグループの取組みとして利子補給を実施しています。また、当会の独自支援策として、農業者が借入を行った際に負担する大阪府農業信用基金協会の保証料の全額助成や農業融資に係る利子助成に取り組むことで、府内農業者の皆さまの満足度向上や農業所得増大へのサポートを積極的に行っています。



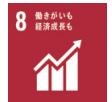
担い手支援に向けた取組み

担い手農業者の農業生産・農業所得増大へのサポートとして、商談会等への出展費用や法人化に係る登記費用並びに事業継承に係る費用といった経営改善に係る費用等、また、新規就農者等への営農費用等の一部助成を実施しております。

また、農家組合員・農業法人等からの多様なニーズにお応え出来るよう、府内JA及び当会に担い手金融リーダー（令和7年3月末現在府内JA・当会 計32名）を設置しております。このほか、JAバンクとして、担い手に対して経営課題を可視化し解決策を提案するコンサルティング事業を実施しております。



持続可能な社会の実現に向けた地域貢献活動



大阪農業振興に向けた取組み

JAグループ大阪の中央会・各連合会が連携のうえ、大阪府と共同で農業の担い手育成に取り組む等、農家所得増大による大阪農業振興に向けて、さまざまな取組みを行っています。

多様な担い手対策と都市農地の保全

●担い手に出向く人材育成(JA若手職員・営農指導員等)の拡充・強化

JA職員の農業基礎知識の習得のため、アグリアドバイザー養成研修会を実施しています。また、営農指導員の更なる人材育成のため、全国農業協同組合中央会が実施する「営農指導員資格認証試験」を活用した資格認定制度を実施しています。



アグリアドバイザー養成研修会

●大阪府との連携事業「大阪農業イノベーション推進事業」の展開

令和3年に大阪府と中期5か年協定「大阪農業イノベーション推進事業協定」を締結し、下記の事業等を行政やJAと連携して展開しています。

- ・重点農家と位置づける生産者の経営力強化・所得増大を図るべく、専門家等を個別に派遣する「経営強化コンサルプロジェクト事業」
- ・新規就農希望者の育成に向けて品目別のコースに特化した栽培研修を行う「大阪産スタートアカデミー運営事業」
- ・高収益化と省略化を目指したスマート農業の実践促進に向けた「DIYスマート農業経営強化チャレンジプロジェクト事業」
- ・新たな販路確保や有利販売に向けて「営業力・商談力」の向上を図る「トップセールス農業経営セミナー」



大阪産スタートアカデミー閉講式

●農家労働力確保対策の実施(職業紹介・情報発信等)

農家組合員の労働力確保に対応すべく、府内の4JAが無料職業紹介事業者に登録して無料職業紹介所を開設し、農家組合員に求職者を斡旋する労働力確保支援事業を展開しています。また、大阪農業総合情報サイトとして「大阪で農業っておもしろいやん!」や、各種SNSの運営を通じて担い手育成及び農業労働力確保等に向けた情報発信を行っています。



●新規就農者・定年帰農者等の支援

既存直売所出荷者の農業技術の習得や新規直売所出荷、農地保全等を目的として、府内各JAの農業塾の開設・運営を支援しています。

消費者に向けた大阪産農産物の魅力発信

●農産物直売所等での地元農産物の推進、安全安心の提供

JA直売所に対するHACCP衛生管理の継続的指導に加え、地域特性に応じた直売所活性化のための出荷者向け指導に関する支援や、新規出荷者育成に関する支援等を展開しています。また、「JAグループ大阪食の安全・安心推進運動」を展開し、JAの各施設の衛生管理の維持・向上を支援しています。

●企業との連携による大阪産農産物のPR並びに府内直売所集客支援

ホテルや飲食チェーン店といった府内の企業に対し、大阪産農産物をPRすることで、同農産物を使用したメニューの開発等を促し、大阪産農産物の魅力発信や認知度向上を図っています。

また、直売所に関する番組コーナーをテレビ局と連携のうえ製作・放送しているほか、キッチンカー誘致等を通じて府内直売所の集客力向上を支援しています。



直売所へのキッチンカー誘致

研究支援に関する取組み



●大阪公立大学との連携

当会は、「食」「農」「環境」をキーワードに、地域社会における学術・研究・人材育成等の分野において、人的・知的資源の交流・活性化促進を目的に公立大学法人大阪(大阪公立大学)と産学官連携基本協定を締結しております。

本協定に基づき、当会は、「産学連携研究支援事業」として同大学の在籍教員が行う大阪府域の農業者等に貢献する技術開発のための研究に対し、平成25年度より研究費の支援を行っています。

令和7年度の支援対象研究

■卵菌における植物感染機構の理解に基づく疫病およびベト病防除法の開発

(農学研究科 谷 修治准教授／令和6年度支援開始)

本研究は、卵菌における防御応答機構を理解したうえで、同機構を打破する化合物を識別し、卵菌が引き起こすベト病等の植物病を抑える方法の開発を目指すものです。

■「なにわの伝統野菜」由来エキソソーム様植物ナノ粒子を活用した新規生活習慣病予防法の開発

(生活科学研究科 神谷 重樹教授／令和7年度支援開始)

本研究は、生活習慣病の改善効果が期待できるエキソソーム様植物ナノ粒子(PENs)について、「なにわの伝統野菜」由来のPENsを特定し、新たな機能性の発見を目指すとともに、同伝統野菜の高付加価値化を試みるものです。

持続可能な社会の実現に向けた地域貢献活動

●大阪府立環境農林水産総合研究所との連携

当会は、地域社会における農業・食品・環境に関する技術開発、技術教育等を支援するとともに、新事業創出等地域の産業振興に寄与することを目的に、(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所と研究支援基本協定を締結し、令和2年度より研究費の支援を行っています。

研究テーマは、食・農業・環境に関連するもので、農業新技術の実用化等、具体的に農業者の役に立ち、大阪農業の振興に繋がるものを対象としています。

令和7年度の支援対象研究

イチジク株枯病抵抗性台木「励広台1号」の普及に向けた「柵井ドーフィン」接ぎ木樹の栽培特性の把握と現地実証

(令和5年度より継続支援)

土壌病害イチジク株枯病に抵抗性を持つ台木「励広台1号」に接いだ「柵井ドーフィン」の栽培特性を解明し、府内生産者への情報提供及びスムーズな導入を進め、大阪のイチジク栽培は、「励広台1号」の利用がスタンダードとなることを目指します。

ブドウ「シャインマスカット」早期出荷のための糖度上昇技術の確立

(令和6年度より継続支援)

「シャインマスカット」の糖度上昇技術として報告されている環境はく皮処理やナイフ傷処理について、これらの糖度上昇技術を改良して、早期出荷を目標とした「シャインマスカット」糖度上昇技術の確立を目指します。

サクラ花色濃淡調整技術の開発

(令和6年度より継続支援)

大阪府内で1～3月に出荷するサクラ「啓翁桜」について、産地で課題となっている出荷開始初期の着色不良を解決するため、青色光照射および青色光・赤色光の混合照射による出荷規格のサクラ切り枝の着色調整技術を実証します。

食農教育への取組み

●食農教育教材本を活用した出張授業の実施

JAバンクが全国の小学生に向けて贈呈している教材本「農業とわたしたちの暮らし」等を活用した出張授業を実施しています。

授業では、身近な野菜の特徴や産地等に関するクイズで農業への関心を高めるとともに、日本の食料自給率の現状や、地域農業の維持・発展の重要性について、子供たちに伝えています。



その他の取組み

●信用事業を通じた府内農業の振興

JAバンク大阪では、直売所の利用を通じて、大阪産農産物の新鮮さや美味しさを広く知っていただき、府内農業への理解を深めていただくことを目的に、JAが運営する直売所等※でのお買い物時にJAカードでお支払いいただくと、ご請求時に5%割引する施策を実施しています。

※対象店舗は、JAが運営する直売所・ファーマーズマーケットです。一部対象とならない店舗があります。詳細はJAバンクのホームページをご覧ください(<https://www.jabank.org/benri/campaign/market/>)。

●JA大阪センタービル前での夕市の開催

府内JAや大阪府4Hクラブ連絡協議会等が、JA大阪センタービル前で夕市を開催し、府内で生産された新鮮な野菜・果物・花苗を販売しました。当会はこの開催にあたり、PR等の支援を行い、大阪農業と農産物の普及促進に努めました。(開催日:令和6年7月16日、8月22日、11月19日、令和7年1月21日)

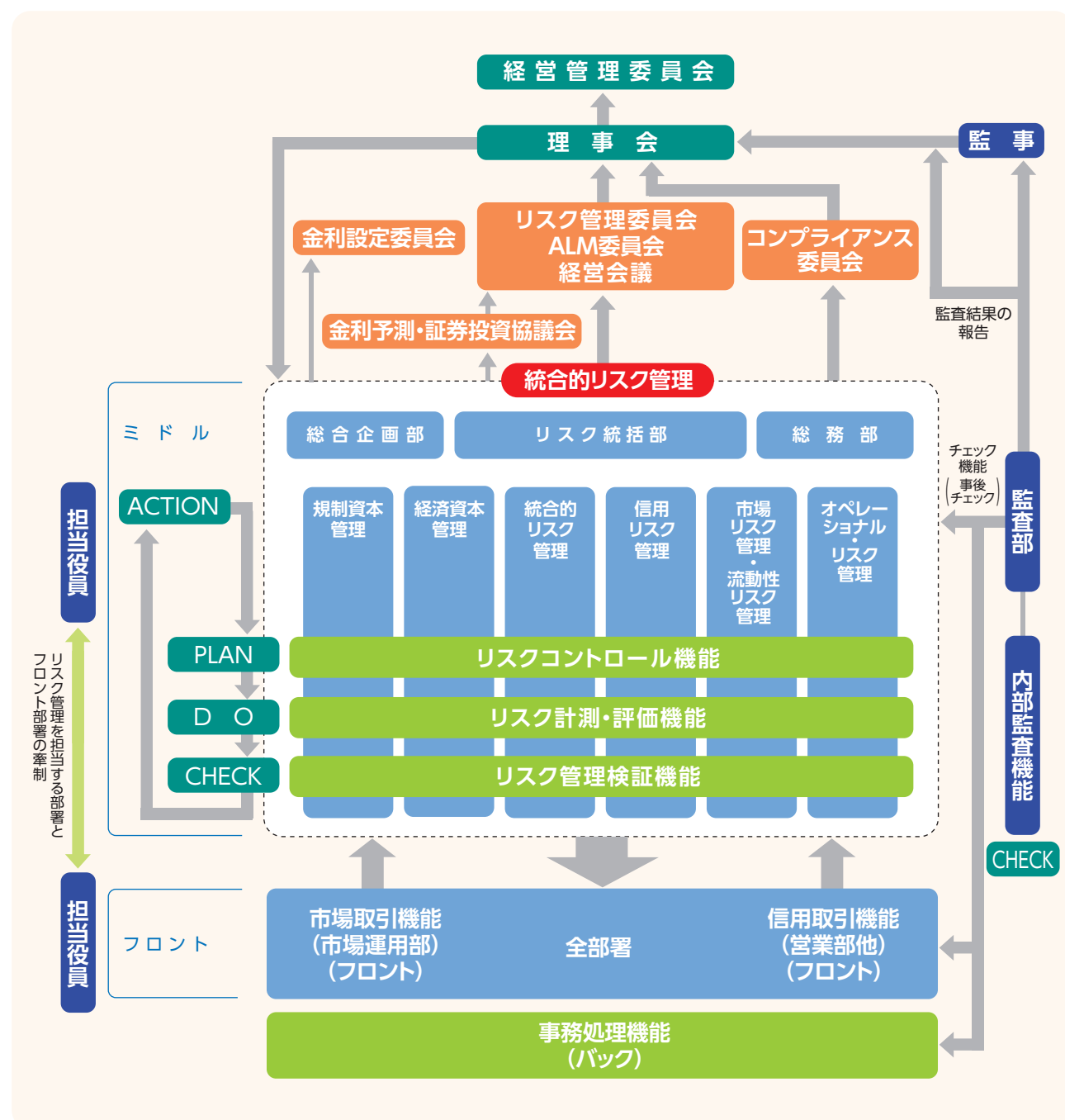
●第32回「上方はなし・彦八まつり」への協賛

地域社会との交流、地域文化への発展に寄与するものであるという趣旨に賛同し、令和7年5月17日、18日に開催された公益社団法人上方落語協会主催の第32回「上方はなし・彦八まつり」へ協賛いたしました。



経営の健全性維持並びに収益性の向上に資するため、リスク管理態勢の充実・強化に取り組んでいます。

統合的リスクマネジメント態勢



■ 統合的リスク管理態勢

金融・経済のグローバル化の進展、情報技術の革新等、金融機関を取り巻く環境の変化はリスクをより複雑・多様化させています。こうした環境下、当会では経営の健全性の維持並びに収益性の向上に資するため、RAF（リスクアペタイトフレームワーク）運営のもと、統合的リスク管理態勢の構築に取り組んでいます。

リスク管理に対する考え方

リスク管理の目的は「経営戦略や業務方針の遂行に対する不確実性の要因（リスク）を、許容できるレベルまで調整し、そのために必要な施策を行う」こと。つまりは、リスクをうまくコントロールすることにより、経営の「健全性の維持」と「収益性の向上」を同時にバランスよく達成することにあります。

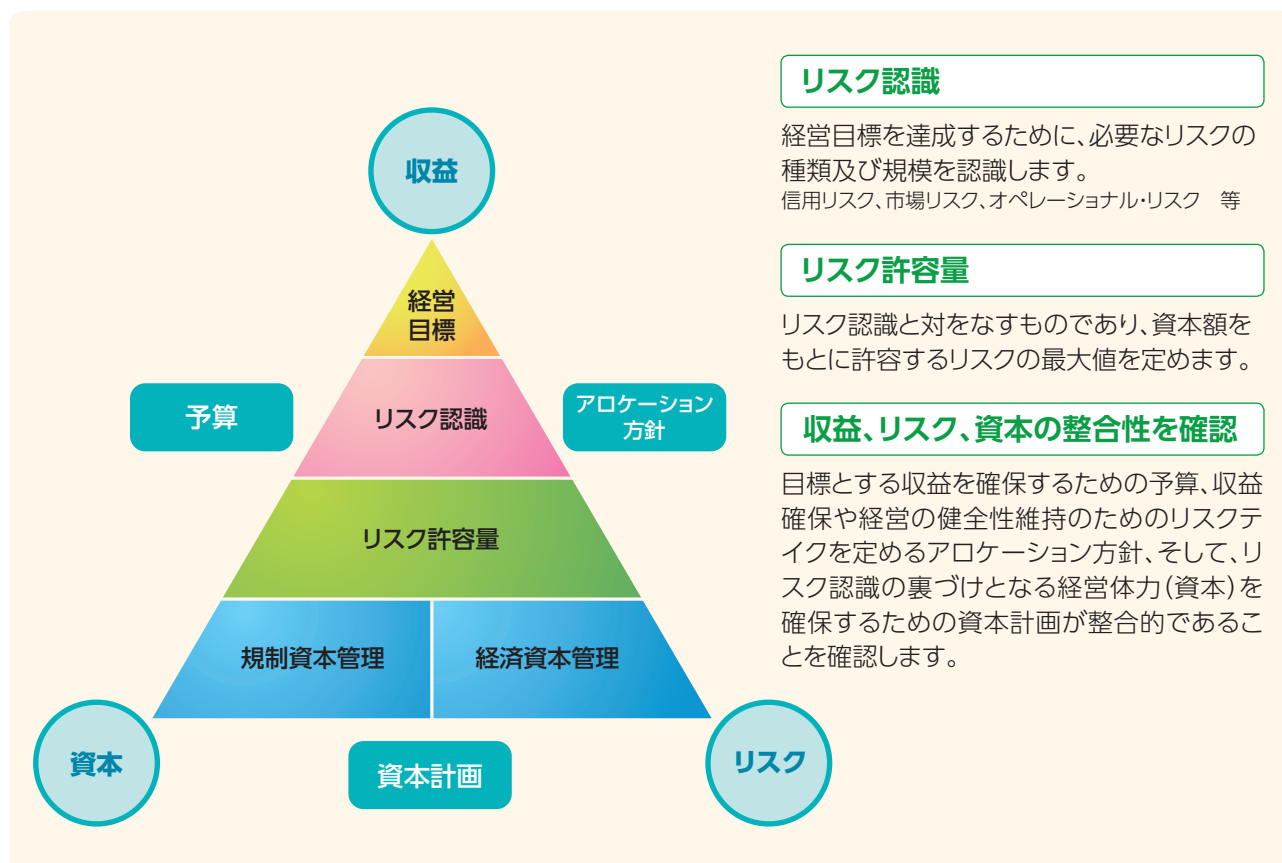
金融機関を取り巻くリスクが複雑・多様化する今日、まさにリスク管理の巧拙が経営の鍵を握っていると言っても過言ではありません。

そこで、当会は、「リスクマネジメント基本方針」をはじめ、各種リスク管理方針を策定し、その中でリスク管理に関する方針・手法・体制等を定め、機能的・効果的なリスク管理に努めています。

統合的なリスク管理の取組み

当会では、業務上抱えるさまざまなリスクを計量化するとともに、自己資本を配賦原資としたリスク許容額を算出し、リスクの種類別にリスク配賦額を決定しています。

各部門は決定されたリスク配賦額の範囲内において業務運営を行い、リスク管理統括部門で一元的な管理を行うことにより、経営の健全性の維持と収益性の向上に努めています。



リスクの種類

信用リスク	信用供与先の財務状況の悪化等により、資産の価値が減少ないし消失し損失を被るリスク
市場リスク	金利、為替、株価等のさまざまな市場のリスク要因の変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク
流動性リスク	運用と調達の期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、又は通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク(資金繰りリスク)及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク(市場流動性リスク)
オペレーショナル・リスク	業務継続リスク 自然災害等による大規模な被災や大規模な障害の発生に際し、適切な対策が実施できず業務継続が困難となるリスク 事務リスク 業務の過程又は役職員の活動が不適切であることにより損失が発生するリスク システムリスク コンピュータシステムのダウン、誤作動、システム不備等に伴い当会が損失を被るリスク 法務リスク 経営判断や個別業務の執行において、法令違反や不適切な契約締結等に起因し、当会に損失が発生したり、取引上のトラブルが発生するリスク 人的リスク 労務慣行の問題、労働安全衛生環境の問題又は役職員等の不法行為により当会が使用者責任を問われる問題に起因して、当会が損失を被るリスク 有形資産リスク 災害、犯罪又は資産管理の瑕疵等の結果、有形資産の毀損による損失を被るリスク 情報漏洩等リスク 情報が適切に保護されず、漏洩することに伴うリスク 系統組織の経営リスク 府内JAの経営に関連して当会が何らかの影響を受けるリスク 風評リスク 当会の活動に関連して現実が発生したリスク事象、又はマスコミ報道、評判・風評、虚偽の風説・悪意の中傷等が契機となり、市場やご利用者の間における当会の信用(又は評判)が毀損し、当会有形無形の損失を被るリスク 規制・制度変更リスク 法規制、会計基準等の変更により、当会の業務遂行が困難になる、あるいは経営戦略の変更を余儀なくされるリスク

リスク管理態勢

各種リスク管理方針

信用リスク

当会では、「クレジットポリシー」により定められた貸出業務の行動規範を遵守し、優良貸出資産の形成に努めています。個別融資案件については、融資・審査部門で情報収集に努めるとともに、内部格付等の基準に基づいた厳正な審査を行っています。

また、融資ポートフォリオ管理やグループ別与信限度額管理によりリスク分散化に努めるとともに、信用リスク計測システムにより同リスクの計量化を行い、信用リスク管理を行っています。

クレジットポリシー

クレジットポリシーは、当会の与信業務の基本原則等を定めたものであり、与信業務における役職員の行動規範として位置づけています。

内部格付

内部格付は、与信先の返済能力を定量・定性分析により合理的に判定する統一的な基準です。これに伴い、適正な自己査定を実施するとともに、ポートフォリオ管理や適正金利の設定に活用しています。

市場リスク

当会では、フロントオフィス（市場部門）から独立したバックオフィス（事務処理部門）及びミドルオフィス（リスク管理部門）を設置し、相互に牽制が働く組織体制としています。

市場リスクの管理については、「VaR（バリュー・アット・リスク）」等によりリスク量を算出し、自己資本をベースに配分されたリスク限度額の管理を中心とした各限度額等管理、また、計測リスク量の適正性を検証するバックテスト等を通じ管理の精緻化に取り組んでいます。

VaR（バリュー・アット・リスク）

VaRとは、過去の価格変動からみて、一定の保有期間中に、一定の確率の範囲内において市場が不利に動いた場合に予想される最大損失額をリスク量として認識する考え方です。

流動性リスク

安定的な流動性確保のため、大口資金の動向や資金決済情報による流動性資金の残高管理を日々行うとともに、万一の事態に備え、適正な資金確保と資金調達ルート の 拡充 に努めています。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクの内容は、リスクの種類に記載のとおりですが、各種オペレーショナル・リスクを一元的に管理する規程を整備し、以下のとおり適切に管理を行っています。

業務継続リスク

業務継続要領等に基づき、自然災害等による大規模な被災や大規模な障害の発生に際し、当会として優先して遂行すべき業務を継続するための態勢の構築を図る等、適切なリスク管理を行っています。また、全国のJAバンクとしての業務継続態勢の整備にも取り組んでいます。

事務リスク

役職員の不正確な事務処理、あるいは事故・不正等についてその発生を未然に防止するため、コンプライアンス・マニュアル、内部管理事務手続等の遵守並びに相互牽制機能に基づき、適切なリスク管理を行っています。

システムリスク

セキュリティポリシーにより、当会の情報資産（情報及び情報システム）を適切に保護するための安全対策に係る基本方針を明文化し、コンピュータシステムのダウン・誤作動、システムの不備等について、内部管理手続等の遵守及び相互牽制機能に基づき、トラブルの発生を未然に防止するために適切な管理を行っています。

法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、規制・制度変更リスク各々については、コンプライアンス・マニュアル、セキュリティポリシー、他各種規程に基づき適切に管理を行っています。

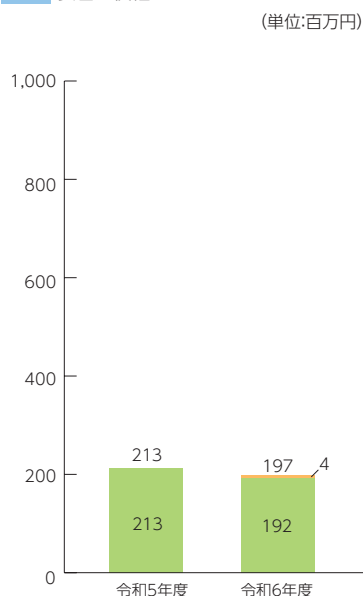
リスク管理債権への対応

令和6年度末のリスク管理債権残高は197百万円(前年度末比16百万円減)となり、農協法に基づく開示債権全体に占める割合(リスク管理債権比率)は、0.02%(同増減なし)となりました。

なお、リスク管理債権については、貸倒引当金や担保・保証等により100%カバーされています。

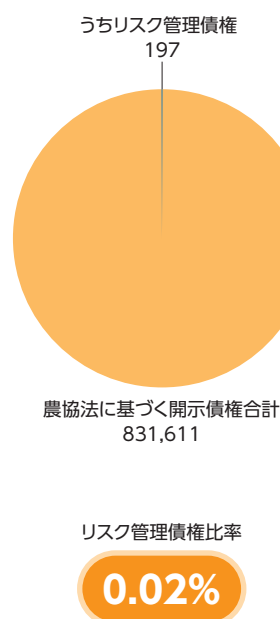
● リスク管理債権の推移

破産更生債権及びこれらに準ずる債権
危険債権
要管理債権



● 農協法に基づく開示債権全体に占めるリスク管理債権の割合

(単位:百万円)



● 貸倒引当金等によるカバー率

(単位:百万円)



内部監査体制

当会では、内部監査部門として他の業務執行部門から独立した「監査部」を設置しています。内部監査において監査部では、当会の経営活動全般にわたる管理及び業務の遂行状況を、内部統制の適切性と有効性の観点から検証・評価し、監査結果に基づく情報の提供、改善・合理化への助言提案を通じて、当会財産の保全及び経営効率の向上に努めています。

内部監査は、内部監査計画に基づき、当会の全部署及び連結対象子会社のすべての業務を対象としており、リスクアセスメント結果を踏まえ重点項目を設定する等、被監査部署のリスクの種類・程度に応じた、効率的で実効性のある監査の実施に努めています。

監査結果は、理事長及び常任監事に報告したのち、定期的に経営管理委員会、理事会に報告しています。併せて、被監査部署における提案指導事項等の改善取組状況について、定期的にフォローアップを実施することで、内部監査の実効性確保に努めています。

また、監査部は、資産自己査定における査定結果の検証部署として、内部格付、自己査定、償却・引当の正確性・適切性についての検証を通じて、資産の健全性確保に努めるとともに、「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化」に関し、代表者確認書制度の検証体制を構築しています。

コンプライアンス

コンプライアンスとは「法令遵守」に限られるものではなく、良識ある企業として「すべきこと」は積極的に行い、「するのが適切ではないこと」は行わないとする「企業倫理(モラル)遵守」や「社会的規範(常識・マナーなども含む)遵守」等の意味も含めて、「社会的要請への適応」とする解釈が一般的になっています。当会においても日々高度化する社会的要請に適応していくため、役職員一人一人が、コンプライアンスを理解するだけでなく、積極的に行動に移すとともに、相互に助言・啓発するスタンスで臨み、経営の健全性と社会からの信頼を確保していきます。

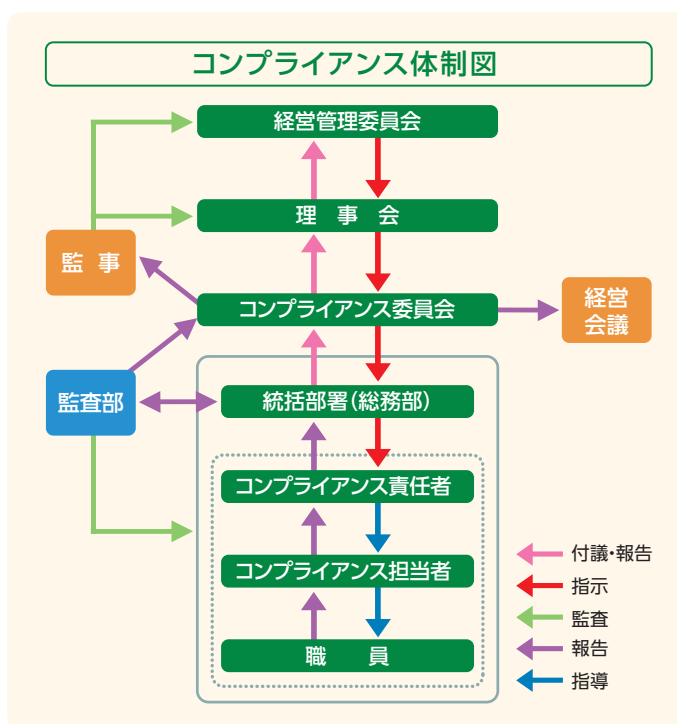
法令遵守(コンプライアンス)態勢

当会の業務運営及び役職員の行動がコンプライアンスに基づき、より具体的に実践されるよう、当会の「コンプライアンスにかかる基本方針」に則した役職員の行動規範、及び遵守すべき法令等の解説を取りまとめた「コンプライアンス・マニュアル」並びに具体的な実践計画を明示した「コンプライアンス・プログラム」を策定し、役職員への周知徹底を図っています。

コンプライアンス活動と今後の取組み

「コンプライアンス・プログラム」に基づき、コンプライアンスに係る意識と理解の向上を目指した全役職員への研修の実施、コンプライアンス・オフィサーの資格取得義務付けの継続並びに各部署による具体的なプログラムの実施に取り組む等、常に経営の健全性の確保に努めています。

今後もコンプライアンスは当会経営の「基盤」であるとの認識のもと、経営管理委員、理事をはじめ、すべての役職員がそれぞれの立場・役割において誠実かつ公正な業務運営を遂行していきます。



コンプライアンスにかかる基本方針

I. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「JAバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、府内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを果たしていくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

II. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

III. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業務運営を遂行します。

IV. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対して、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マナー・ローンダリング対策及びテロ資金供与対策の高度化に努めます。

V. 透明性の高い組織風土の構築

経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。

VI. 持続可能な社会への貢献

社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、持続可能な社会の実現に貢献します。

金融ADR制度への対応

当会では、お客さまからのご相談及び苦情等の声を真摯に受け止め、迅速かつ組織的に対応するとともに、業務改善に努め、お客さまの利便性向上に取り組んでいます。

① ご相談・苦情等への対応

当会では、お客さまより頂いたご相談及び苦情等に適切に対応するために、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ等で公表しています。また「JAバンク相談所」(信託業務については「信託相談所」とも連携し、迅速かつ適切な対応に努めています。

ご相談・苦情等受付窓口(総務部)【電話:06-6204-6576 月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)】

※次の窓口においても、お取引に関するご相談・苦情等をお受けしております。

【信用事業(信託業務を除く)について】JAバンク相談所(一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所内)

【電話:03-6837-1359 月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)】

【信託業務について】信託相談所(一般社団法人信託協会内)

【電話:0120-817335(フリーダイヤル)/03-6206-3988(携帯電話の場合)月～金 午前9時～午後5時15分(金融機関の休業日を除く)】

② 紛争解決機関

【信用事業(信託業務を除く)について】

当会では、紛争解決機関として、次の外部機関(弁護士会仲裁センター等)を利用しています。

○東京三弁護士会(東京、第一東京、第二東京)仲裁センター等
○公益社団法人 民間総合調停センター(大阪府)

○京都弁護士会紛争解決センター
○兵庫県弁護士会紛争解決センター

これらの各機関のご利用に際しては、①の窓口又はJAバンク相談所【電話:03-6837-1359 月～金 午前9時～午後5時(金融機関の休業日を除く)】にお申し出ください。

なお、以下の弁護士会仲裁センター等には、お客さまより直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

名 称	電 話 番 号
東京 弁護士会 紛 争 解 決 セ ン タ ー	03-3581-0031
第一東京 弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	03-3595-8588
第二東京 弁護士会 仲 裁 セ ン タ ー	03-3581-2249
京都 弁護士会 紛 争 解 決 セ ン タ ー	075-231-2378
兵庫県 弁護士会 紛 争 解 決 セ ン タ ー	078-341-8227

また、東京三弁護士会の仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

現地調停

東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

移管調停

東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容についてはJAバンク相談所又は東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

【信託業務について】

一般社団法人信託協会(あっせん委員会)(利用に際しては、以下の信託相談所にお申し出ください。)

信託相談所【電話:0120-817335(フリーダイヤル)/03-6206-3988(携帯電話の場合)

月～金 午前9時～午後5時15分(金融機関の休業日を除く)】

金融商品の勧誘方針

当会では、お客さまが安心して金融商品をご利用いただけますよう、知識と経験を持った職員を配置し、リスクの所在など重要な事項を正しくご理解いただくための各種商品に対する情報提供に努めています。

金融商品の勧誘方針

当会は、貯金・定期積金、その他の金融商品の販売等に係る勧誘に当たっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的並びに知識、経験、財産の状況及び意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

■ お客様本位の業務運営に関する取組方針

お客様本位の業務運営を実現するため、当会は平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、「お客様本位の業務運営に関する取組方針」を策定いたしました。

また、令和3年1月に金融庁により改訂された原則に対応し、お客様の安定的な資産形成に貢献していくため、令和5年2月に当会の取組方針の見直しを実施いたしました。

● お客様の最善の利益の追求

当会は、多様化・複雑化する金融環境において高度な専門性とお客様に対する誠実かつ公正な職業倫理を有したうえで、お客様の最善の利益を追求いたします。

また、府内JAにおいても、協同組合というメンバーシップの特性を活かし、対話を通じた情報の収集と分析により、個別最適なタイミングで、より最適な提案を行うという形でのコミュニケーション（マネーライフプランの提案）を行います。適時適切な提案を通じて、お客様とのwin-winの新たな関係を築けるよう支援いたします。

● 利益相反の適切な管理

当会は、「利益相反管理方針」等に基づき、利益相反のおそれのある取引について適切に把握・管理してまいります。

● 手数料等の明確化

当会は、お客様がご負担される手数料・その他費用について、当該手数料等がどのようなサービス等の対価に関するものかを含め、お客様にご理解いただけるよう情報提供に努めてまいります。

● 重要な情報の分かりやすい提供

当会は、府内JAが、お客様のご判断に資するよう、商品・サービス内容に係る手数料のほか、取引条件、リスク・リターン、お客様の属性やニーズを踏まえた推奨理由、お客様との間で利益相反の可能性がある場合にはその内容等の重要な情報を適切に提供できるよう支援いたします。

● お客様にふさわしい商品・サービスの提供

当会は、府内JAが、お客様の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等に沿った金融商品・サービスを提案できるよう支援いたします。

なお、当会は金融商品の組成に携わっておりません。

● 職員に対する適切な動機づけ等

当会は、職員が最適なサービスの提供を通じてお客様の信頼に応えられるよう、職員教育・研修等を通じて経営理念を共有・促進し、お客様本位の業務運営の実現に向けた体制が堅固なものとなるよう取り組んでまいります。

■ 個人情報保護について

当会は、個人情報保護の重要性に鑑み、また、当会に対する社会の信頼をより向上させるため「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」・その他の関連法令・ガイドライン等に基づき、次のとおり取組方針を制定し、個人情報の適正な取扱いに努めています。

個人情報保護方針

当会は、ご利用者の個人情報及び個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守

当会は、ご利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項及び当会の諸規程を誠実に遵守します。

2. 利用目的

当会は、ご利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表又は明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたし

せん。

また、当会は、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法による個人情報の利用はいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業者及び委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者(外国にある第三者を含みます。)に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微(センシティブ)情報の取扱い

当会は、ご本人の機微(センシティブ)情報(金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。)につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 仮名加工情報の取扱い

当会は、仮名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて他の情報と照合しない限り特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報をいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報(個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報

であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。)の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

9. 開示、訂正等・利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示、訂正等及び利用停止等並びに第三者提供の停止のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

また、第三者提供記録につきましても、ご本人からの開示のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

10. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

11. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒541-0043

大阪府大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号

大阪府信用農業協同組合連合会 総務部

TEL 06-6204-6576

利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法及び関係するガイドライン並びに当会で定める利益相反管理方針(以下、「方針」といいます。)に基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行しています。

当会は、法令等に従い、当会の利益相反管理方針の概要を次のとおり公表いたします。

1. 対象取引の範囲

方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務又は金融商品関連業務に係るお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会の間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引又は当該お客さまとの取引の条件若しくは方法を変更し、又は中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に

開示する方法(ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。)

- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

4. 利益相反管理体制

- (1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署及びその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。

また、当会の役職員に対し、方針及び方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

- (2) 利益相反管理統括者は、方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性及び有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

■ マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業において、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。また、利用者に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

【管理態勢等】

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

【マネー・ローンダリング等の防止】

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書やその他ガイドラインを勘案し、自らが

直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

【反社会的勢力との決別】

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を断固として拒絶します。

【職員の安全確保】

4. 当会は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

【外部専門機関との連携】

5. 当会は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

■ 利用者保護等管理方針

当会は、ご利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、ご利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行います。

1. 当会は、ご利用者に対する取引又は金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）及び情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 当会は、ご利用者からのご相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、ご利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 当会は、ご利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得並びに情報の紛失、漏洩及び不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するに当たっては、ご利用者情報の管理やご利用者への対応が適切に行われるよう努めます。

5. 当会は、当会との取引に伴い、ご利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

【備考1】 本方針の「ご利用者」とは、「農業協同組合法その他関連法令等により営む事業で取引をされている方及び今後取引を検討されている方」をいいます。

【備考2】 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等においてご利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

さまざまな業務を通じて、 皆さまのニーズに真摯にお応えします。

貯金業務

当会は、府内JAがご利用者の皆さまからお預かりした貯金およそ5兆円のうち、4兆482億円を預かっており、また地域の事業会社や個人の方にもご利用いただいています。各種貯金、定期積金等皆さまのニーズにお応えすることができるよう商品を取り揃えています。



本所窓口

融資業務

当会は、府内JAの融資業務を補完し、農業基盤の拡充と発展を目的とした農業関連融資への取組みはもとより、大阪に拠点を置く企業を中心に、広範囲な融資活動を積極的に展開し、地域経済の発展に貢献しています。

また、受託金融機関として、(株)日本政策金融公庫の農業者向け制度融資の窓口業務(代理業務)も行っております。



融資活動

有価証券運用業務

ご利用者の皆さまからお預かりした大切な資金をもとに、国債等を中心に良質なポートフォリオを構築し、安定的な収益の確保に努めています。

金融商品の高度化・複雑化が進展する中、今後も経済情勢の変化に機敏に対応しつつ、各種リスクに留意した運用を行います。



有価証券運用

信託業務

当会は、ご利用者の多様化する資産承継ニーズに応えるために、本体として信託業務を取り扱っています。

公正証書遺言の作成サポートから遺言執行までをワンストップでご提供する「遺言信託」、預貯金解約など相続後の手続きをサポートする「遺産整理業務」、ご契約者の相続後にあらかじめ指定されたお受取人さまが簡単な手続きで資金を受け取れる「遺言代用信託」といった3種類の商品をご提供しています。



信託業務

業務のご案内

金融推進業務

当会では、他の金融機関との差別化を図るオンリーワン戦略の実践と徹底を掲げ、府内JAと一体となった最適なサービスの提供を通じて、「地域で一番頼れる金融機関」を目指すための取り組みを行っています。

JAバンク大阪をご利用の皆さまのお金と暮らしに関するニーズが多様化する中、大阪府全体の事業運営に係る企画、JAの金融事業活動に関する支援を行い、皆さまの満足度向上に努めています。

信用事業指導業務

「JAバンクシステム」のもと、①組合員をはじめ、地域の皆さまのニーズに十分に答えることができる金融商品・サービスを提供し、JAの利便性を向上させること、②JAを安心してご利用いただけるようその健全性を高め、また万一の場合に備えて信頼できるセーフティネットを構築、維持すること、この2点を目的に、当会が「JAバンク大阪府本部」として、府内JAの信用事業全体のレベルアップと各JAの健全性のチェック等を行っています。

資金決済業務

当会は、府内JAの為替・決済業務本部として、全国のJAを含む各金融機関とのATMによる貯金ネットワークサービスをはじめ、振込・代金取立などの内国為替取引、給与・年金の自動受取、公共料金等の自動支払、またインターネットによる各種金融サービスの提供など多様化・高度化する決済業務に対応しています。

オンライン・電算業務

JAバンク大阪の信用事業オンラインシステムは、全国統一の「JASTEMシステム」を使用し、当会並びに府内JAをご利用いただいている皆さまに、安全・安心、かつ高度なオンライン金融サービスを提供しております。

また、JAバンク大阪をご利用いただいている皆さまの貯金の安全性を確保するため、偽造・盗難キャッシュカードの対策として、ICキャッシュカードの発行を行っています。

商品のご案内

主な貯金

種 類		特 色	期 間	お預け入れ金額
総 合 口 座		普通貯金と定期貯金を一冊の通帳にセットでき、また、必要時に定期貯金から自動借入もできるたいへん便利な口座です。受取る（給与など）・支払う（公共料金など）・貯める・借りるが一冊でできます。	出し入れ自由	1円以上
普 通 貯 金		自由に出し入れができます。公共料金等の自動支払や給与・年金等の自動受取が可能です。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金無利息型 (決済用)		無利息の決済用貯金であり、貯金保険により、全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上
貯 蓄 貯 金		普通貯金と同じように出し入れができるうえ、お預入残高に応じて、適用利率が段階的に高くなります。（金利情勢などにより、各段階の利率が同じになる場合もございます。）お使いみちの決まっていない資金の運用に最適です。	出し入れ自由	1円以上
当 座 貯 金		小切手・手形等によりお支払いができます。	出し入れ自由	1円以上
通 知 貯 金		ごく短期間の運用に便利です。	1週間以上	50,000円以上
大 口 定 期 貯 金		大口資金の運用に適しています。	1か月以上 10年以内	1,000万円以上
スーパ－定期貯金		固定金利で金額・期間に合わせてお選びいただけます。証書・定期貯金通帳・総合口座でのお取扱いが可能です。	1か月以上 10年以内	1円以上
期日指定定期貯金		固定金利で、利息は1年複利で計算されますので有利です。 1年間の据置期間後はいつでもお引き出しいただけます。	最長3年	1円以上 300万円未満
変動金利定期貯金		6か月ごとに金利が変動します。	1・2・3年	1円以上
据 置 定 期 貯 金		預入期間に応じて6段階の金利を設定しています。	6か月以上 5年以内	1円以上 1,000万円未満
定 期 積 金		ご計画に合わせて一定期間ごとに積み立てていく積金です。	6か月以上 5年以内	1,000円以上 1円単位
財形貯蓄	一般財形貯金	積立額、貯蓄目的ともご自由。お預け入れ後、1年経過すればいつでもお引き出しいただけます。	3年以上	1回あたり1円以上
	財形住宅貯金	住宅取得を目的とした積み立てで、財形年金と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回あたり1円以上
	財形年金貯金	在職中に退職後のために積み立てを行い、60歳以降に年金方式（2か月または3か月ごとのお受取り）でお受取りできます。また、財形住宅と合わせて550万円まで非課税の特典が受けられます。	5年以上	1回あたり1円以上
納 税 準 備 貯 金		税金の納付に備えるための貯金です。	お引き出しは納税時	1円以上
J A 教 育 資 金 贈 与 専 用 口 座		教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置に対応した専用口座です。ご利用いただける方は、直系尊属（祖父母等）から贈与契約書により教育資金を受贈した30歳未満の個人で、贈与による金銭の取得後2か月以内に本口座に預入いただく必要があります。原則として貯金者の教育資金の支払にあてる場合に限り払い戻しできます。	貯金者が30歳に達した日など、一定の要件に該当した日まで	1円以上 1,500万円以下
成年後見支援貯金		家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設に係る「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。	定めなし	1円以上
成年後見支援貯金 無利息型（決済用）		家庭裁判所から成年後見支援貯金の口座開設に係る「指示書」の発行を受けた方がご利用いただけます。無利息の決済用貯金であり、貯金保険により全額保護されます。	定めなし	1円以上
譲 渡 性 貯 金 (NCD)		大口資金の運用に適しています。また、満期日前に譲渡することができます。貯金保険の対象ではありません。	5年以内	1,000万円以上

●定期貯金は原則として毎週月曜日に利率を見直し、店頭に表示しています。 ●詳しくは、店頭に備えつけの商品概要説明書をご覧ください。

商品のご案内

農業関連向けご融資

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご返済期間	保証・担保
農林漁業振興資金	当会の会員の皆さま及び農林漁業を営まれる皆さま	農林漁業に係る設備・運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	20年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。
受託貸付業務	(株)日本政策金融公庫の各種資金の受託業務をお取り扱いしています。				
制 度 融 資	農業近代化資金など各種制度融資をお取り扱いしています。				

事業関連向けご融資

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご返済期間	保証・担保
事 業 資 金	府内に住所または事務所をお持ちで、対象となる事業を営まれている一般企業の皆さま	通常の運転資金・設備資金のほか、決算・賞与資金やその他の季節的・一時的な資金、あるいは長期の運転資金にお使いいただけます。	ご相談のうえ決定しています。	ご相談のうえ決定しています。	必要に応じて、ご相談のうえ決定しています。
個 人 事 業 資 金	府内JAの組合員の皆さま	運転資金・設備資金・その他資金で農業外事業を営むために必要な資金にお使いいただけます。	1億円以内	20年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。
賃貸住宅ローン	府内JAの組合員の皆さま	貸家・賃貸住宅の新築、増改築、賃貸住宅の購入などにお使いいただけます。	5億円以内	35年以内	原則として農業信用基金協会の保証を受けていただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。

個人向けご融資

種 類	ご利用いただける方	お使いみち	ご融資金額	ご返済期間	保証・担保
住 宅 ロ ー ン	満20歳以上でその他一定の要件を満たしている方	住宅の新築・増築、宅地または住宅の購入などにご利用いただけます。	5,000万円以内	35年以内	原則として担保・保証をいただきます。その他必要に応じてご相談のうえ決定しています。

●当会規定上、ローンのご利用は大阪府内在住の方に限らせていただきます。

国債の窓口販売

種 類	期 間	申込単位	発 行	留意事項
長期利付国債	10年	5万円	月1回	中途売却する場合、市場価格の変動により売却価格が購入価格を下回ることがあります。
中期利付国債	2年・5年			
個人向け国債	固定3年	1万円	月1回	発行から1年が経過すれば中途換金できますが、直近2回分の利子相当額(税引前)×0.79685が差し引かれます。
	固定5年			
	変動10年			

●国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。 ●詳しくは、店頭に備えつけの商品概要説明書をご覧ください。

信託関連商品

種 類	特 色
遺 言 信 託	当会が遺言書作成のアドバイスを行い、お客さまが作成された公正証書遺言を当会が責任をもって預かりいたします。また、相続開始時には当会が遺言執行者として執行手続等を行います。(執行コースのみ)
遺 産 整 理 業 務	当会の遺産整理業務は、複雑で手間のかかる相続手続について、相続人の皆さまのお手伝いをさせていただくものです。具体的には、「財産目録の作成」、「相続人の皆さまで合意された遺産分割協議書の文書化」、「各種財産の名義変更」などの手続きを承ります。
金 銭 信 託 (遺言代用信託)	ご契約者さまから信託されたご資金を、相続開始時に簡単な手続きで、あらかじめ指定されたお受取人さまにお支払いします。

その他の商品・サービス

種 類	内 容
J A ネット バ ン ク	インターネットに接続されているパソコンや携帯電話からご利用貯金口座の残高や入出金明細の照会のほか、指定口座への振込・振替等のサービス及びマルチペイメントネットワークによる収納サービスもご利用いただけます。また、法人JAネットバンクを通じて、JAバンクでんさいサービスもご利用いただけます。
内 国 為 替 サ ー ビ ス	全国どここの金融機関にも、お振込、お取立を行っています。
J A キャッシュ サ ー ビ ス	当会のキャッシュカードがあれば、全国のJA・信連・JFマリンバンク・都銀・地銀・第二地銀・信金・信組・労金・ゆうちょ銀行及びイーネットATM・ローソン銀行・セブン銀行のCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入・支払機）で、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。手数料等については、次ページをご確認下さい。 また、J-デビットの加盟店において、ご利用代金を精算できるデビットカードサービスをご利用いただけます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがお客さまのご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各 種 自 動 受 取 サ ー ビ ス	国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客さまの口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配ありません。
各 種 自 動 支 払 サ ー ビ ス	電気・電話・NHK放送受信料等公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたします。
ク レ ジ ャ ッ ト カ ー ド （ J A カ ー ド ）（ J A カ ー ド ー 体 型 ）	お買物、ご旅行、お食事などのお支払いはもちろん、ネットショッピング、公共料金、税金等、幅広いシーンでのお支払いにご利用いただけ、JA独自の多彩な特典を備えた、安心・便利なカードです。また、使えば使うほどポイントがたまる「JAカードわいわいポイントプログラム」にて、ポイントから素敵な商品等への交換が可能です。さらに、JA直売所・ファーマーズマーケットでのお買物が5%引き、JA-SS・ホクレンSSでの給油が2円/ℓ割引、その他のJA施設でのお買物で2%ポイントアップになるなど日常使いに大変便利なサービスです。 JAカードでは、ICキャッシュカードとJAカードを1枚にまとめた一体型カードもお取り扱いしております。
信 託 契 約 代 理 業 務	農中信託銀行（株）の信託契約代理店として、土地信託・特定贈与信託・公益信託等の信託契約代理業務の取扱いをしています。なお、当会が行う信託契約代理業務は、契約締結の媒介です。
遺 言 信 託 （ 農 中 信 託 代 理 店 ）	農中信託銀行（株）の遺言信託代理店として、遺言信託契約締結の媒介を行っております。
遺 産 整 理 業 務 （ 農 中 信 託 代 理 店 ）	農中信託銀行（株）の遺言信託代理店として、遺産整理に関する委任契約締結の媒介を行っております。
コ ン サ ル テ ィ ン グ 業 務	ライフプランニング、貯蓄、年金、借入、投資・運用、資産活用、相続・贈与に係る各種相談、提案、助言及び経営全般に係るコンサルティングを行います。
小 規 模 企 業 共 済 業 務	（独）中小企業基盤整備機構の代理店として、小規模企業共済をお取り扱いしています。

手数料一覧

ATM手数料(当会のキャッシュカードをご利用の場合)(令和7年7月1日現在)

ご利用のATM (稼働時間 8:00~21:00)	取引内容	手数料(利用1回あたり)		
		平日 8:45~18:00	土曜 9:00~14:00	平日・土曜の その他時間帯 及び日曜・祝日
JAバンク	入出金	無料	無料	無料
JFマリンバンク	出金	無料	無料	無料
ゆうちょ銀行	入出金	110円	110円	220円
E-net(イーネット) ローソン銀行 セブン銀行	入出金	110円	110円	220円
三菱UFJ銀行	出金	無料	110円	110円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- その他提携銀行(MICS)のATM手数料は、ATM設置金融機関による所定の手数料となります。
- 法人のお客さまは、当会のATM以外にご利用いただけません。
- 1月2日と1月3日の手数料は、祝日と同じ手数料となります。また、12月31日の手数料は、ゆうちょ銀行と三菱UFJ銀行は曜日に応じた手数料、その他は祝日と同じ手数料となります。

JAネットバンク利用料(令和7年7月1日現在)

種 類	月額利用料
個人JAネットバンク	無料
法人JAネットバンク(振込・照会サービスのみ)	1,100円
法人JAネットバンク(振込・照会サービス + データ伝送サービス)	3,300円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 振込手数料については、P31「為替取扱手数料」をご覧ください。
- 端末(パソコン又は携帯電話)やこれに付随する関連機器、通話料、インターネット接続業者(プロバイダー)や携帯電話会社との契約料、接続料等につきましては、お客さまのご負担となります。

JAバンクアンサーサービス(ANSER-HT[VALUX])手数料(令和7年7月1日現在)

種 類	月額手数料
照会・資金移動サービス	1,100円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 照会サービスのみご利用の場合も月額手数料は1,100円となります。

JAバンクでんさいサービス手数料(令和7年7月1日現在)

月額利用料:無料

※本サービスのご利用にあたっては、当会所定の審査があります。また、法人JAネットバンクのご契約が別途必要です。

種 類	手数料(取扱い1件あたり)	
	当会本支所あて・系統金融機関あて	系統以外の金融機関あて
発生記録	330円	660円
譲渡記録	330円	660円
分割(譲渡)記録	330円	660円

- 上記金額には消費税が含まれています。
- でんさいは、株式会社全銀電子債権ネットワークが取り扱う電子記録債権です。
- サービスの詳細並びにその他のお取引手数料につきましては、当会窓口にお問い合わせください。
- 上記系統金融機関とは、JA・信連・農林中金のことです。
- 系統以外の金融機関とは、上記以外の銀行・信金・信組・労金等の金融機関のことです。

為替取扱手数料 (令和7年7月1日現在)

種 類			当会同一店舗あて	当会本支所あて・系統金融機関あて	系統以外の金融機関あて
振込手数料 (一件につき)	窓口利用		550円	550円	880円
	ATM利用	現金	220円	440円	660円
		キャッシュカード	無料	220円	440円
	インターネット バンキング利用	個人	無料	110円	220円
		法人	無料	220円	440円
	JAバンクアンサーサービス (ANSER-HT[VALUX])		無料	220円	440円
	JAデータ伝送サービス		無料	220円	440円
	自動送金サービス		無料	220円	440円
取立手数料		電子交換	1通につき 1,100円		
		個別取立	1通につき 2,200円 ただし、当会同一店舗あて・本支所あては無料とする。		
諸手数料 その他の	振 込 の 組 戻 料		1件につき 1,100円		
	振 込 の 訂 正 料		1件につき 1,100円		
	不 渡 手 形 返 却 料		1通につき 1,100円		
	取 立 手 形 組 戻 料		1通につき 1,100円		
	取 立 手 形 店 頭 呈 示 料		1通につき 1,100円		

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 系統金融機関とは、JA・JFマリンバンク・信連・信漁連及び農林中金等のことです。
- 系統以外の金融機関とは、上記以外の銀行・信金・信組・労金等の金融機関のことです。
- その他の諸手数料で、1,100円を超える取立経費を要する場合は、その実費とさせていただきます。
- ATM利用の振込については、系統以外の金融機関のカード利用時には振込手数料のほか別途ATMの利用手数料が必要です。

その他の手数料 (令和7年7月1日現在)

種 類	手数料
小切手帳発行	1冊につき 11,000円
手形帳発行	1冊につき 5,500円
小切手・手形署名判登録料	5,500円
自己宛小切手発行	1枚につき 880円
残高証明書 当会の書式 定例発行	1枚につき 550円
残高証明書 当会の書式 随時発行	1枚につき 770円
残高証明書 当会の書式以外	1枚につき 2,200円
貯金通帳再発行	1冊につき 1,100円
貯金証書再発行	1通につき 1,100円
ICキャッシュカード発行	無料
ICキャッシュカード再発行	1枚につき 1,100円
成年後見支援貯金 口座開設手数料	13,200円
成年後見支援貯金 口座維持管理手数料	13,200円(年間)

- 上記金額には消費税が含まれています。

窓口両替手数料 (令和7年7月1日現在)

	枚 数	手数料
窓口両替 金額指定の払戻し	10枚まで	660円 (当会に口座をお持ちの方は1日1回まで無料)
	11～500枚	660円
	501枚以上	1,320円 (以降500枚ごとに660円加算)

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 持込または持帰の多い方の枚数により所定の手数をいただきます。
また、同一金種間(新券・汚損現金等)の交換も、両替に準じた所定の手数をいただきます。ただし、記念硬貨への交換につきましては、無料といたします。
- 金種を指定しての現金払戻し、また、新券指定の現金払戻しにつきましても、両替に準じた手数料をいただきます。
なお、一部の金種を指定して払戻しされる場合、金種を指定せずに払戻しされた残金についても合計枚数に含まれます。
- 窓口で通帳またはキャッシュカードの提示が必要となります。

窓口硬貨入金整理手数料 (令和7年7月1日現在)

枚 数	手数料
100枚まで	660円 (1日1回まで無料)
101～500枚	660円
501枚以上	1,320円 (以降500枚ごとに660円加算)

- 上記金額には消費税が含まれています。
- 窓口でのお口座へのご入金の際に、算定する硬貨の枚数によって所定の手数をいただきます。算定に対する手数料のため、算定後に入金を取りやめる場合や、金額を変更される場合も、所定の手数をいただきます。
なお、手数料はご入金する硬貨とは別にご用意ください。

コンサルティング業務手数料 (令和7年7月1日現在)

種 類	手数料
単発型(提案書作成、1通)	110,000円
継続型(月額)	33,000円

- 上記金額には消費税が含まれています。

資料編

Contents

◆ 貸借対照表	33
◆ 損益計算書	34
◆ 剰余金処分計算書	35
◆ 注記表	36
◆ 損益の状況と諸指標	48
◆ 貯金の状況	49
◆ 貸出金の状況	50
◆ 農協法に基づく開示債権等の状況	53
◆ 有価証券の状況	54
◆ 時価情報等	55
◆ 信託業務の状況	57
◆ 自己資本の充実の状況(単体)	58
◆ グループの概況	79
◆ 連結情報	80
◆ 自己資本の充実の状況(連結)	98
◆ 役員等の報酬体系	120
◆ 組織・機構図・店舗一覧	121
◆ 沿革・あゆみ	122
◆ 財務諸表の適正性等に係る確認・ 会計監査人の監査を受けている旨	123
◆ 法定開示項目 索引	124

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
現 金	4,008	5,216	貯 金	4,303,994	4,146,586
預 け 金	2,745,525	2,512,641	当 座 貯 金	30,665	23,743
系 統 預 け 金	2,740,487	2,502,605	普 通 貯 金	9,375	6,411
系 統 外 預 け 金	5,037	10,035	貯 蓄 貯 金	26	20
コ ー ル ロ ー ン	－	5,000	通 知 貯 金	100	100
買 入 金 銭 債 権	5,165	4,034	別 段 貯 金	225	295
金 銭 の 信 託	110,167	117,099	定 期 貯 金	4,263,552	4,115,971
有 価 証 券	1,121,639	1,083,868	定 期 積 金	48	44
国 債	326,514	361,577	譲 渡 性 貯 金	237,300	312,800
地 方 債	1,095	1,080	債券貸借取引受入担保金	126,722	23,936
社 債	31,285	31,530	借 用 金	23,800	11,100
外 国 証 券	453,315	414,450	そ の 他 負 債	49,662	48,409
株 式	11,745	9,959	貸 付 留 保 金	175	214
受 益 証 券	297,683	265,269	未 払 法 人 税 等	471	484
貸 出 金	865,808	830,917	貯金利子諸税その他	26	28
手 形 貸 付	1,361	289	従 業 員 預 り 金	779	766
証 書 貸 付	658,707	643,529	金 融 派 生 商 品	14,888	8,113
当 座 貸 越	26,945	23,955	金融商品等受入担保金	－	8,768
金 融 機 関 貸 付	178,740	163,094	仮 受 金	3,726	4,036
割 引 手 形	53	48	リ ー ス 債 務	222	167
そ の 他 資 産	15,939	26,915	そ の 他 の 負 債	663	560
従 業 員 貸 付 金	23	22	未 払 費 用	24,166	25,238
差 入 保 証 金	26	26	前 受 収 益	8	8
金 融 派 生 商 品	4,935	17,407	約定取引未決済借	4,518	－
仮 払 金	273	416	未 決 済 為 替 借	16	20
そ の 他 の 資 産	2,973	1,107	諸 引 当 金	15,638	16,162
未 収 収 益	6,530	7,912	相 互 援 助 積 立 金	13,039	13,449
前 払 費 用	12	12	賞 与 引 当 金	211	217
約定取引未決済貸	1,153	－	退 職 給 付 引 当 金	2,113	2,221
未 決 済 為 替 貸	9	10	役員退職慰労引当金	93	112
有 形 固 定 資 産	7,836	7,742	特例業務負担金引当金	179	161
建 物	3,119	3,063	繰 延 税 金 負 債	9,085	－
土 地	4,385	4,385	債 務 保 証	131	123
リ ー ス 資 産	186	148	負 債 の 部 合 計	4,766,335	4,559,117
その他の有形固定資産	145	144	(純 資 産 の 部)		
無 形 固 定 資 産	52	29	出 資 金	140,690	140,690
ソ フ ト ウ ェ ア	30	22	(うち後記出資金)	(87,270)	(87,270)
リ ー ス 資 産	20	5	再 評 価 積 立 金	0	0
その他の無形固定資産	1	1	利 益 剰 余 金	132,648	133,579
外 部 出 資	192,420	240,020	利 益 準 備 金	59,700	61,000
系 統 出 資	188,385	235,983	その他利益剰余金	72,948	72,579
系 統 外 出 資	3,771	3,773	経営基盤安定化積立金	27,600	28,250
子 会 社 等 出 資	263	263	特 別 積 立 金	28,900	29,550
繰 延 税 金 資 産	－	1,457	当 期 未 処 分 剰 余 金	16,448	14,779
債 務 保 証 見 返	131	123	(うち当期剰余金)	(6,046)	(4,950)
貸 倒 引 当 金	△ 2,808	△ 2,691	会 員 資 本 合 計	273,339	274,270
			その他有価証券評価差額金	39,020	△ 3,133
			繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 12,807	2,119
			評価・換算差額等合計	26,212	△ 1,013
			純 資 産 の 部 合 計	299,551	273,256
資 産 の 部 合 計	5,065,887	4,832,373	負債及び純資産の部合計	5,065,887	4,832,373

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経常収益	65,448	70,510
資金運用収益	38,997	45,362
貸出金利	5,346	4,633
預け金利	57	1,154
有価証券利息配当金	20,779	24,483
コールローン利息	0	22
その他の受入利息	12,813	15,068
(うち受取奨励金)	(12,564)	(15,041)
(うち受取特別配当金)	(215)	(-)
役務取引等収益	50	51
受入為替手数料	8	7
その他の受入手数料	35	39
その他の役務取引等収益	6	5
その他事業収益	9,543	7,833
国債等債券売却益	6,825	7,831
受取出資配当金	2,717	2
その他の経常収益	16,857	17,262
貸倒引当金戻入益	48	117
株式等売却益	14,448	14,090
金銭の信託運用益	2,164	2,858
その他の経常収益	195	196
経常費用	58,111	64,250
資金調達費用	25,283	27,404
貯蓄金利息	94	1,414
譲渡性貯蓄金利息	27	868
債券貸借取引支払利息	14	156
金スワップ支払利息	1,637	1,871
その他の支払利息	23,509	23,093
(うち支払奨励金)	(23,494)	(23,063)
役務取引等費用	317	345
支払為替手数料	1	1
その他の支払手数料	315	343
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	26,684	30,261
支払助成金	0	0
外国為替売買損	6,476	7,932
国債等債券売却損	15,722	21,263
国債等債券償還損	4,484	1,064
経常費用	5,134	5,065
人物件	2,198	2,237
人物件	2,708	2,658
税	227	169
その他の経常費用	692	1,173
相互援助積立金繰入額	412	409
株式等売却損	84	616
株式等償却	9	-
金銭の信託運用損	152	121
その他の経常費用	34	26
経常利益	7,336	6,260
特別損失	2	5
固定資産処分損	2	5
税引前当期利益	7,334	6,254
法人税、住民税及び事業税	1,288	1,308
法人税等調整額	0	△ 4
法人税等調整額	1,288	1,304
当期繰越剰余金	6,046	4,950
当期首繰越剰余金	10,402	9,828
当期未処分剰余金	16,448	14,779

剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	16,448	14,779
剰 余 金 処 分 額	6,620	5,986
利 益 準 備 金	1,300	1,000
任 意 積 立 金	1,300	1,000
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	650	500
特 別 積 立 金	650	500
出 資 配 当 金	2,475	2,475
(普 通 出 資 配 当 率)	(3%)	(3%)
(後 配 出 資 配 当 率)	(1%)	(1%)
事 業 分 量 配 当 金	1,544	1,511
次 期 繰 越 剰 余 金	9,828	8,793

●事業分量配当金の分配の基準

令和5年度	年間貯金利用高に対し	0.036%
令和6年度	年間貯金利用高に対し	0.036%

●任意積立金のうち経営基盤安定化積立金は次のとおりです。

- (1)積立目的
府内信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てるものとします。
- (2)積立目標額
特別積立金の残高に達するまでの額。
- (3)取崩基準
総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができるものとします。

注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
- ・子会社・子法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・及び関連法人等株式
- ・その他有価証券・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物	15年～50年
その他	3年～30年

- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当年度末の要支給見積額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式を売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,808百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1(9)①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「5(2)①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、4,826百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 126,823百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 126,722百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券12,249百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計14,482百万円含まれています。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は1,015百万円です。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 ー 百万円

危険債権額 213百万円

三月以上延滞債権額 ー 百万円

貸出条件緩和債権額 ー 百万円

合計額 213百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は53百万円です。

(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度

額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,788百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金47,814百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額 69百万円

うち事業取引高 69百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額 953百万円

うち事業取引高 953百万円

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じて為替予約等の措置を講じることでその軽減を図って

注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

います。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に倣い行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。

(e) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で65,600百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額及び時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,745,525	2,744,229	△ 1,296
買入金銭債権			
満期保有目的	5,165	5,017	△ 147
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	19,857	19,857	—
その他の金銭の信託	90,309	90,309	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	143,598	143,121	△ 477
その他の有価証券	978,041	978,041	—
貸 出 金	865,808		
貸倒引当金	△ 2,806		
貸倒引当金控除後	863,002	854,692	△ 8,309
資 産 計	4,845,500	4,835,269	△ 10,230
貯 金	4,541,294	4,539,444	△ 1,850
借 用 金	23,800	23,744	△ 55
負 債 計	4,565,094	4,563,188	△ 1,906
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,109)	(5,109)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,842)	(4,842)	—
デリバティブ取引計	(9,952)	(9,952)	—

(脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金237,300百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しています。

② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 192,420百万円

（脚注）外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,745,525	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	964	661	493	414	363	2,268
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	168	1,682	1,682	168	168	142,724
その他有価証券のうち満期があるもの	200	10,049	29,620	74,469	59,452	678,085
貸 出 金	145,331	124,281	88,661	71,057	52,714	383,513
合 計	2,892,189	136,675	120,457	146,110	112,698	1,206,592

（脚注） 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越26,945百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金47,164百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等213百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,303,965	14	8	—	6	0
譲渡性貯金	237,300	—	—	—	—	—
借 用 金	12,700	9,400	1,700	—	—	—
合 計	4,553,965	9,414	1,708	—	6	0

（脚注）貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

（1）有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：百万円）

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	89,330	89,502	172
	小 計	89,330	89,502	172
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	54,268	53,619	△ 649
	その他	5,165	5,017	△ 147
	小 計	59,433	58,637	△ 796
合 計		148,764	148,139	△ 624

注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	11,006	4,414	6,591
	債 券	400,280	366,653	33,627
	国 債	83,002	78,942	4,060
	社 債	7,561	7,500	61
	外国証券	309,716	280,211	29,505
	受益証券	216,393	171,403	44,990
	小 計	627,679	542,471	85,208
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	739	772	△ 32
	債 券	268,331	291,049	△ 22,717
	国 債	243,511	265,853	△ 22,341
	地 方 債	1,095	1,100	△ 4
	社 債	23,724	24,095	△ 371
	受益証券	81,290	89,858	△ 8,568
	小 計	350,361	381,680	△ 31,319
合 計		978,041	924,151	53,889

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 15,024 百万円を差し引いた金額 38,865 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	5,143	2,650	84
債 券	151,075	6,825	15,722
受益証券	32,658	11,798	0
合 計	188,878	21,274	15,807

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とする

とともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当年度における減損処理額は、株式 9 百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 19,857百万円

当期の損益に含まれた評価差額 ー 百万円

②満期保有目的の金銭の信託はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えるもの	うち貸借対照表 計上額が取得原価 を超えないもの
その他の金銭の信託	90,309	90,095	214	3,043	2,829

(脚注) 1. 上記差額から繰延税金負債59百万円を差し引いた金額154百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	2,093百万円
退職給付費用	200百万円
退職給付の支払額	△180百万円
期末における退職給付引当金	2,113百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用

200百万円

- (2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっています。

また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は179百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

- (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	58百万円
賞与引当金超過額	58百万円
退職給付引当金超過額	589百万円
相互援助積立金超過額	3,635百万円
有価証券有税償却額	6百万円
未払事業税	83百万円
繰延ヘッジ損益	4,951百万円
その他	590百万円
繰延税金資産小計	9,974百万円
評価性引当額	△3,975百万円
繰延税金資産合計(A)	5,998百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△15,084百万円
繰延税金負債合計(B)	△15,084百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	△9,085百万円

- (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△5.87%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.36%
評価性引当額の増減	1.67%
その他	0.11%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	17.57%

注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。
- (2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
- ・子会社・子法人等株式及び関連法人等株式・・・原価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・その他有価証券・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

- (3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。
- (4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。
- (5) 有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。
また、主な耐用年数は次のとおりです。
建 物 15年～50年
その他 3年～30年
- (6) 無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。
- (7) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しています。なお、残存価額については、零としています。
- (8) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。
- (9) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

貸倒引当金は、資産の償却・引当要額に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向

上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当年度末の要支給見込額を計上しています。

⑥特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当年度末における将来負担見込額を計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式等売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式等とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(11) 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

①当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,691百万円

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「1(9)①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積り

に用いた仮定が変化した場合、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

①当年度に係る計算書類に計上した額

「5(2)①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

c 翌年度に係る計算書類に及ぼす影響

市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,073百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 24,012百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 23,936百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券2,373百万円を差し入れています。

(3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計1,763百万円含まれています。

(4) 子会社等に対する金銭債権はありません。

(5) 子会社等に対する金銭債務の総額は1,200百万円です。

(6) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(7) 理事、経営管理委員及び監事との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

(8) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4百万円

危険債権額 192百万円

三月以上延滞債権額 ー 百万円

貸出条件緩和債権額 ー 百万円

合計額 197百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないも

のです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は48百万円です。

(10) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、129,801百万円です。

(11) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金31,305百万円が含まれています。

4 損益計算書に関する事項

(1) 子会社等との取引による収益総額 68百万円

うち事業取引高 68百万円

(2) 子会社等との取引による費用総額 804百万円

うち事業取引高 802百万円

うち事業取引以外の取引高 2百万円

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応などと与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理し

注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

- ています。
- b 市場リスクの管理
- (a) 金利リスクの管理
- リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。
- (b) 為替リスクの管理
- 為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。
- (c) 価格変動リスクの管理
- 有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従い行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。
- (d) デリバティブ取引
- デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。
- (e) 市場リスクに係る定量的情報
- 当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。
- 当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で48,109百万円です。
- なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。
- ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。
- c 資金調達に係る流動性リスクの管理
- 流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。
- ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
- 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ①金融商品の貸借対照表計上額及び時価等
- 当年度末における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含まず③に記載しています。

(単位: 百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,512,641	2,507,939	△ 4,702
買入金銭債権			
満期保有目的	4,034	3,831	△ 203
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	19,917	19,917	—
その他の金銭の信託	97,181	97,181	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	158,788	158,701	△ 86
その他の有価証券	925,079	925,079	—
貸 出 金	830,917		
貸倒引当金	△ 2,689		
貸倒引当金控除後	828,227	811,723	△ 16,503
資 産 計	4,545,870	4,524,374	△ 21,496
貯 金	4,459,386	4,452,489	△ 6,896
借 用 金	11,100	11,051	△ 48
負 債 計	4,470,486	4,463,541	△ 6,944
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,799	3,799	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5,494	5,494	—
デリバティブ取引計	9,293	9,293	—

- (脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。
2. 貯金には、貸借対照表上の譲渡性貯金312,800百万円を含めています。
3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

- b 買入金銭債権
下記d及びeと同様の方法により評価しています。
- c 金銭の信託
信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。
- d 有価証券
有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。
- e 貸出金
貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

- a 貯金
要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- b 借入金
借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

- ③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額
外 部 出 資 240,020百万円

(脚注)外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

- ④金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,512,641	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	640	476	395	347	313	1,861
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	1,495	2,840	3,887	747	8,373	143,878
その他有価証券のうち満期があるもの	8,804	29,407	27,568	29,273	49,055	703,821
貸 出 金	147,419	90,280	76,464	58,844	58,237	399,450
合 計	2,671,001	123,005	108,315	89,212	115,980	1,249,012

(脚注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越23,955百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金12,655百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等197百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- ⑤借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,146,533	9	13	10	18	0
譲渡性貯金	312,800	—	—	—	—	—
借 入 金	9,400	1,700	—	—	—	—
合 計	4,468,733	1,709	13	10	18	0

(脚注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

① 売買目的有価証券はありません。

② 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	94,553	94,764	211
	小 計	94,553	94,764	211
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	64,235	63,937	△ 297
	その他	4,034	3,831	△ 203
	小 計	68,269	67,768	△ 500
合 計		162,823	162,533	△ 289

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,852	4,310	4,541
	債 券	130,873	120,411	10,461
	外国証券	130,873	120,411	10,461
	受益証券	147,785	121,385	26,400
	小 計	287,511	246,108	41,403
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,106	1,299	△ 192
	債 券	518,977	558,490	△ 39,513
	国 債	361,577	395,807	△ 34,229
	地 方 債	1,080	1,100	△ 19
	社 債	31,530	32,895	△ 1,365
	外国証券	124,788	128,687	△ 3,898
	受益証券	117,483	122,670	△ 5,187
	小 計	637,568	682,461	△ 44,893
合 計		925,079	928,569	△ 3,489

(脚注) 上記差額合計から繰延税金資産 997 百万円を加えた金額△ 2,492 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	2,750	1,406	99
債 券	246,192	7,831	21,263
受益証券	67,426	12,683	517
合 計	316,368	21,921	21,879

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

貸借対照表計上額 19,917百万円

当期の損益に含まれた評価差額 ー 百万円

② 満期保有目的の金銭の信託はありません。

③ その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	97,181	98,078	△ 897	2,862	3,760

(脚注) 1. 上記差額から繰延税金資産 256 百万円を加えた金額△ 641 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	2,113百万円
退職給付費用	165百万円
退職給付の支払額	△57百万円
期末における退職給付引当金	2,221百万円

b 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	165百万円
----------------	--------

- (2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、23百万円となっています。

また、令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は161百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	51百万円
賞与引当金超過額	60百万円
退職給付引当金超過額	633百万円
相互援助積立金超過額	3,845百万円
未払事業税	85百万円
その他有価証券評価差額金	1,254百万円
その他	558百万円
繰延税金資産小計	6,490百万円
評価性引当額	△4,183百万円
繰延税金資産合計(A)	2,306百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△848百万円
繰延税金負債合計(B)	△848百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	1,457百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△6.73%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.15%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△1.65%
評価性引当額の増減	1.67%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△0.30%
その他	△0.18%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.84%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.88%から、令和8年4月1日以後開始する年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.59%となります。この税率変更により、当年度の繰延税金資産は28百万円増加し、その他有価証券評価差額金は31百万円増加し、繰延ヘッジ損益は21百万円減少し、法人税等調整額は18百万円減少しています。

損益の状況と諸指標

利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
資 金 運 用 収 支	14,298	18,628	4,330
役 務 取 引 等 収 支	△ 267	△ 293	△ 26
そ の 他 事 業 収 支	△ 17,140	△ 22,427	△ 5,286
事 業 粗 利 益	△ 3,109	△ 4,092	△ 982
(事 業 粗 利 益 率)	(△ 0.06)	(△ 0.08)	(△ 0.02)

- 脚注
1. 資金運用収支＝資金運用収益－(資金調達費用－金銭の信託運用見合費用)
 2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用
 3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用
 4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
事 業 純 益	△ 8,243	△ 9,158	△ 914
実 質 事 業 純 益	△ 8,243	△ 9,158	△ 914
コ ア 事 業 純 益	652	4,274	3,621
コ ア 事 業 純 益 (投 資 信 託 解 約 損 益 を 除 く)	8,758	9,435	676

- 脚注
1. 事業純益＝事業収益－(事業費用－金銭の信託運用見合費用)－一般貸倒引当金繰入額
 2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額
 3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益
国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和5年度			令和6年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	4,682,157	38,997	0.83	4,645,299	45,362	0.97
うち 預 け 金	2,775,347	12,837	0.46	2,707,642	16,195	0.59
うち 有 価 証 券	1,021,342	20,779	2.03	1,086,007	24,483	2.25
うち 貸 出 金	879,491	5,346	0.60	840,949	4,633	0.55
資 金 調 達 勘 定	4,607,628	24,698	0.53	4,582,744	26,733	0.58
うち 貯 金 ・ 定 積	4,377,980	23,588	0.53	4,301,995	24,478	0.56
うち 譲 渡 性 貯 金	170,790	27	0.01	293,824	868	0.29
うち 借 用 金	29,774	－	－	18,088	－	－
総 資 金 利 鞘	－	－	0.18	－	－	0.29

- 脚注
1. 総資金利鞘＝資金運用利回り－資金調達原価率
資金調達原価率＝(資金調達費用(貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息(支払雑利息等))＋経費－金銭の信託運用見合費用)／(貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他(貸付留保金、従業員預り金等)－金銭の信託運用見合額)×100
 2. 預け金の利息には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 貯金・定積の利息には、支払奨励金が含まれています。
 4. 資金調達勘定計の平均残高及び利息は金銭の信託運用見合額及び金銭の信託運用見合費用を控除しています。

損益の状況と諸指標/貯金の状況

受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度増減額	令和6年度増減額
受 取 利 息	5,433	6,365
うち貸 出 金	424	△ 712
うち有 価 証 券	6,096	3,703
うちコ ー ル ロ ー ン	0	22
うち預 け 金	△ 1,078	3,358
支 払 利 息	1,304	2,035
うち貯 金 ・ 定 積	349	889
うち譲 渡 性 貯 金	9	841
差 引	4,129	4,330

- 脚注 1. 増減額は前年度対比です。
 2. 預け金には、受取奨励金及び受取特別配当金が含まれています。
 3. 貯金・定積には、支払奨励金が含まれています。
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

科目別貯金残高

【年度末残高】

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
流 動 性 貯 金	40,393	(0.8)	30,570	(0.6)	△ 9,823
定 期 性 貯 金	4,263,601	(93.8)	4,116,015	(92.3)	△ 147,585
計	4,303,994	(94.7)	4,146,586	(92.9)	△ 157,408
譲 渡 性 貯 金	237,300	(5.2)	312,800	(7.0)	75,500
合 計	4,541,294	(100.0)	4,459,386	(100.0)	△ 81,908

【平均残高】

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
流 動 性 貯 金	39,977	(0.8)	32,981	(0.7)	△ 6,996
定 期 性 貯 金	4,338,002	(95.3)	4,269,014	(92.8)	△ 68,988
計	4,377,980	(96.2)	4,301,995	(93.6)	△ 75,984
譲 渡 性 貯 金	170,790	(3.7)	293,824	(6.3)	123,033
合 計	4,548,770	(100.0)	4,595,820	(100.0)	47,049

- 脚注 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金＋納税準備貯金
 2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金
 3. ()内は構成比です。

定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
定 期 貯 金	4,263,552	(100.0)	4,115,971	(100.0)	△ 147,581
うち固 定 金 利 定 期	4,263,552	(100.0)	4,115,971	(100.0)	△ 147,581
うち変 動 金 利 定 期	—	—	—	—	—

- 脚注 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金
 3. ()内は構成比です。

貸出金の状況

科目別貸出金残高

【年度末残高】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	1,361	289	△ 1,072
証 書 貸 付	837,447	806,623	△ 30,824
当 座 貸 越	26,945	23,955	△ 2,990
割 引 手 形	53	48	△ 5
合 計	865,808	830,917	△ 34,891

【平均残高】

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
手 形 貸 付	1,263	574	△ 688
証 書 貸 付	851,805	811,752	△ 40,052
当 座 貸 越	26,366	28,577	2,211
割 引 手 形	55	43	△ 11
合 計	879,491	840,949	△ 38,541

貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
固 定 金 利 貸 出	499,005	(57.6)	500,967	(60.2)	1,962
変 動 金 利 貸 出	366,803	(42.3)	329,949	(39.7)	△ 36,854
合 計	865,808	(100.0)	830,917	(100.0)	△ 34,891

【脚注】 ()内は構成比です。

貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	5	4	0
有 価 証 券	70	70	—
動 産	—	—	—
不 動 産	7,259	6,259	△ 1,000
そ の 他 担 保 物	12,321	10,188	△ 2,132
計	19,655	16,522	△ 3,133
農 業 信 用 基 金 協 会 保 証	30	19	△ 10
そ の 他 保 証	13,593	9,176	△ 4,417
計	13,624	9,196	△ 4,428
信 用	832,528	805,198	△ 27,330
合 計	865,808	830,917	△ 34,891

債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
貯 金 ・ 定 期 積 金 等	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	52	48	△ 3
そ の 他 担 保 物	70	64	△ 5
計	122	112	△ 9
信 用	9	10	1
合 計	131	123	△ 8

貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
設 備 資 金	2,516	(0.2)	8,611	(1.0)	6,094
運 転 資 金	863,292	(99.7)	822,305	(98.9)	△ 40,986
合 計	865,808	(100.0)	830,917	(100.0)	△ 34,891

脚注 ()内は構成比です。

貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和5年度		令和6年度		増 減
製 造 業	91,387	(10.5)	70,682	(8.5)	△ 20,704
農 業	15	(0.0)	13	(0.0)	△ 2
林 業	—	—	—	—	—
漁 業	200	(0.0)	—	—	△ 200
鉱 業	—	—	—	—	—
建 設 業	4,961	(0.5)	3,338	(0.4)	△ 1,623
電気・ガス・熱供給・水道業	11,000	(1.2)	11,000	(1.3)	—
情 報 通 信 業	3,797	(0.4)	8,766	(1.0)	4,969
運 輸 業	24,235	(2.7)	22,073	(2.6)	△ 2,161
卸 売 ・ 小 売 業	105,132	(12.1)	108,866	(13.1)	3,734
金 融 ・ 保 険 業	293,390	(33.8)	268,433	(32.3)	△ 24,957
不 動 産 業	140,351	(16.2)	145,939	(17.5)	5,588
飲 食 店 ・ 宿 泊 業	1,419	(0.1)	1,247	(0.1)	△ 171
サ ー ビ ス 業	188,861	(21.8)	190,548	(22.9)	1,687
地 方 公 共 団 体	1,050	(0.1)	—	—	△ 1,050
そ の 他	8	(0.0)	6	(0.0)	△ 2
合 計	865,808	(100.0)	830,917	(100.0)	△ 34,891

脚注 1. 不動産業(個人事業主)向け貸出金は不動産業に含めています。
2. ()内は構成比です。

貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,686	2,595	—	2,686	2,595	2,595	2,494	—	2,595	2,494
個別貸倒引当金	170	213	—	170	213	213	197	—	213	197
合 計	2,857	2,808	—	2,857	2,808	2,808	2,691	—	2,808	2,691

脚注 期中減少額(その他)は、全額洗替額です。

貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

脚注 貸出金償却額は、すでに個別貸倒引当金を計上していた債権について、償却額と引当金戻入額を相殺した残高を表示しています。

貸出金の状況

主要な農業関係の貸出金残高

<営農類型別>

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
農 業	15	13	△ 2
耕 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	15	13	△ 2
果 樹 ・ 樹 園 農 業	—	—	—
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	—	—	—
養 鶏 ・ 養 卵	—	—	—
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	—	—	—
農 業 関 連 団 体 等	—	—	—
合 計	15	13	△ 2

- 脚注**
1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人及び農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
なお、P51の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

<資金種類別>

○貸出金

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
プ ロ パ ー 資 金	15	13	△ 2
農 業 制 度 資 金	—	—	—
農 業 近 代 化 資 金	—	—	—
合 計	15	13	△ 2

- 脚注**
1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的又は間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

○受託貸付金

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	1,174	1,166	△ 7

- 脚注** 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）に係る資金をいいます。

農協法に基づく開示債権等の状況

農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位: 百万円)

債権区分		債権額	保全額			
			担 保	保 証	引 当	合 計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	4	—	—	4	4
危 険 債 権	令和5年度	213	—	—	213	213
	令和6年度	192	—	—	192	192
要 管 理 債 権	令和5年度	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—
	三月以上延滞債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和5年度	—	—	—	—
		令和6年度	—	—	—	—
小 計	令和5年度	213	—	—	213	213
	令和6年度	197	—	—	197	197
正 常 債 権	令和5年度	866,167				
	令和6年度	831,414				
合 計	令和5年度	866,380				
	令和6年度	831,611				

- 脚注**
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
 - 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）
 - 要管理債権
農協法施行規則上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
 - 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く）
 - 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当するものを除く）
 - 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1. 2. 4. 5. に掲げる債権以外のものに区分される債権

元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

有価証券の状況

商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和5年度								
国 債	－	－	－	－	39,140	287,374	－	326,514
地 方 債	199	497	398	－	－	－	－	1,095
社 債	－	3,395	6,504	6,455	14,929	－	－	31,285
外 国 証 券	94	23,204	98,412	87,694	122,134	121,774	－	453,315
株 式	－	－	－	－	－	－	11,745	11,745
その他の証券	－	14,977	22,717	29,840	63,666	12,472	154,009	297,683
合 計	294	42,075	128,032	123,989	239,871	421,620	165,755	1,121,639
令和6年度								
国 債	－	15,968	－	－	98,242	247,366	－	361,577
地 方 債	298	295	486	－	－	－	－	1,080
社 債	2,599	6,025	2,525	8,109	12,271	－	－	31,530
外 国 証 券	4,614	34,204	49,234	31,953	214,971	79,471	－	414,450
株 式	－	－	－	－	－	－	9,959	9,959
その他の証券	2,532	9,051	37,060	19,336	69,762	14,333	113,192	265,269
合 計	10,045	65,545	89,307	59,400	395,247	341,171	123,152	1,083,868

【脚注】 有価証券残高のうち、保有目的区分「その他有価証券」については、期末の時価を適用しています。

種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和5年度	令和6年度	増 減
国 債	360,981	367,384	6,402
地 方 債	1,018	1,106	87
社 債	24,229	32,881	8,651
外 国 証 券	375,466	419,633	44,166
株 式	6,600	5,218	△ 1,381
そ の 他 の 証 券	253,046	259,783	6,737
合 計	1,021,342	1,086,007	64,664

時価情報等

有価証券の時価情報

○売買目的有価証券

該当する取引はありません。

○満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	外 国 証 券	89,330	89,502	172	94,553	94,764	211
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	外 国 証 券	54,268	53,619	△ 649	64,235	63,937	△ 297
合 計		143,598	143,121	△ 477	158,788	158,701	△ 86

○その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和5年度			令和6年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	11,006	4,414	6,591	8,852	4,310	4,541
	債 券	400,280	366,653	33,627	130,873	120,411	10,461
	国 債	83,002	78,942	4,060	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	7,561	7,500	61	—	—	—
	外国証券	309,716	280,211	29,505	130,873	120,411	10,461
	受益証券	216,393	171,403	44,990	147,785	121,385	26,400
	小 計	627,679	542,471	85,208	287,511	246,108	41,403
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	739	772	△ 32	1,106	1,299	△ 192
	債 券	268,331	291,049	△ 22,717	518,977	558,490	△ 39,513
	国 債	243,511	265,853	△ 22,341	361,577	395,807	△ 34,229
	地 方 債	1,095	1,100	△ 4	1,080	1,100	△ 19
	社 債	23,724	24,095	△ 371	31,530	32,895	△ 1,365
	外国証券	—	—	—	124,788	128,687	△ 3,898
	受益証券	81,290	89,858	△ 8,568	117,483	122,670	△ 5,187
	小 計	350,361	381,680	△ 31,319	637,568	682,461	△ 44,893
合 計		978,041	924,151	53,889	925,079	928,569	△ 3,489

- 脚注 1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
3. 売買目的有価証券については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
5. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

令和5年度における減損処理額は9百万円（うち株式9百万円）です。

なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

金銭の信託の時価情報

○運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	19,857	—	19,917	—

○満期保有目的の金銭の信託

該当する取引はありません。

○その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	90,309	90,095	214	3,043	2,829	97,181	98,078	△ 897	2,862	3,760

- 脚注 1. 時価は、期末日における市場価格等によっています。
2. 取得価額は、取得原価又は償却原価によっています。
3. 運用目的の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額とし、評価損益は当期の損益に含めています。
4. 満期保有目的の金銭の信託については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
5. その他の金銭の信託については、時価を貸借対照表価額としています。
6. 満期保有目的の金銭の信託の「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。
7. その他の金銭の信託の「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

時価情報等

デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

○金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	金利オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	－	－	－	－	－	－
		受取変動 支払固定	52,200	4,810	4,810	153,400	10,706	10,706
	金利オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合 計			52,200	4,810	4,810	153,400	10,706	10,706

【脚注】 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

○通貨関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	通貨先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	通貨オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
店頭	通貨スワップ		35,724	△ 6,153	△ 6,153	35,724	△ 6,919	△ 6,919
	為替予約	売建	257,026	265,021	△ 7,994	259,559	254,505	5,054
		買建	－	－	－	－	－	－
	為替オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
合 計			292,750	258,868	△ 14,148	295,283	247,585	△ 1,865

【脚注】 上記取引は一部ヘッジ会計が適用されています。

○株式関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和5年度			令和6年度		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	株価指数先物	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
	株式指数オプション	売建	－	－	－	－	－	－
		買建	－	－	－	－	－	－
店頭	株式先渡取引	売建	1,752	2,367	△ 614	11,603	11,151	452
		買建	－	－	－	－	－	－
合 計			1,752	2,367	△ 614	11,603	11,151	452

【脚注】 上記取引はヘッジ会計が適用されています。ヘッジ会計が適用されていない取引はありません。

○債券関連取引

該当する取引はありません。

信託業務の状況

○信託財産残高表

該当する取引はありません。

○金銭信託等の年度末受託残高(金銭信託、年金信託、財産形成給付信託及び貸付信託)

該当する取引はありません。

○元本補てん契約のある信託の種類別の年度末受託残高

該当する取引はありません。

○信託期間別の金銭信託及び貸付信託の元本残高

該当する取引はありません。

○金銭の信託等の種類別の貸出金及び有価証券の区分ごとの年度末運用残高

貸出金及び有価証券による運用はありません。

脚注

1. 当会では貸出金による運用を行っていないため、科目別、貸出期間別、担保種類別、使途別、業種別及び中小企業等に対する貸出にかかる開示を省略しています。
2. 当会では有価証券による運用を行っていないため、種類別の開示を省略しています。

経営諸指標/自己資本の充実の状況(単体)

貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減
貯 貸 率	期 末	19.0	18.6	△ 0.4
	期 中 平 均	19.3	18.2	△ 1.1
貯 証 率	期 末	24.6	24.3	△ 0.3
	期 中 平 均	22.4	23.6	1.2

脚注 1. 貯貸率=貸出金/(貯金+譲渡性貯金)
2. 貯証率=有価証券/(貯金+譲渡性貯金)

利益率

(単位：%)

項 目	令和5年度	令和6年度	増 減
総 資 産 経 常 利 益 率	0.14	0.12	△ 0.02
純 資 産 経 常 利 益 率	2.76	2.31	△ 0.45
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.12	0.09	△ 0.03
純 資 産 当 期 純 利 益 率	2.27	1.83	△ 0.44

脚注 1. 総資産経常利益率=経常利益/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
2. 純資産経常利益率=経常利益/純資産勘定平均残高×100
3. 総資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/総資産(債務保証見返を除く)平均残高×100
4. 純資産当期純利益率=当期剰余金(税引後)/純資産勘定平均残高×100

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に努めた結果、当会の令和7年3月末における自己資本比率は、13.40%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金のほか、後配出資金により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	534億円(前年度534億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る 基礎項目に算入した額	872億円(前年度872億円)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の充実の状況(単体)

【自己資本の構成】

(単位: 百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	269,319	270,283
うち、出資金及び資本準備金の額	140,690	140,690
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	132,648	133,579
うち、外部流出予定額(△)	4,020	3,986
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,635	15,943
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	15,635	15,943
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	284,954	286,227
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	37	20
うち、のれんに係るものの額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	37	20
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
前払年金費用の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	37	20
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	284,916	286,206
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,927,449	1,961,689
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いず算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		－
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	－	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	－	
うち、上記以外に該当するものの額	－	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		148,600
勘定間の振替分		－
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	17,351	25,033

自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
信用リスク・アセット調整額	—	—
資本フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,944,800	2,135,323
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)／(二))	14.65%	13.40%

- 【脚注】 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

【自己資本の充実度に関する事項】

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	
現金	4,008	—	—	
我が国の中央政府及び中央銀行向け	345,290	—	—	
外国の中央政府及び中央銀行向け	197,546	—	—	
国際決済銀行等向け	—	—	—	
我が国の地方公共団体向け	14,173	—	—	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	27,224	5,444	217	
国際開発銀行向け	—	—	—	
地方公共団体金融機構向け	300	30	1	
我が国の政府関係機関向け	6,601	660	26	
地方三公社向け	670	131	5	
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	2,917,961	576,072	23,042	
法人等向け	837,815	342,253	13,690	
中小企業等向け及び個人向け	16	7	0	
抵当権付住宅ローン	—	—	—	
不動産取得等事業向け	—	—	—	
三月以上延滞等	—	—	—	
取立未済手形	9	1	0	
信用保証協会等による保証付	30	3	0	
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	
出 資 等	9,331	9,331	373	
（うち出資等のエクスポージャー）	9,331	9,331	373	
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—	
上 記 以 外	253,850	614,885	24,595	
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—	

脚注

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

＜オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \times \text{直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

自己資本の充実の状況(単体)

○信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	5,216	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	396,559	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	182,689	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,965	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	28,026	5,605	224
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	300	30	1
我が国の政府関係機関向け	6,604	660	26
地方三公社向け	603	120	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,675,456	537,576	21,503
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	38,361	10,091	403
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	713,878	312,437	12,497
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	475	312	12
（うちトラザクター向け）	100	45	1
不動産関連向け	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	13,640	13,640	545
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	83	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	10	2	0
信用保証協会等による保証付	19	1	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	9,757	9,757	390
上記以外	297,329	712,391	28,495
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	266,532	666,330	26,653
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	4,297	10,743	429
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	17,636	26,454	1,058
（うち上記以外のエクスポージャー）	8,863	8,863	354

(単位：百万円)

令和6年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証券化	178,081	35,610	1,424
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	178,081	35,610	1,424
再証券化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	375,054	324,691	12,987
（うちルックスルー方式）	373,922	321,860	12,874
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	1,132	2,830	113
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	4,896,754	1,952,838	78,113
CVAリスク相当額÷8% (簡便法)	—	8,851	354
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計（信用リスク・アセットの額）	4,896,754	1,961,689	78,467
マーケット・リスクに対する所要自己資本の額（標準的方式）	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	148,600	5,944	
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額（標準的計測手法）	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	25,033	1,001	
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	2,135,323	85,412	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,033
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,001
BI	16,689
BIC	2,002

脚注

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMIは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

自己資本の充実の状況(単体)

信用リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として、リスク管理に関する規程類を整備しています。

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。当会は信用リスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスクのひとつとして位置づけ、信用リスクマネジメント方針を定めて適切に管理しています。

信用リスク取引に係る経営戦略に基づく基本方針等は、経営会議、理事会において協議・検討を行い、経営管理委員会で決定しています。

また、経営層によって構成されるALM委員会及びリスク管理委員会において、当会全体の信用リスク取引に係る経営戦略に基づく具体的方針等及び信用リスク管理の基本的制度等について協議するとともに、当会が保有するリスク量やリスク内容及び対応方針について協議しています。

与信審査については、リスク発生部門から独立した審査所管部を設置し、個別内部格付の決定、個別与信審査、大口与信先等の信用状況のモニタリング、自己査定における第2次査定の実施を通じて、デフォルト等に伴う損失を最小限に抑え適正なリターンの確保を図っています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理債権を含む)に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ① リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター(R&I)	
株式会社日本格付研究所(JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)	
S&P グローバル・レーティング(S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)	

- ② リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付又はカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府及び中央銀行		日 本 貿 易 保 険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I,JCR,Moody's,S&P,Fitch	

脚注 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

【信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高】

(単位：百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
地域別	国 内	4,361,653	964,585	422,770	—	—	4,115,617	827,037	483,709	—	83
	国 外	253,178	—	253,178	—	—	228,000	—	228,000	—	—
	地域別残高計	4,614,831	964,585	675,948	—	—	4,343,618	827,037	711,710	—	83
業種別	農 業	22	22	—	—	—	19	19	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	200	200	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	99,131	91,919	4,110	—	—	78,491	71,197	4,109	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	156,996	145,383	10,957	—	—	161,090	149,377	10,956	—	78
	電気・ガス・熱供給・水道業	22,299	11,007	10,809	—	—	23,605	11,007	12,116	—	—
	運輸・通信業	29,568	28,043	500	—	—	32,389	30,864	500	—	—
	金融・保険業	3,328,881	389,035	801	—	—	3,017,731	262,198	801	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	302,663	297,798	4,511	—	—	307,351	302,262	4,511	—	—
	日本国政府・地方公共団体	347,415	1,050	346,365	—	—	397,635	—	397,635	—	—
	上 記 以 外	308,742	—	297,891	—	—	306,968	—	281,077	—	—
	個 人	125	125	—	—	—	110	110	—	—	4
	そ の 他	18,784	—	—	—	—	18,223	—	—	—	—
業種別残高計		4,614,831	964,585	675,948	—	—	4,343,618	827,037	711,710	—	83
残存期間別	1 年 以 下	3,009,092	259,319	200	—	—	2,694,708	166,013	4,120	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	227,683	207,780	19,509	—	—	200,097	152,681	46,258	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	219,129	131,078	87,586	—	—	182,801	132,743	48,997	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	169,046	81,636	86,623	—	—	126,131	89,568	36,422	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	284,365	121,553	161,763	—	—	425,560	141,728	279,389	—	—
	10 年 超	474,481	148,622	320,265	—	—	439,472	133,358	296,521	—	—
	期限の定めのないもの	231,033	14,593	—	—	—	274,845	10,943	—	—	—
	残存期間別残高計	4,614,831	964,585	675,948	—	—	4,343,618	827,037	711,710	—	—

- 【脚注】 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、ご利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことをいいます。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。
5. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

【貸倒引当金の期末残高及び期中増減額】

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,686	2,595	—	2,686	2,595	2,595	2,494	—	2,595	2,494
個別貸倒引当金	170	213	—	170	213	213	197	—	213	197

【脚注】 期中減少額（その他）は全額洗替額です。

自己資本の充実の状況(単体)

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

			令和5年度						令和6年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
			期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中増 加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用			その他									
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	89	84	—	89	84	—	84	78	—	84	78	—	
	電 気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	49	—	—	49	—	49	39	—	49	39	—	
	卸 売・小 売・ 飲食・サービス業	81	79	—	81	79	—	79	74	—	79	74	—	
上 記 以 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個 人	—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	—		
合 計		170	213	—	170	213	—	213	197	—	213	197	—	

【脚注】 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

【信用リスク・アセット残高内訳表】

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%) F (=E(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	
現 金	0	5,216	—	5,216	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	396,559	—	396,559	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	182,689	—	182,689	—	—	0
国 際 決 済 銀 行 等 向 け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,965	—	12,965	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	28,026	—	28,026	—	5,605	20
国 際 開 発 銀 行 向 け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	300	—	300	—	30	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	6,604	—	6,604	—	660	10
地 方 三 公 社 向 け	20	603	—	603	—	120	20
金融機関、第一種金融商品 取引業者及び保険会社向け	20～150	2,664,636	92,269	2,653,536	10,819	537,576	20
（うち第一種金融商品取引業者 及 び 保 険 会 社 向 け）	20～150	38,361	—	38,361	—	10,091	26
カ バ ー ド ・ ボ ン ド 向 け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	687,889	28,699	687,729	25,914	312,437	44
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	202	1,261	178	233	312	76
（うちトランザクター向け）	45	—	1,000	—	100	45	45

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%) F (=E(C+D))
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	
不 動 産 関 連 向 け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちA D C 向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	13,640	—	13,640	—	13,640	100
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	50～150	—	3	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取 立 未 済 手 形	20	10	—	10	—	2	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19	—	19	—	1	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株 式 等	250～400	9,757	—	9,757	—	9,757	100
上 記 以 外	100～1250	297,329	—	297,329	—	712,391	240
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	250	266,532	—	266,532	—	666,330	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	250	4,297	—	4,297	—	10,743	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー）	150	17,636	—	17,636	—	26,454	150
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	8,863	—	8,863	—	8,863	100
証 券 化	—	178,081	—	178,081	—	35,610	20
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	178,081	—	178,081	—	35,610	20
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	—	365,883	22,929	365,883	9,171	324,691	87
未 決 済 取 引	—						—
他の金融機関等の対象資本調達 手段に係るエクスポージャーに係 る経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—					1,952,838	

【脚注】 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

自己資本の充実の状況(単体)

【ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額】
令和6年度

(単位: 百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計				
我が国の中央政府及び中央銀行向け	396,559		－		－		－		－		－	396,559				
外国の中央政府及び中央銀行向け	182,689		－		－		－		－		－	182,689				
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－	－				
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計			
我が国の地方公共団体向け	12,965		－		－		－		－		－	－	12,965			
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		28,026		－		－		－	－	28,026			
地方公共団体金融機構向け	－		300		－		－		－		－	－	300			
我が国の政府関係機関向け	－		6,604		－		－		－		－	－	6,604			
地方三公社向け	－		－		603		－		－		－	－	603			
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計			
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－	－	－			
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計		
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,613,331		49,254		－		－		－		－	－	1,769	2,664,356		
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	14,166		24,195		－		－		－		－	－	－	38,361		
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計		
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－	－	－	－		
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	219,283		388,496		34,563		－		－		45,027	－	2,214	24,057	713,643	
(うち特定貸付債権向け)	－		－		－		－		－		－	－	－	－	－	
	100%			150%			250%			400%			その他		合計	
劣後債権及びその他資本性証券等	－			13,640			－			－			－		13,640	
株式等	－			－			9,757			－			－		9,757	
	45%				75%				100%				その他			合計
中堅中小企業等向け及び個人向け	100				16				22				273			412
(うちトランザクター向け)	100				－				－				－			100
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－				
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他		合計			
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－		－			
	60%					その他					合計					
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	－					－					－					
	100%				150%				その他				合計			
不動産関連向けうちADC向け	－				－				－				－			
	50%				100%				150%				その他		合計	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－				－				－				－		－	
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	－				－				－				－		－	
	0%		10%		20%		100%		その他		合計					
現金	5,216		－		－		－		－		5,216					
取立未済手形	－		－		10		－		－		10					
信用保証協会等による保証付	－		19		－		－		－		19					
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－					

【脚注】 最終化されたパーゼルの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

【信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高】

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	725,483	725,483
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	6,932	6,932
	20%	209,628	2,908,426	3,118,055
	35%	—	—	—
	50%	401,324	—	401,324
	75%	—	10	10
	100%	36,245	83,832	120,078
	150%	—	3,384	3,384
	250%	—	239,562	239,562
	その他	—	—	—
合 計		647,198	3,967,632	4,614,831

- 【脚注】 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

【資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表】

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	3,516,405	117,827	30%	3,540,694
40%～70%	387,396	3,753	32%	388,596
75%	34,563	143	11%	34,580
80%	—	—	—	—
85%	175	117	100%	273
90%～100%	44,969	392	40%	45,050
105%～130%	—	—	—	—
150%	15,855	—	—	15,855
250%	9,757	—	—	9,757
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	100%	0
合 計	4,009,123	122,234	30%	4,034,807

- 【脚注】 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

自己資本の充実の状況(単体)

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要領」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部又は一部が、取引相手又は取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、金融機関、カバードボンド発行体、第一種金融商品取引業者、保険会社、又はこれら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がA-又はA3以上で、算定基準日に長期格付がBBB-又はBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視及び管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視及び管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価及び管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認及び評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	12	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,800	－	－
法人等向け	126,659	172	－
中小企業等向け及び個人向け	－	0	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合計	140,459	184	－

- 【脚注】
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	－	－
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,100	－	－
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	23,936	172	－
中堅中小企業等向け及び個人向け	－	0	－
自己居住用不動産等向け	－	－	－
賃貸用不動産向け	－	－	－
事業用不動産関連向け	－	－	－
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－	－	－
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合計	25,036	172	－

- 【脚注】
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況(単体)

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格(現在価値)が他の証券・商品(原資産)の価格に依存して決定される金融商品(先物、オプション、スワップ等)に係る取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡し又は決済を行う取引であって、約定日から受渡日(決済日)までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡し又は資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引は、原則としてヘッジを目的として行っています。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳】

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位: 百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	125	5,139	—	—	—	5,139
(2) 金利関連取引	4,810	5,593	—	—	—	5,593
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	105	—	—	—	105
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	4,935	10,837	—	—	—	10,837
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	4,935	10,837	—	—	—	10,837

令和6年度

(単位: 百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・ 自会貯金	債券	その他	
(1) 外国為替関連取引	6,191	11,666	—	—	—	11,666
(2) 金利関連取引	10,706	13,007	—	—	—	13,007
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	508	1,204	—	—	—	1,204
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派生商品合計	17,407	25,878	—	—	—	25,878
長期決済期間取引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合計	17,407	25,878	—	—	—	25,878

- 【脚注】
1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
 2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
 3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

【与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

【信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

リスク管理の方針及びリスク特性の概要

「証券化エクスポージャー」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポージャーのことです。「再証券化エクスポージャー」とは、原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである取引に係るエクスポージャーのことです。

当会では、投資家として証券化エクスポージャーを取得し、当該エクスポージャーの外部格付と金利によりリスク量を測定し、適切に管理しています。

体制の整備及びその運用状況の概要

当会は、投資家として運用資産の分散を目的に証券化商品に投資しており、その他の目的のための証券化取引の実績はありません。

証券化商品には金利リスクとともに、裏付けとなっている資産等の信用リスクが内包されていますが、当会では裏付け資産の信用度、証券化スキームの内容を十分に検討した上で投資を行っています。また、保有する証券化商品に対しては裏付け資産の状況や外部格付の継続的なモニタリングを行い、厳格なリスク管理に努めています。

信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

信用リスク削減手法として証券化取引を用いていないため、方針は定めていません。

信用リスク・アセットの額算出方法の名称

証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の算出については、外部格付準拠方式、標準的手法準拠方式を採用しており、いずれにも該当しない場合は1250%のリスク・ウェイトを適用しています。

当会が証券化目的導管体を用いて行った第三者の資産に係る証券化取引

該当する取引はありません。

当会が行った証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有している子会社等及び関連法人等

該当ありません。

証券化取引に関する会計方針

証券化取引については、「金融商品に係る会計基準」及び「金融商品会計に関する実務指針」に基づき会計処理を行っています。

証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト判定に当たり使用する格付は、以下の適格格付機関による所定の要件を満たした依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関	
株式会社格付投資情報センター (R&I)	
株式会社日本格付研究所 (JCR)	
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	
S&P グローバル・レーティング (S&P)	
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	

内部評価方式の概要

当会は内部格付手法を採用していないため該当しません。

【当会がオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

該当する取引はありません。

【当会が投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

○保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	—	—	—	—
	住 宅 ロ ー ン	27,055	—	21,520	—
	自 動 車 ロ ー ン	5,524	—	11,118	—
	そ の 他	141,473	—	145,442	—
	合 計	174,052	—	178,081	—

自己資本の充実の状況(単体)

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オフ・バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住 宅 ロ ー ン	－	－	－	－
	自 動 車 ロ ー ン	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－
	合 計	－	－	－	－

〔脚注〕 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

○リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額

令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	174,052	1,391	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	174,052	1,391	合 計	－	－
オフ・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	－	－	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	－	－	合 計	－	－

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	178,081	1,424	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	178,081	1,424	合 計	－	－
オフ・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	－	－	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	－	－	合 計	－	－

〔脚注〕 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

○自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

○保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

CVAリスクに関する事項

CVAリスク相当額の算出に使用する手法の名称及び算定される対象取引の概要

CVAリスク相当額は「簡便法」により算出しており、主に金利・為替リスク等をヘッジするためのデリバティブ取引が対象となります。CVAリスクは、派生商品取引における取引相手の信用力悪化に伴う時価変動により損失が発生するリスクであり、取引にあたっては、取引相手の信用力を評価したうえで行っております。

マーケット・リスクに関する事項

リスクの特定、評価、管理及び削減に係る方法並びにヘッジの有効性に係る監視の方法

「マーケット・リスク」とは、金利、為替、株価等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債およびオフ・バランス取引の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し、損失を被るリスクをいいます。

マーケット・リスク相当額については、バンキング勘定における外国為替リスクを対象としており、標準的方式により算出しています。

管理体制については、フロントオフィス(市場部門)から独立したバックオフィス(事務処理部門)及びミドルオフィス(リスク管理部門)を設置し、相互に牽制が働く組織体制としています。

リスクの削減については、デリバティブ取引によりヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。ヘッジの有効性については、定期的に検証の上、会議体に報告しています。

報告及び計測に係るシステムの範囲並びにその内容

市場リスクのリスク量については、システムにより算出したVaRで管理しており、モニタリング結果を定期的に会議体に報告しています。

オペレーショナル・リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

当会では、金融業務を行う上で発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得するリスク(信用リスク、市場リスク、流動性リスク)以外の受動的に発生する各種リスクをオペレーショナル・リスクとし、オペレーショナル・リスクマネジメント方針を定めて管理しています。

具体的にはオペレーショナル・リスクを以下の2分類に大別し管理しています。

○リスクの発生そのものが統制活動の対象となるもの

業務戦略、組織体制やコンピュータシステム等の統制機能、経営方針や手続の遵守、及び管理ミスや詐欺に関して発生するリスク。

事務リスク、法務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、情報漏洩等リスク等。

○リスク発生後の対応が統制活動の対象となるもの

マクロ経済や政策問題、法律や規制要因、金融業界のインフラシステム等の業務運営環境から発生するリスク、及び外生的な事象から発生するリスク、業務継続リスク、系統組織の経営リスク、風評リスク、規制・制度変更リスク等。

上記リスクに対して、主体的なコントロールの可否並びにリスクの計量化の程度のリスク特性を踏まえ、また当会にとっての経営上の重要度を勘案し、当会として管理を行うリスク範囲を次のとおり設定しています。

- ① 業務継続リスク
- ② 事務リスク
- ③ システムリスク
- ④ 法務リスク
- ⑤ 人的リスク
- ⑥ 有形資産リスク
- ⑦ 情報漏洩等リスク
- ⑧ 系統組織の経営リスク
- ⑨ 風評リスク
- ⑩ 規制・制度変更リスク

自己資本の充実の状況(単体)

BIの算出方法

BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)及びFC(金融商品要素)を合計して算出しています。なお、ILDC、SC及びFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しております。

ILMの算出方法

ILM(内部損失乗数)は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無
該当ありません。

オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無
該当ありません。

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等または株式等エクスポージャー」とは貸借対照表上の有価証券勘定及び外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当会においては、これらを①子会社及び関連会社株式、②その他有価証券、③系統及び系統外出資に区分して管理しています。

①子会社及び関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当会の事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、四半期毎の収支状況把握を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握及びコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析及びポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会・経営管理委員会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するリスク管理委員会並びにALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換及び協議を行っています。運用部門は、経営管理委員会等で決定した方針に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じて財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

【出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価】

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	11,745	11,745	9,959	9,959
非上場	192,420	192,420	240,020	240,020
合計	204,165	204,165	249,979	249,979

【出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益】

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
2,650	84	9	1,406	99	—

【貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）】

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,591	32	4,541	192

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）】

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	390,540	373,922
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	1,132
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

リスク管理の方針及び手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針及び手続については以下のとおりです。

- ・リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明
当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(IRBB)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。
- ・リスク管理及びリスクの削減の方針に関する説明
当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRBBの比率の管理などを行うとともに、ALM委員会において収支シミュレーションの分析を実施するなど、リスク削減に努めています。
- ・金利リスク計測の頻度
毎月末を基準日として、月次でIRBBを計測しています。
- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明
当会は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会)に規定する繰延ヘッジに依っています。

自己資本の充実の状況(単体)

金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションに係る基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化、フラット化、短期金利上昇、短期金利低下の6シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期
流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.878年です。
- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)及びその前提
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- ・複数の通貨の集計方法及びその前提
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。
- ・スプレッドに関する前提(計算に当たって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。
- ・内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提
内部モデルは使用しておりません。
- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明
算定方法については変動ありません。
- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明
該当ありません。

ΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明
リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。
- ・金利リスク計測の前提及びその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNIIと大きく異なる点)
特段ありません。

金利リスクに関する事項

【IRRBB1:金利リスク】

(単位:百万円)

項番		ΔEVE		ΔNII	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	100,115	87,516	10,336	11,760
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	4,086	3,542
3	ス テ ィ ー プ 化	70,748	61,021		
4	フ ラ ッ ト 化	4,817	6,239		
5	短 期 金 利 上 昇	17,155	19,986		
6	短 期 金 利 低 下	0	2,694		
7	最 大 値	100,115	87,516	10,336	11,760
8	自 己 資 本 の 額	令和5年度末 284,916		令和6年度末 286,206	

- 【脚注】 1.「ΔEVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2.「ΔNII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

【VaR計測による最大損失見込額】

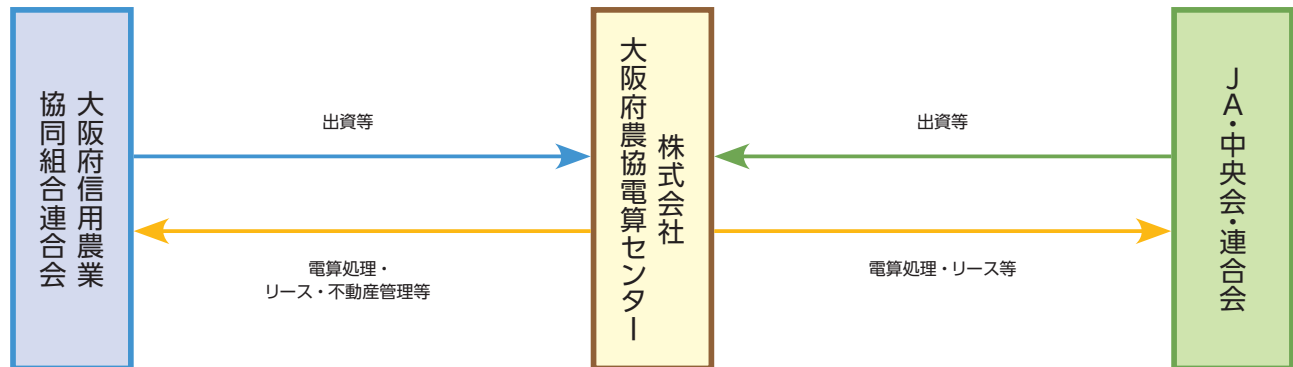
(単位:百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
VaR計測による最大損失見込額	42,766	39,221

- 【脚注】 VaRについては分散共分散法による計測(信頼区間99%、保有期間60日、観測期間5年)を行っています。

グループの概況

グループの概況



名 称	株式会社大阪府農協電算センター
所 在 地	大阪市中央区農人橋2丁目1番33号
設 立 年 月 日	昭和50年9月6日
資 本 金	285百万円
当 会 の 議 決 権 比 率 (当会及び他の子会社等の議決権比率)	92.4% (92.4%)
事 業 内 容	○電子計算機による事務処理業務 ○コンピュータシステムの設計、制作、保守業務及びコンピュータによるプログラムの設計、制作、販売、保守業務 ○JA等諸団体より受託又は請け負う事務処理 ○JA等諸団体の役職員の能力開発のための教育及び研修業務 ○各種機器等のリース業 ○前各業務に附帯又は関連する一切の業務

グループの経営環境と業績

株式会社大阪府農協電算センター(子会社)

当社は府内JA、中央会・連合会に対する情報処理システムの受託、リース業務、建物の受託管理等とその付随業務を営む子会社です。

令和6年度は、重点施策である営業店システム稼働対応や資産査定担保評価システムの更改に向けた各種準備対応等に取り組み、概ね計画どおりの実績となりました。

令和6年度の決算状況については、売上高2,185百万円、経常利益68百万円、当期純利益46百万円を計上いたしました。

連結事業概況(令和6年度)

令和6年度の当会の連結決算は、子会社株式会社大阪府農協電算センターを連結しています。

連結決算の内容は、連結経常収益720億円、連結当期剰余金49億円、連結純資産2,758億円、連結総資産4兆8,340億円で、連結自己資本比率は13.47%となりました。

連結事業年度の最近5年間の主要な経営指標

(単位: 百万円)

項 目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	45,565	47,619	58,867	66,960	72,015
経 常 利 益	9,359	11,805	8,922	7,429	6,324
当期剰余金(当期利益金)	6,832	10,532	7,368	6,104	4,990
純 資 産 額	330,004	319,568	285,908	302,138	275,887
総 資 産 額	5,062,511	5,056,767	4,984,116	5,067,705	4,834,071
連 結 自 己 資 本 比 率	14.62%	14.38%	14.56%	14.70%	13.47%

【脚注】「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しております。

連結情報

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度	科 目	令和5年度	令和6年度
(資産の部)			(負債の部)		
現金	4,008	5,216	貯金	4,302,979	4,145,386
預け金	2,745,525	2,512,641	譲渡性貯金	237,300	312,800
コールローン及び買入手形	—	5,000	債券貸借取引受入担保金	126,722	23,936
買入金銭債権	5,165	4,034	借入金	23,800	11,100
金銭の信託	110,167	117,099	その他負債	49,619	48,414
有価証券	1,121,639	1,083,868	諸引当金	13,594	14,011
貸出金	865,808	830,917	退職給付に係る負債	2,341	2,412
その他資産	16,555	27,382	繰延税金負債	9,077	—
有形固定資産	8,267	8,274	債務保証	131	123
建物	3,160	3,099	負債の部合計	4,765,566	4,558,184
土地	4,385	4,385	(純資産の部)		
リース資産	79	102	出資金	140,690	140,690
その他の有形固定資産	642	686	資本剰余金	0	0
無形固定資産	990	899	利益剰余金	135,036	136,006
ソフトウェア	662	746	子会社の所有する親連合会出資金	△ 18	△ 18
リース資産	0	0	会員資本合計	275,707	276,677
その他の無形固定資産	328	152	その他有価証券評価差額金	39,020	△ 3,133
外部出資	192,157	239,757	繰延ヘッジ損益	△ 12,807	2,119
繰延税金資産	96	1,550	評価・換算差額等合計	26,212	△ 1,013
債務保証見返	131	123	非支配株主持分	218	222
貸倒引当金	△ 2,808	△ 2,691	純資産の部合計	302,138	275,887
資産の部合計	5,067,705	4,834,071	負債及び純資産の部合計	5,067,705	4,834,071

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
経 常 収 益	66,960	72,015
資 金 運 用 収 益	38,997	45,362
貸 出 金 利 息	5,346	4,633
預 け 金 利 息	57	1,154
有価証券利息配当金	20,779	24,483
コ ー ル ロ ー ン 等 利 息	0	22
そ の 他 受 入 利 息	12,813	15,068
(うち受取奨励金)	(12,564)	(15,041)
(うち受取特別配当金)	(215)	(-)
役 務 取 引 等 収 益	1,627	1,622
そ の 他 事 業 収 益	9,543	7,833
そ の 他 経 常 収 益	16,792	17,197
(うち貸倒引当金戻入益)	(48)	(117)
経 常 費 用	59,531	65,691
資 金 調 達 費 用	25,283	27,404
貯 金 利 息	94	1,414
譲 渡 性 貯 金 利 息	27	868
債券貸借取引支払利息	14	156
そ の 他 支 払 利 息	25,147	24,964
(うち支払奨励金)	(23,494)	(23,063)
役 務 取 引 等 費 用	1,732	1,737
そ の 他 事 業 費 用	26,684	30,261
経 常 費 用	5,138	5,114
そ の 他 経 常 費 用	692	1,173
経 常 利 益	7,429	6,324
特 別 損 失	2	5
固 定 資 産 処 分 損	2	5
税 金 等 調 整 前 当 期 利 益	7,427	6,319
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,314	1,318
法 人 税 等 調 整 額	2	7
法 人 税 等 合 計	1,317	1,325
当 期 利 益	6,109	4,993
非支配株主に帰属する当期利益	4	3
当 期 剰 余 金	6,104	4,990

連結情報

連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
(資 本 剰 余 金 の 部)		
1 資 本 剰 余 金 期 首 残 高	0	0
2 資 本 剰 余 金 増 加 高	—	—
3 資 本 剰 余 金 減 少 高	—	—
4 資 本 剰 余 金 期 末 残 高	0	0
(利 益 剰 余 金 の 部)		
1 利 益 剰 余 金 期 首 残 高	133,454	135,036
2 利 益 剰 余 金 増 加 高	6,104	4,990
(当 期 剰 余 金)	(6,104)	(4,990)
3 利 益 剰 余 金 減 少 高	4,523	4,020
(出 資 配 当 金)	(2,475)	(2,475)
(事 業 分 量 配 当 金)	(2,047)	(1,544)
4 利 益 剰 余 金 期 末 残 高	135,036	136,006

連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和5年度	令和6年度
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期利益	7,427	6,319
減価償却費	686	770
貸倒引当金の増減額(△は減少)	△ 48	△ 117
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	14	71
その他の引当金・積立金の増減額(△は減少)	363	416
資金運用収益	△ 38,997	△ 45,362
資金調達費用	25,283	27,404
有価証券関係損益(△は益)	△ 973	1,022
金銭の信託の運用損益(△は益)	△ 2,012	△ 2,736
為替差損益(△は益)	△ 13,395	△ 6,379
固定資産処分損益(△は益)	2	5
貸出金の純増(△)減	18,932	34,884
預け金の純増(△)減	45,000	122,345
貯金の純増減(△)	50,732	△ 82,093
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	7,384	△ 102,785
借入金の純増減(△)	△ 10,000	△ 12,700
コールローン等の純増(△)減	1,287	△ 3,868
資金運用による収入	41,548	49,106
資金調達による支出	△ 24,577	△ 26,323
事業分量配当金の支払額	△ 2,047	△ 1,544
その他の	△ 6,399	21,322
小計	100,210	△ 20,243
法人税等の支払額	△ 1,434	△ 1,312
事業活動によるキャッシュ・フロー	98,775	△ 21,556
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 320,549	△ 405,029
有価証券の売却による収入	270,582	321,052
有価証券の償還による収入	9,324	55,128
金銭の信託の増加による支出	△ 12,208	△ 10,998
金銭の信託の減少による収入	6,025	2,838
固定資産の取得による支出	△ 1,133	△ 691
外部出資による支出	—	△ 47,600
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 47,960	△ 85,299
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資配当金の支払額	△ 2,475	△ 2,475
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,475	△ 2,475
4 現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	48,340	△ 109,331
5 現金及び現金同等物の期首残高	116,189	164,530
6 現金及び現金同等物の期末残高	164,530	55,199

連結注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 株式会社大阪府農協電算センター
以上1社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の対象はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日です。

(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

2 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
- ・其他有価証券・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

また、連結子会社においては有価証券の保有はありません。

(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。

なお、連結子会社においては金銭の信託の保有はありません。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

なお、連結子会社においてはデリバティブ取引はありません。

(5) 当会の有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建 物 15年～50年
その他 3年～30年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数等に基づき定額法により償却しています。

(6) 当会及び連結子会社の無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会並びに連結子

会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(7) 当会の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

なお、連結子会社においては外貨建資産・負債はありません。

(8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

当会の貸倒引当金は、資産の償却・引当要額に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した結果、計上すべき該当項目はありません。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府」JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当連結会計年度末の要支給見積額を計上しています。

⑤ 特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における従業員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

連結注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式を売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

- (11) 当会並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,808百万円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2(8)①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「5(2)①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,660百万円です。

- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 126,823百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 126,722百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券12,249百万円を差し入れています。

- (3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計14,482百万円含まれています。

- (4) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 一 百万円

危険債権額 213百万円

三月以上延滞債権額 一 百万円

貸出条件緩和債権額 一 百万円

合計額 213百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金

融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は53百万円です。

- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、119,788百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金47,814百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信

用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当会は、リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従い行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他の有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和6年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で65,600百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理しています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

連結情報

連結注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,745,525	2,744,229	△ 1,296
買入金銭債権			
満期保有目的	5,165	5,017	△ 147
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	19,857	19,857	—
その他の金銭の信託	90,309	90,309	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	143,598	143,121	△ 477
その他有価証券	978,041	978,041	—
貸 出 金	865,808		
貸倒引当金	△ 2,806		
貸倒引当金控除後	863,002	854,692	△ 8,309
資 産 計	4,845,500	4,835,269	△ 10,230
貯 金	4,540,279	4,538,429	△ 1,850
借 用 金	23,800	23,744	△ 55
負 債 計	4,564,079	4,562,174	△ 1,905
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(5,109)	(5,109)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	(4,842)	(4,842)	—
デリバティブ取引計	(9,952)	(9,952)	—

(脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金237,300百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

4. デリバティブ取引のうち、ヘッジ会計が適用されているものについては、ヘッジ対象である有価証券の相場変動を相殺するために、ヘッジ手段として指定した金利スワップ取引等であり、繰延ヘッジを適用しています。なお、これらのヘッジ関係に、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 令和4年3月17日)を適用しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。

相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額

外部出資 192,157百万円

(脚注)外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,745,525	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	964	661	493	414	363	2,268
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	168	1,682	1,682	168	168	142,724
その他有価証券のうち満期があるもの	200	10,049	29,620	74,469	59,452	678,085
貸 出 金	145,331	124,281	88,661	71,057	52,714	383,513
合 計	2,892,189	136,675	120,457	146,110	112,698	1,206,592

(脚注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越26,945百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金47,164百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等213百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,302,950	14	8	—	6	0
譲渡性貯金	237,300	—	—	—	—	—
借 用 金	12,700	9,400	1,700	—	—	—
合 計	4,552,950	9,414	1,708	—	6	0

(脚注)貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	89,330	89,502	172
	小 計	89,330	89,502	172
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	54,268	53,619	△ 649
	その他	5,165	5,017	△ 147
	小 計	59,433	58,637	△ 796
合 計		148,764	148,139	△ 624

連結情報

連結注記表(令和5年度／自令和5年4月1日 至令和6年3月31日)

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	11,006	4,414	6,591
	債 券	400,280	366,653	33,627
	国 債	83,002	78,942	4,060
	社 債	7,561	7,500	61
	外国証券	309,716	280,211	29,505
	受益証券	216,393	171,403	44,990
	小 計	627,679	542,471	85,208
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	739	772	△32
	債 券	268,331	291,049	△22,717
	国 債	243,511	265,853	△22,341
	地 方 債	1,095	1,100	△4
	社 債	23,724	24,095	△371
	受益証券	81,290	89,858	△8,568
	小 計	350,361	381,680	△31,319
合 計		978,041	924,151	53,889

(脚注) 上記差額合計から繰延税金負債 15,024 百万円を差し引いた金額 38,865 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	5,143	2,650	84
債 券	151,075	6,825	15,722
受 益 証 券	32,658	11,798	0
合 計	188,878	21,274	15,807

(3) 売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等を除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。

当連結会計年度における減損処理額は、株式 9 百万円です。

なお、減損処理にあたっては、当連結会計年度末における時価が取得原価又は償却原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 19,857百万円
当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 — 百万円

②満期保有目的の金銭の信託はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えるもの	うち連結貸借対照 表計上額が取得原 価を超えないもの
その他の金銭の信託	90,309	90,095	214	3,043	2,829

(脚注) 1. 上記差額から繰延税金負債59百万円を差し引いた金額154百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため退職共済制度を採用しています。

確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	2,326百万円
退職給付費用	227百万円
退職給付の支払額	△ 195百万円
制度への拠出額	△ 17百万円
期末における退職給付に係る負債	<u>2,341百万円</u>

b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	357百万円
年金資産	<u>△ 357百万円</u>
	－百万円
非積立型制度の退職給付債務	<u>2,341百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>2,341百万円</u>

退職給付に係る負債	<u>2,341百万円</u>
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>2,341百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	227百万円
----------------	--------

(2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、22百万円となっています。

また、令和6年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は179百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	58百万円
賞与引当金超過額	75百万円
退職給付に係る負債超過額	658百万円
相互援助積立金超過額	3,635百万円
有価証券有税償却額	6百万円
未払事業税	84百万円
繰延ヘッジ損益	4,951百万円
その他	606百万円
繰延税金資産小計	10,077百万円
評価性引当額	△ 3,975百万円
繰延税金資産合計(A)	6,102百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 15,084百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 15,084百万円
繰延税金負債の純額(A)+(B)	<u>△ 8,981百万円</u>

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△ 5.79%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.14%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.28%
評価性引当額の増減	1.65%
その他	△ 0.13%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>17.73%</u>

連結注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

1 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 株式会社大阪府農協電算センター
以上1社

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の対象はありません。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度に関する事項

連結子会社の決算日は、3月31日です。

(4) 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項

連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しています。

(5) 連結キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)の範囲は、連結貸借対照表上の「現金」並びに「預け金」中の当座預け金、普通預け金及び通知預け金です。

2 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(2) 有価証券(外部出資勘定の株式を含む。)の評価基準及び評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

- ・売買目的有価証券・・・時価法(売却原価は移動平均法により算定)
- ・満期保有目的の債券・・・定額法による償却原価法
- ・その他有価証券・・・時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)。ただし、市場価格のない株式等については原価法(売却原価は、移動平均法により算定)。

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

また、連結子会社においては有価証券の保有はありません。

(3) 金銭の信託(合同運用を除く。)において信託財産を構成している有価証券の評価基準及び評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当連結会計年度末の信託財産構成物である資産及び負債の評価額の合計額をもって連結貸借対照表に計上しています。

なお、連結子会社においては金銭の信託の保有はありません。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

なお、連結子会社においてはデリバティブ取引はありません。

(5) 当会の有形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 15年～50年

その他 3年～30年

連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数等に基づき定額法により償却しています。

(6) 当会及び連結子会社の無形固定資産(リース資産を除く。)の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち

自社利用ソフトウェアについては、当会並びに連結子会社における利用可能期間(5年)に基づいて償却しています。

(7) 当会の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しています。

なお、連結子会社においては外貨建資産・負債はありません。

(8) 引当金の計上方法

①貸倒引当金

当会の貸倒引当金は、資産の償却・引当要領に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権及び要注意先債権(要管理先債権を含む。)に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて計上しています。

破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。

破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。

なお、連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した結果、計上すべき該当項目はありません。

②相互援助積立金

相互援助積立金は、「大阪府JAバンク支援制度要領」等に基づき、府内信用事業の信頼性維持を図り信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。

③賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しています。

④役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支払に備えるため、当連結会計年度末の要支給見積額を計上しています。

⑤特例業務負担金引当金

特例業務負担金引当金は、農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当連結会計年度末における将来負担見込額を計上しています。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における従業員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

(10) ヘッジ会計の方法

デリバティブ取引に関する権限規定及び取引限度額等を定めた内部規定に基づき、ヘッジ対象に係る金利変動リスク、為替変動リスク、株価変動リスクを一定の範囲内でヘッジしています。

・金利変動リスクヘッジ

金融資産から生じる金利リスクに対するヘッジ会計は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象となる国内債券とヘッジ手段である金利スワップ取引に関する重要な条件が同一であると認められるため、高い有効性があると見込まれることから、これをもって有効性の判定に代えています。

・為替変動リスクヘッジ

外貨建金融資産から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引、通貨スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

・株価変動リスクヘッジ

国内株式の株価変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによっています。

ヘッジ有効性評価の方法については、ヘッジ対象である個別株式等売り建てる株式先渡取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である個別株式等とヘッジ手段のポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

- (11) 当会並びに連結子会社の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

- ①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 2,691百万円

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2(8)①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

- ①当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

「5(2)①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等」に記載しています。

- ②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「5(2)②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接又は間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

- c 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響
市場環境の変化等により主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

4 連結貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、5,902百万円です。

- (2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 24,012百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 23,936百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、預け金200,000百万円及び有価証券2,373百万円を差し入れています。

- (3) 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、国債に合計1,763百万円含まれています。

- (4) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債権はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (5) 当会の理事、経営管理委員及び監事に対する当会及び連結子会社との間の取引による金銭債務はありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めていません。

- (6) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権、貸出条件緩和債権の額及びその合計額は次のとおりです。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額 4百万円

危険債権額 192百万円

三月以上延滞債権額 ー 百万円

貸出条件緩和債権額 ー 百万円

合計額 197百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものです。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものです。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取

連結注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

決めた貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものです。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (7) 割引手形は、業種別委員会実務指針第24号に基づき、金融取引として処理しています。これにより受け入れた商業手形は、自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は48百万円です。
- (8) 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、129,801百万円です。
- (9) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約貸出金31,305百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当会は、大阪府を事業区域として、地元のJA等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

JAは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJAや農業に関連する企業・団体及び、府内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

②金融商品の内容及びそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として府内の取引先に対する貸出金(当座貸越契約、貸出コミットメントを含む。)、金銭の信託及び有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託は特定金外信託及び指定金外信託により運用しており、その構成資産は、株式及び投資信託等であり、運用目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、株式、投資信託であり、満期保有目的及びその他目的で保有しています。これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されています。

デリバティブ取引には、ALMの一環で行っている為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引があります。当会では、これらをヘッジ手段としてヘッジ対象である有価証券に係る相場変動リスクに対してヘッジ会計を適用しています。

③金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、貸出金の信用リスク管理については信用リスクに関する管理諸規程に従い、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など

与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、営業部等の貸出担当部門のほかリスク統括部により行われ、その与信管理の状況については、リスク統括部がモニタリングを行い、定期的に理事会に報告を行っています。

また、有価証券の信用リスク管理については信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a)金利リスクの管理

当会は、リスク統括部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しています。

(b)為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関しては、継続的なモニタリングを行うとともに、必要に応じ為替予約等の措置を講じることでその軽減を図っています。なお、モニタリング結果については、リスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(c)価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、余裕金運用規程等に従い行っています。運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

(d)デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、市場リスクマネジメント方針等に基づき内部牽制を確立し、実施しています。

(e)市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券及び満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスク量をVaR等により月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。当会のVaRは分散共分散法(保有期間60日、信頼区間99.0%、観測期間5年)により算出しており、令和7年3月31日現在で当会の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で48,109百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、流動性リスクマネジメント方針等により、預け金の期日分散等の資金管理を行い、継続的なモニタリングを通じて流動性リスクを管理し

ています。なお、これらの情報はリスク統括部を通じ、理事会に定期的に報告しています。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

①金融商品の連結貸借対照表計上額及び時価等

当連結会計年度末における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預 け 金	2,512,641	2,507,939	△ 4,702
買入金銭債権			
満期保有目的	4,034	3,831	△ 203
金 銭 の 信 託			
運用目的の金銭の信託	19,917	19,917	—
その他の金銭の信託	97,181	97,181	—
有 価 証 券			
満期保有目的の債券	158,788	158,701	△ 86
その他有価証券	925,079	925,079	—
貸 出 金	830,917		
貸倒引当金	△ 2,689		
貸倒引当金控除後	828,227	811,723	△ 16,503
資 産 計	4,545,870	4,524,374	△ 21,496
貯 金	4,458,186	4,451,291	△ 6,894
借 用 金	11,100	11,051	△ 48
負 債 計	4,469,286	4,462,343	△ 6,943
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	3,799	3,799	—
ヘッジ会計が適用されているもの	5,494	5,494	—
デリバティブ取引計	9,293	9,293	—

(脚注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貯金には、連結貸借対照表上の譲渡性貯金312,800百万円を含めています。

3. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しています。

②金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである翌日物金利スワップ(Overnight Index Swap 以下OISという。)のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 買入金銭債権

下記d及びeと同様の方法により評価しています。

c 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券や貸出金の時価は、下記d及びeと同様の方法により評価しています。

d 有価証券

有価証券について、主に上場株式、国債及び上場投資信託については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、スワップレート、信用スプレッド等が含まれています。

e 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、危険債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

連結情報

連結注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金については、全て固定金利によるものであり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、為替予約取引、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、株式先渡取引であり、公表された相場価格が存在しないため、外部情報ベンダー等の第三者から入手した評価価格を用いています。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、金利や為替レート等が含まれています。

③市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

連結貸借対照表計上額

外 部 出 資 239,757百万円

(脚注) 外部出資は、市場において取引されていない株式や出資金等であり、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象としていません。

④金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
預 け 金	2,512,641	—	—	—	—	—
買入金銭債権						
満期保有目的	640	476	395	347	313	1,861
有 価 証 券						
満期保有目的の債券	1,495	2,840	3,887	747	8,373	143,878
その他有価証券のうち満期があるもの	8,804	29,407	27,568	29,273	49,055	703,821
貸 出 金	147,419	90,280	76,464	58,844	58,237	399,450
合 計	2,671,001	123,005	108,315	89,212	115,980	1,249,012

(脚注) 1. 貸出金のうち、連結貸借対照表上の当座貸越23,955百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金12,655百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、三月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等197百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

⑤借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
貯 金	4,145,333	9	13	10	18	0
譲渡性貯金	312,800	—	—	—	—	—
借 入 金	9,400	1,700	—	—	—	—
合 計	4,467,533	1,709	13	10	18	0

(脚注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりです。これらには、有価証券のほか、買入金銭債権が含まれています。

①売買目的有価証券はありません。

②満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	外国証券	94,553	94,764	211
	小 計	94,553	94,764	211
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	外国証券	64,235	63,937	△ 297
	その他	4,034	3,831	△ 203
	小 計	68,269	67,768	△ 500
合 計		162,823	162,533	△ 289

③その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	8,852	4,310	4,541
	債 券	130,873	120,411	10,461
	外国証券	130,873	120,411	10,461
	受益証券	147,785	121,385	26,400
	小 計	287,511	246,108	41,403
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,106	1,299	△192
	債 券	518,977	558,490	△39,513
	国 債	361,577	395,807	△34,229
	地 方 債	1,080	1,100	△19
	社 債	31,530	32,895	△1,365
	外国証券	124,788	128,687	△3,898
	受益証券	117,483	122,670	△5,187
	小 計	637,568	682,461	△44,893
合 計		925,079	928,569	△3,489

(脚注) 上記差額合計から繰延税金資産 997 百万円を加えた金額△ 2,492 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売 却 額	売 却 益	売 却 損
株 式	2,750	1,406	99
債 券	246,192	7,831	21,263
受 益 証 券	67,426	12,683	517
合 計	316,368	21,921	21,879

7 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

①運用目的の金銭の信託

連結貸借対照表計上額 19,917百万円

当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 — 百万円

②満期保有目的の金銭の信託はありません。

③その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	取得原価	差 額	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	97,181	98,078	△ 897	2,862	3,760

(脚注) 1. 上記差額から繰延税金資産256百万円を加えた金額△641百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

8 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

①採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けています。確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため退職共済制度を採用しています。確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しています。

②確定給付制度

a 退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付に係る負債	2,341百万円
退職給付費用	192百万円
退職給付の支払額	△ 104百万円
制度への拠出額	△ 16百万円
期末における退職給付に係る負債	<u>2,412百万円</u>

連結情報

連結注記表(令和6年度／自令和6年4月1日 至令和7年3月31日)

- b 退職給付債務及び年金資産と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表
- | | |
|-----------------------|----------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 314百万円 |
| 年金資産 | △ 314百万円 |
| | －百万円 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,412百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,412百万円 |
-
- | | |
|-----------------------|----------|
| 退職給付に係る負債 | 2,412百万円 |
| 連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 2,412百万円 |
- c 退職給付に関連する損益
- | | |
|----------------|--------|
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 192百万円 |
|----------------|--------|
- (2) その他の経常費用には、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合(存続組合)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。
- なお、当連結会計年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、23百万円となっています。
- また、令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は161百万円となっています。

9 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	51百万円
賞与引当金超過額	77百万円
退職給付に係る負債超過額	692百万円
相互援助積立金超過額	3,845百万円
未払事業税	86百万円
その他有価証券評価差額金	1,254百万円
その他	574百万円
繰延税金資産小計	6,582百万円
評価性引当額	△ 4,183百万円
繰延税金資産合計(A)	2,398百万円
繰延税金負債	
繰延ヘッジ損益	△ 848百万円
繰延税金負債合計(B)	△ 848百万円
繰延税金資産の純額(A)+(B)	1,550百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.88%
(調整)	
事業分量配当金	△ 6.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.16%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 1.63%
評価性引当額の増減	1.65%
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 0.29%
その他	△ 0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.97%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が令和7年3月31日に成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の27.88%から、令和8年4月1日以後開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については28.59%となります。この税率変更により、当連結会計年度の繰延税金資産は28百万円増加し、その他有価証券評価差額金は31百万円増加し、繰延ヘッジ損益は21百万円減少し、法人税等調整額は18百万円減少しています。

連結情報

連結事業年度の農協法に基づく開示債権の状況

(単位:百万円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減
破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	－	4	4
危 険 債 権 額	213	192	△ 21
三 月 以 上 延 滞 債 権 額	－	－	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	－	－	－
小 計	213	197	△ 16
正 常 債 権 額	866,167	831,414	△ 34,753
合 計	866,380	831,611	△ 34,769

- 脚注**
- 破産更生債権及びこれらに準ずる債権
破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
 - 危険債権
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く)
 - 三月以上延滞債権
元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権に該当するものを除く)
 - 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権に該当するものを除く)
 - 正常債権
債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、1から4までに掲げる債権以外のものに区分される債権

事業の種類別情報

連結子会社の営む信用事業以外の事業は、全事業に占める割合が僅少であるため事業の種類別情報は記載していません。

自己資本の充実の状況(連結)

連結の範囲に関する事項

連結自己資本比率算出の対象となる会社と連結財務諸表規則における連結の範囲に含まれる会社との相違点及び相違点が生じた原因

該当ありません。

連結子会社数並びに連結子会社の名称及び業務内容

○連結子会社数 1社

名 称	業務内容
株式会社大阪府農協電算センター	○電子計算機による事務処理業務 ○コンピュータシステムの設計、制作、保守業務及びコンピュータによるプログラムの設計、制作、販売、保守業務 ○JA等諸団体より受託又は請け負う事務処理 ○JA等諸団体の役職員の能力開発のための教育及び研修業務 ○各種機器等のリース業 ○前各業務に附帯又は関連する一切の業務

比例連結が適用される関連法人

該当ありません。

連結グループに属する会社であって会計連結範囲に含まれない会社

該当ありません。

連結グループに属しない会社であって会計連結範囲に含まれる会社

該当ありません。

連結グループ内の資金及び自己資本の移動に係る制限等

該当ありません。

規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

該当ありません。

自己資本の状況

自己資本比率の状況

当連結グループでは、多様化するリスクに対応するとともに、会員やご利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。

内部留保の積み上げによる自己資本の増強に努めた結果、当連結グループの令和7年3月末における自己資本比率は、13.47%となりました。

経営の健全性の確保と自己資本の充実

当連結グループの自己資本は会員からの普通出資金、後配出資金、非支配株主持分により調達しています。

普通出資金

項 目	内 容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	534億円(前年度534億円)

後配出資金

項 目	内 容
発行主体	大阪府信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	後配出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	872億円(前年度872億円)

非支配株主持分

項 目	内 容
発行主体	株式会社大阪府農協電算センター
資本調達手段の種類	普通株式
コア資本に係る基礎項目に算入した額	0億円(前年度0億円)

※非支配株主持分に係る出資比率 7.60%(前年度7.60%)

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要領」及び「自己資本比率算出事務手続」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当連結グループにおける信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

自己資本の充実の状況(連結)

【連結自己資本の構成】

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	271,687	272,691
うち、出資金及び資本準備金の額	140,671	140,671
うち、再評価積立金の額	0	0
うち、利益剰余金の額	135,036	136,006
うち、外部流出予定額(△)	4,020	3,986
うち、上記以外に該当するものの額	－	－
コア資本に算入される評価・換算差額等	－	－
うち、退職給付に係るものの額	－	－
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15,635	15,943
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	15,635	15,943
うち、適格引当金コア資本算入額	－	－
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	－	－
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	287,322	288,635
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	714	648
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	－	－
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	714	648
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	－	－
適格引当金不足額	－	－
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	－	－
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	－	－
退職給付に係る資産の額	－	－
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	－	－
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	－	－
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	－	－
特定項目に係る10パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
特定項目に係る15パーセント基準超過額	－	－
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	－	－
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	－	－
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	－	－
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	714	648
自己資本		
自己資本の額((イ)－(ロ)) (ハ)	286,608	287,986

(単位：百万円)

項 目	令和5年度	令和6年度
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	1,929,000	1,963,230
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額(△)		—
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	
うち、上記以外に該当するものの額	—	
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額		148,600
勘定間の振替分		—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	20,375	25,073
信用リスク・アセット調整額	—	
資本フロア調整額		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	1,949,376	2,136,903
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)／(二))	14.70%	13.47%

- 脚注** 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額にあたっては標準的計測手法で算出しており、算出に使用するILMIについては、令和6年度は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

自己資本の充実の状況(連結)

【自己資本の充実度に関する事項】

○信用リスクに対する所要自己資本の額及び区分ごとの内訳

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現	金	4,008	－	－
我が国の中央政府及び中央銀行向け		345,290	－	－
外国の中央政府及び中央銀行向け		197,546	－	－
国際決済銀行等向け		－	－	－
我が国の地方公共団体向け		14,173	－	－
外国の中央政府等以外の公共部門向け		27,224	5,444	217
国際開発銀行向け		－	－	－
地方公共団体金融機構向け		300	30	1
我が国の政府関係機関向け		6,601	660	26
地方三公社向け		670	131	5
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け		2,918,046	576,089	23,043
法人等向け		837,815	342,253	13,690
中小企業等向け及び個人向け		16	7	0
抵当権付住宅ローン		－	－	－
不動産取得等事業向け		－	－	－
三月以上延滞等		－	－	－
取立未済手形		9	1	0
信用保証協会等による保証付		30	3	0
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		－	－	－
出資等		9,068	9,068	362
(うち出資等のエクスポージャー)		9,068	9,068	362
(うち重要な出資のエクスポージャー)		－	－	－
上記以外		255,163	616,682	24,667
(うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー)		－	－	－
(うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)		235,439	588,598	23,543
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)		4,474	11,186	447
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー)		－	－	－

(単位：百万円)

		令和5年度		
信用リスク・アセット		エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	3,299	4,949	197
	(うち上記以外のエクスポージャー)	11,949	11,948	477
証券化		174,052	34,789	1,391
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—
	(うち非STC要件適用分)	174,052	34,789	1,391
再証券化		—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		390,540	340,585	13,623
	(うちルックスルー方式)	390,540	340,585	13,623
	(うちマンドレート方式)	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計		5,180,560	1,925,749	77,029
CVAリスク相当額÷8%		—	3,251	130
中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)		5,180,560	1,929,000	77,160
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	所要自己資本額		
	a	b=a×4%		
	20,375	815		
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計	所要自己資本額		
	a	b=a×4%		
	1,943,376	77,975		

- 脚注**
1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
 5. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
 7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
 8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。

$$\frac{\text{＜オペレーショナル・リスク相当額を8\%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)＞}}{\text{(粗利益(正の値の場合に限る)×15\%)の直近3年間の合計額}} \div 8\%$$

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

自己資本の充実の状況(連結)

○信用リスク・アセットの額および信用リスクに対する所要自己資本の額ならびに区分ごとの内訳 (単位: 百万円)

信用リスク・アセット	令和6年度		
	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	5,216	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	396,559	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	182,689	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	12,965	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	28,026	5,605	224
国際開発銀行向け	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	300	30	1
我が国の政府関係機関向け	6,604	660	26
地方三公社向け	603	120	4
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,675,456	537,576	21,503
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）	38,361	10,091	403
カバード・ボンド向け	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	713,878	312,437	12,497
（うち特定貸付債権向け）	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	475	312	12
（うちトラザクター向け）	100	45	1
不動産関連向け	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	—	—	—
（うちADC向け）	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	13,640	13,640	545
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	83	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—
取立未済手形	10	2	0
信用保証協会等による保証付	19	1	0
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—
株式等	9,494	9,494	379
上記以外	298,650	714,195	28,567
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するも の以外のものに係るエクスポージャー）	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	266,532	666,330	26,653
（うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー）	4,619	11,548	461
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関連 調達手段に関するエクスポージャー）	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー）	17,636	26,454	1,058
（うち上記以外のエクスポージャー）	9,862	9,862	394

(単位：百万円)

令和6年度			
信用リスク・アセット	エクスポージャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
証 券 化	178,081	35,610	1,424
（うちSTC要件適用分）	—	—	—
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	178,081	35,610	1,424
再 証 券 化	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	375,054	324,691	12,987
（うちルックスルー方式）	373,922	321,860	12,874
（うちマンドート方式）	—	—	—
（うち蓋然性方式250%）	1,132	2,830	113
（うち蓋然性方式400%）	—	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー計	4,897,812	1,954,379	78,175
CVAリスク相当額÷8%(簡便法)	—	8,851	354
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	4,897,812	1,963,230	78,529
マ ー ケ ッ ト ・ リ ス ク に対する所要自己資本の額 (標準的方式)	マーケット・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	148,600	5,944	
オ ペ レ ー シ ョ ナ ル ・ リ ス ク に対する所要自己資本の額 (標準的計測手法)	オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	25,073	1,002	
所 要 自 己 資 本 額	リスク・アセット等(分母)計	所要自己資本額	
	a	b=a×4%	
	2,136,903	85,476	

オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

令和6年度	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	25,073
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	1,002
BI	16,715
BIC	2,005

(脚注)

1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
5. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
6. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用するILMは告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しております。

自己資本の充実の状況(連結)

信用リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で与信を行っていないため、連結グループにおける信用リスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連における信用リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P64)をご参照ください。

【信用リスクに関するエクスポージャー(地域別、業種別、残存期間別)及び延滞エクスポージャーの期末残高】

(単位:百万円)

		令和5年度					令和6年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	延滞エクスポージャー
地域別	国 内	4,362,788	964,585	422,770	—	—	4,116,675	827,037	483,709	—	83
	国 外	253,178	—	253,178	—	—	228,000	—	228,000	—	—
	地域別残高計	4,615,966	964,585	675,948	—	—	4,344,675	827,037	711,710	—	83
法人	農 業	22	22	—	—	—	19	19	—	—	—
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水 産 業	200	200	—	—	—	—	—	—	—	—
	製 造 業	99,131	91,919	4,110	—	—	78,491	71,197	4,109	—	—
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	156,996	145,383	10,957	—	—	161,090	149,377	10,956	—	78
	電気・ガス・熱供給・水道業	22,299	11,007	10,809	—	—	23,605	11,007	12,116	—	—
	運輸・通信業	29,305	28,043	500	—	—	32,126	30,864	500	—	—
	金融・保険業	3,328,881	389,035	801	—	—	3,017,731	262,198	801	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	302,663	297,798	4,511	—	—	307,351	302,262	4,511	—	—
	日本国政府・地方公共団体	347,415	1,050	346,365	—	—	397,635	—	397,635	—	—
個人	上 記 以 外	308,742	—	297,891	—	—	306,968	—	281,077	—	—
	個 人	125	125	—	—	—	110	110	—	—	4
	そ の 他	20,182	—	—	—	—	19,544	—	—	—	—
業種別残高計		4,615,966	964,585	675,948	—	—	4,344,675	827,037	711,710	—	83
残存期間別	1 年 以 下	3,009,092	259,319	200	—	—	2,694,708	166,013	4,120	—	—
	1 年 超 3 年 以 下	227,683	207,780	19,509	—	—	200,097	152,681	46,258	—	—
	3 年 超 5 年 以 下	219,129	131,078	87,586	—	—	182,801	132,743	48,997	—	—
	5 年 超 7 年 以 下	169,046	81,636	86,623	—	—	126,131	89,568	36,422	—	—
	7 年 超 10 年 以 下	284,365	121,553	161,763	—	—	425,560	141,728	279,389	—	—
	10 年 超	474,481	148,622	320,265	—	—	439,472	133,358	296,521	—	—
	期限の定めのないもの	232,167	14,593	—	—	—	275,903	10,943	—	—	—
	残存期間別残高計	4,615,966	964,585	675,948	—	—	4,344,675	827,037	711,710	—	—

脚注

- 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産(自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
- 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、ご利用者のご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約のことをいいます。
- 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
- 「三月以上延滞エクスポージャー」には、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーが該当します。
- 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

【貸倒引当金の期末残高及び期中増減額】

○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	令和5年度					令和6年度				
	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	2,686	2,595	—	2,686	2,595	2,595	2,494	—	2,595	2,494
個別貸倒引当金	170	213	—	170	213	213	197	—	213	197

脚注 期中減少額(その他)は全額洗替額です。

○業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

			令和5年度						令和6年度					
			個別貸倒引当金					貸出金 償 却	個別貸倒引当金					貸出金 償 却
			期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期 中 増加額	期中減少額		期末 残高	
目的使用	その他	目的使用			その他									
法人	農 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	水 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	鉱 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	建設・不動産業	89	84	—	89	84	—	84	78	—	84	78	—	
	電 気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	金融・保険業	—	49	—	—	49	—	49	39	—	49	39	—	
	卸 売 ・ 小 売 ・ 飲食・サービス業	81	79	—	81	79	—	79	74	—	79	74	—	
上 記 以 外		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個 人		—	—	—	—	—	—	—	4	—	—	4	—	
合 計		170	213	—	170	213	—	213	197	—	213	197	—	

脚注 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。
2. 当会では国外への貸出を行っていないため、地域別(国内・国外)の開示を省略しています。

自己資本の充実の状況(連結)

【信用リスク・アセット残高内訳表】

令和6年度

(単位：百万円)

項 目	リスク・ウェイト (%)	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイトの加重平均値 (%) F (=E/(C+D))
		オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目	信用リスク・アセットの額	
		A	B	C	D	E	
現金	0	5,216	—	5,216	—	—	0
我が国の中央政府及び中央銀行向け	0	396,559	—	396,559	—	—	0
外国の中央政府及び中央銀行向け	0～150	182,689	—	182,689	—	—	0
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	0	12,965	—	12,965	—	—	0
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20～150	28,026	—	28,026	—	5,605	20
国際開発銀行向け	0～150	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	10～20	300	—	300	—	30	10
我が国の政府関係機関向け	10～20	6,604	—	6,604	—	660	10
地方三公社向け	20	603	—	603	—	120	20
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	20～150	2,664,636	92,269	2,653,536	10,819	537,576	20
（うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け）	20～150	38,361	—	38,361	—	10,091	26
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	687,889	28,699	687,729	25,914	312,437	44
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	45～100	202	1,261	178	233	312	76
（うちトラザクター向け）	45	—	1,000	—	100	45	45
不動産関連向け	20～150	—	—	—	—	—	—
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	—	—	—	—	—	—
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	—	—	—	—	—	—
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	—	—	—	—	—	—
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	150	13,640	—	13,640	—	13,640	100
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	—	3	—	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	100	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	20	10	—	10	—	2	20
信用保証協会等による保証付	0～10	19	—	19	—	1	10
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—	—
株式等	250～400	9,494	—	9,494	—	9,494	100
上記以外	100～1250	298,650	—	298,650	—	714,195	239
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等及びその他 外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達 手段に係るエクスポージャー）	250	266,532	—	266,532	—	666,330	250

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
		A	B	C	D	E	F (=E/(C+D))
(うち特定項目のうち調整項目に算入 されない部分に係るエクスポージャー)	250	4,619	—	4,619	—	11,548	250
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有している他の金 融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー)	250	—	—	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を 超える議決権を保有していない他の 金融機関等に係るその他外部TLAC関 連調達手段に係るエクスポージャー)	150	17,636	—	17,636	—	26,454	150
(うち右記以外のエクスポージャー)	100	9,862	—	9,862	—	9,862	100
証 券 化	—	178,081	—	178,081	—	35,610	20
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—	—
(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	178,081	—	178,081	—	35,610	20
再 証 券 化	—	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が 適用されるエクスポージャー	—	365,883	22,929	365,883	9,171	324,691	87
未 決 済 取 引	—						—
他の金融機関等の対象資本調達手 段に係るエクスポージャーに係る 経過措置によりリスク・アセットの 額に算入されなかったものの額(△)	—					—	
合計(信用リスク・アセットの額)	—					1,954,379	

【脚注】 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

自己資本の充実の状況(連結)

【ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額】
令和6年度

(単位: 百万円)

	信用リスク・エクスポージャーの額(CCF・信用リスク削減手法適用後)														
	0%		20%		50%		100%		150%		その他	合計			
我が国の中央政府及び中央銀行向け	396,559		－		－		－		－		－	396,559			
外国の中央政府及び中央銀行向け	182,689		－		－		－		－		－	182,689			
国際決済銀行等向け	－		－		－		－		－		－	－			
	0%		10%		20%		50%		100%		150%	その他	合計		
我が国の地方公共団体向け	12,965		－		－		－		－		－	－	12,965		
外国の中央政府等以外の公共部門向け	－		－		28,026		－		－		－	－	28,026		
地方公共団体金融機構向け	－		300		－		－		－		－	－	300		
我が国の政府関係機関向け	－		6,604		－		－		－		－	－	6,604		
地方三公社向け	－		－		603		－		－		－	－	603		
	0%		20%		30%		50%		100%		150%	その他	合計		
国際開発銀行向け	－		－		－		－		－		－	－	－		
	20%		30%		40%		50%		75%		100%	150%	その他	合計	
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	2,613,331		49,254		－		－		－		－	－	1,769	2,664,356	
(うち、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	14,166		24,195		－		－		－		－	－	－	38,361	
	10%		15%		20%		25%		35%		50%	100%	その他	合計	
カバード・ボンド向け	－		－		－		－		－		－	－	－	－	
	20%		50%		75%		80%		85%		100%	130%	150%	その他	合計
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	219,283		388,496		34,563		－		－		45,027	－	2,214	24,057	713,643
(うち特定貸付債権向け)	－		－		－		－		－		－	－	－	－	－
	100%		150%		250%		400%		その他		合計				
劣後債権及びその他資本性証券等	－		13,640		－		－		－		13,640				
株式等	－		－		9,494		－		－		9,494				
	45%			75%			100%			その他			合計		
中堅中小企業等向け及び個人向け	100			16			22			273			412		
(うちトランザクター向け)	100			－			－			－			100		
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計		
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－		
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計			
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－			
	70%		90%		110%		112.50%		150%		その他	合計			
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	－		－		－		－		－		－	－			
	60%				その他				合計						
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	－				－				－						
	100%				150%				その他				合計		
不動産関連向けうちADC向け	－				－				－				－		
	50%			100%			150%			その他			合計		
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	－			－			－			－			－		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	－			－			－			－			－		
	0%		10%		20%		100%		その他		合計				
現金	5,216		－		－		－		－		5,216				
取立未済手形	－		－		10		－		－		10				
信用保証協会等による保証付	－		19		－		－		－		19				
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	－		－		－		－		－		－				

【脚注】 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については、記載しておりません。

【信用リスク削減効果勘案後の残高及びリスク・ウェイト1250%を適用する残高】

(単位：百万円)

		令和5年度		
		格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	—	725,483	725,483
	2%	—	—	—
	4%	—	—	—
	10%	—	6,932	6,932
	20%	209,628	2,908,511	3,118,139
	35%	—	—	—
	50%	401,324	—	401,324
	75%	—	10	10
	100%	36,245	84,616	120,862
	150%	—	3,299	3,299
	250%	—	239,913	239,913
	その他	—	—	—
合 計		647,198	3,968,767	4,615,966

- 【脚注】 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

【資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表】

(単位：百万円、%)

リスク・ウェイトの区分	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF の 加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当額の 合計額 (CCF・信用リスク削減 効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	3,516,405	117,827	30%	3,540,694
40%～70%	387,396	3,753	32%	388,596
75%	34,563	143	11%	34,580
80%	—	—	—	—
85%	175	117	100%	273
90%～100%	44,969	392	40%	45,050
105%～130%	—	—	—	—
150%	15,855	—	—	15,855
250%	9,494	—	—	9,494
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	0	0	100%	0
合 計	4,008,860	122,234	30%	4,034,544

- 【脚注】 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い、「リスク・ウェイト区分」の変更や「CCFの加重平均値」の追加等を行っております。

自己資本の充実の状況(連結)

信用リスク削減手法に関する事項

当連結グループにおける信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続等については、信連に準じて管理しています。具体的内容は単体の開示内容(P70)をご参照ください。

【信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額】

(単位：百万円)

	令和5年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	－	－
我が国の政府関係機関向け	－	－	－
地方三公社向け	－	12	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	13,800	－	－
法人等向け	126,659	172	－
中小企業等向け及び個人向け	－	0	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－
不動産取得等事業向け	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－
証券化	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－
上記以外	－	－	－
合計	140,459	184	－

- 脚注
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 3. 「証券化」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

(単位：百万円)

	令和6年度		
	適格金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	1,100	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	23,936	172	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	0	—
自己居住用不動産等向け	—	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—
延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	—	—	—
自己居住用不動産等向け エクスポージャーに係る延滞	—	—	—
証券化	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—
上記以外	—	—	—
合計	25,036	172	—

- 脚注
1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
 2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
 - ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
 3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
 4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産(固定資産等)等が含まれます。
 5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

自己資本の充実の状況(連結)

派生商品取引及び長期決済期間取引のリスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で派生商品取引及び長期決済期間取引を行っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P72)をご参照ください。

【派生商品取引及び長期決済期間取引の内訳】

	令和5年度	令和6年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和5年度

(単位: 百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	125	5,139	—	—	—	5,139
(2) 金利関連取引	4,810	5,593	—	—	—	5,593
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	—	105	—	—	—	105
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	4,935	10,837	—	—	—	10,837
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	4,935	10,837	—	—	—	10,837

令和6年度

(単位: 百万円)

	グロス再構築 コストの額	信用リスク削減 効果勘案前の 与信相当額	担 保			信用リスク削減 効果勘案後の 与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1) 外国為替関連取引	6,191	11,666	—	—	—	11,666
(2) 金利関連取引	10,706	13,007	—	—	—	13,007
(3) 金関連取引	—	—	—	—	—	—
(4) 株式関連取引	508	1,204	—	—	—	1,204
(5) 貴金属(金を除く)関連取引	—	—	—	—	—	—
(6) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—	—	—
(7) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—	—	—
派 生 商 品 合 計	17,407	25,878	—	—	—	25,878
長 期 決 済 期 間 取 引	—	—	—	—	—	—
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(△)		—				—
合 計	17,407	25,878	—	—	—	25,878

- 【脚注】 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト(ただし0を下回らない)をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者(参照組織)の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者(プロテクションの買い手)と信用リスクを取得したい者(プロテクションの売り手)との間で契約を結び、参照組織に信用事由(延滞・破産など)が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

【与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

【信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ】

該当する取引はありません。

証券化エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、信連以外で証券化エクスポージャーを取り扱っていないため、連結グループにおける当該取引に係るリスク管理の方針及びリスク特性等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及びリスク特性等の具体的内容は単体の開示内容(P73)をご参照ください。

【当連結グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】
該当する取引はありません。

【当連結グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項】

○保有する証券化エクスポージャーの額

(単位：百万円)

		令和5年度		令和6年度	
		証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー	証券化エクスポージャー	再証券化エクスポージャー
オン・バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住 宅 ロ ー ン	27,055	－	21,520	－
	自 動 車 ロ ー ン	5,524	－	11,118	－
	そ の 他	141,473	－	145,442	－
	合 計	174,052	－	178,081	－
オフ・バランス	クレジットカード与信	－	－	－	－
	住 宅 ロ ー ン	－	－	－	－
	自 動 車 ロ ー ン	－	－	－	－
	そ の 他	－	－	－	－
	合 計	－	－	－	－

【脚注】 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

自己資本の充実の状況(連結)

○リスク・ウェイト区分ごとの残高及び所要自己資本の額 令和5年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	174,052	1,391	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	174,052	1,391	合 計	－	－
オフ・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	－	－	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	－	－	合 計	－	－

令和6年度

(単位：百万円)

	証券化エクスポージャー			再証券化エクスポージャー		
	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額	リスク・ウェイト区分	残高	所要自己資本額
オン・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	178,081	1,424	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	178,081	1,424	合 計	－	－
オフ・バランス	0%～15%未満	－	－	0%～100%未満	－	－
	15%～50%未満	－	－	100%～250%未満	－	－
	50%～100%未満	－	－	250%～400%未満	－	－
	100%～250%未満	－	－	400%～1,250%未満	－	－
	250%～400%未満	－	－	1,250%	－	－
	400%～1,250%未満	－	－			
	1,250%	－	－			
	合 計	－	－	合 計	－	－

〔脚注〕 証券化エクスポージャーは再証券化エクスポージャーを除いて記載し、証券化エクスポージャーと再証券化エクスポージャーを区別して記載しています。

○自己資本比率告示第224条並びに第224条の4第1項第1号及び第2号の規定によりリスク・ウェイト1250%を適用した証券化エクスポージャーの額

該当する取引はありません。

○保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

信用リスク削減手法の有無	無
--------------	---

CVAリスクに関する事項

当連結グループにおけるCVAリスクの管理手法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるCVAリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P75)をご参照ください。

マーケット・リスクに関する事項

当連結グループにおけるマーケット・リスクの管理手法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるマーケット・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P75)をご参照ください。

オペレーショナル・リスクに関する事項

当連結グループにおけるオペレーショナル・リスクの管理方法や手続については、信連に準じた内容としています。信連におけるオペレーショナル・リスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P75)をご参照ください。

自己資本の充実の状況(連結)

出資等または株式等エクスポージャーに関する事項

当連結グループでは、子法人等が信連以外の出資等または株式等エクスポージャーを保有していないため、連結グループにおける当該エクスポージャーに係るリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P76)をご参照ください。

【出資等または株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価】

(単位：百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	11,745	11,745	9,959	9,959
非上場	192,157	192,157	239,757	239,757
合計	203,902	203,902	249,716	249,716

【脚注】「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

【出資等または株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益】

(単位：百万円)

令和5年度			令和6年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
2,650	84	9	1,406	99	—

【貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）】

(単位：百万円)

令和5年度		令和6年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
6,591	32	4,541	192

【貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社・関連会社株式の評価損益等)】

該当ありません。

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和5年度	令和6年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	390,540	373,922
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	1,132
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクスポージャー	—	—

金利リスクに関する事項

当連結グループでは、信連以外で重要性のある金利リスクを伴う取引を行っていないため、連結グループにおける金利リスクにかかるリスク管理の方針及び手続等は定めていません。信連におけるリスク管理の方針及び手続等の具体的内容は単体の開示内容(P77)をご参照ください。

【IRRBB1:金利リスク】

(単位：百万円)

項番		△EVE		△NII	
		令和5年度末	令和6年度末	令和5年度末	令和6年度末
1	上 方 パ ラ レ ル シ フ ト	100,115	87,516	10,336	11,760
2	下 方 パ ラ レ ル シ フ ト	0	0	4,086	3,542
3	ス テ ィ ー プ 化	70,748	61,021		
4	フ ラ ッ ト 化	4,817	6,239		
5	短 期 金 利 上 昇	17,155	19,986		
6	短 期 金 利 低 下	0	2,694		
7	最 大 値	100,115	87,516	10,336	11,760
8	自 己 資 本 の 額	令和5年度末		令和6年度末	
		284,916		286,206	

脚注

1. 「△EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。

2. 「△NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの金利収益の減少額として計測されるものをいいます。

【VaR計測による最大損失見込額】

(単位：百万円)

	令和5年度末	令和6年度末
VaR計測による最大損失見込額	42,766	39,221

脚注

VaRについては分散共分散法による計測(信頼区間99%、保有期間60日、観測期間5年)を行っています。

役員等の報酬体系

役員

○対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事及び監事をいいます。

○役員報酬等の種類、支払総額及び支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和6年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員に対する報酬等	117	18

※対象役員は、経営管理委員16名、理事5名、監事3名です。(期中に退任した者を含む)

※退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

○対象役員の報酬等の決定等

①役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、役員報酬審議会(構成:当会の会員JAの組合長から選出された委員8名と学識経験者から選出された若干名)の答申を基に、支給する報酬総額の最高限度額を、経営管理委員、理事及び監事の別に総会において決定し、役員各人別の報酬額については、その総会決議の範囲内において、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、また監事については監事の協議において決定しています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

②役員退職慰労金

役員退職慰労金については、総会で経営管理委員、理事及び監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金支給規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議において各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

職員等

○対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員及び当会の主要な連結子法人等の役職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はありませんでした。

- 【脚注】
1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めています。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当会の連結子法人等のうち、当会の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 3. 「同等額」は、令和6年度に当会の常勤役員に支払った報酬等の平均額としています。
 4. 令和6年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありませんでした。

その他

当会の対象役員及び対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員及び対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性並びに対象役員及び対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

組織・機構図・店舗一覧

会員数

	令和5年度末	令和6年度末
正 会 員	21	18
准 会 員	62	62
合 計	83	80

職員数

	令和5年度末	令和6年度末
一 般 職 員 数	225	228
うち 常 勤 嘱 託	11	10

役員 (令和7年7月29日現在)

● 経営管理委員

経営管理委員会会長 寺下 三郎
 経営管理委員会副会長 谷口 敏信
 経営管理委員 内本 直哉
 経営管理委員 川上 光男
 経営管理委員 森本 茂
 経営管理委員 西上 聡
 経営管理委員 中井 勝次

経営管理委員 岸上 幸雄
 経営管理委員 畑中 正史
 経営管理委員 戸野谷 益之
 経営管理委員 玉川 好裕
 経営管理委員 中木 福義
 経営管理委員 田中 聡

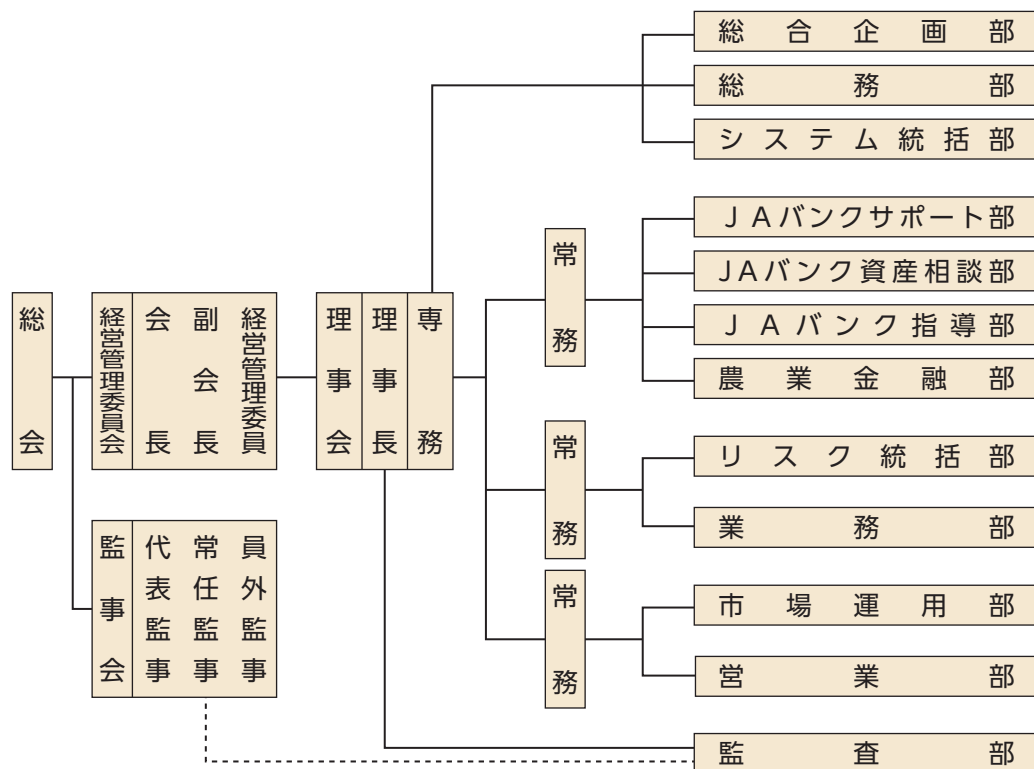
● 理事

代表理事理事長 池辺 寛
 代表理事専務 照井 英俊
 常務理事 中井 薫
 常務理事 谷口 浩一
 常務理事 井崎 隆之

● 監事

代表監事 出口 博司
 常任監事 宮下 至誠
 員外監事 荒井 憲一郎

機構図 (令和7年7月1日現在)



会計監査人の名称 (令和7年7月1日現在)

みのり監査法人 所在地 東京都港区芝5-29-11

特定信用事業代理業者の状況 (令和7年7月1日現在)

該当する取引はありません。

店舗一覧 (令和7年7月1日現在)

本 所 〒541-0043
 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号
 TEL 06-6204-6500

事務センター
 (大阪市支所) 〒540-0011
 大阪市中央区農人橋2丁目1番33号
 TEL 06-6944-7321

沿革・あゆみ

昭 和	
23年	大阪府信用農業協同組合連合会設立(8月27日)
25年	農業協同組合財務処理基準令公布
27年	大阪府組合金融推進委員会結成
29年	農林漁業金融公庫(現:(株)日本政策金融公庫)業務受託開始
30年	信連貯金50億円達成
31年	府内農協貯金100億円達成
35年	大阪府農林会館完成により本所を会館内に移転 信連貯金100億円達成
37年	府内農協貯金500億円達成
40年	府内農協貯金1,000億円達成
41年	信連・内国為替業務開始
43年	信連貯金1,000億円達成
47年	農協業務の電算処理受託開始 府内農協メール実施
48年	府内農協貯金5,000億円達成 事務センター発足
49年	全国農協信用事業相互援助制度発足 農協・内国為替業務開始
50年	国庫金払込取扱い開始 (株)大阪府農協電算センター設立
52年	信連貯金5,000億円達成 府内農協オンラインの実施
54年	信連・全銀内為制度加盟 府内農協貯金1兆円達成
57年	府内農協貯金ネットサービス開始
58年	信連貯金1兆円達成
59年	農協・全銀内為制度加盟 府内農協・グッシュ15運動の実施
60年	新事務センター竣工
61年	府内農協・ファイト17運動の実施
62年	府内の地相銀とCDオンライン業務提携(FOC)
63年	府内農協・クリア2兆円運動の実施 府内農協貯金2兆円達成

平 成	
2年	「全国キャッシュサービス(MICS)」による 業態間CDオンライン提携スタート
3年	全国農協貯金ネットサービス、サンデーバンキング実施 府内農協貯金2兆5,000億円突破
4年	農協の愛称として「JA」を使用開始
6年	第3次オンラインシステム稼働 国債窓販業務の取扱い開始

7年	日銀歳入金の取扱い開始
8年	「やるやんかJA」キャンペーンを展開
9年	信託契約代理業務の開始 府内JA信用事業の愛称として「JAバンク」を使用開始
10年	投信窓販業務の取扱い開始
11年	府内JA「いち、にの、三兆」運動の実施
12年	「大阪府内JA役職員大会」開催 府内JA貯金3兆円達成 日銀歳入復代理店業務取扱い開始
14年	FP資格者1,500名体制の確立 JAバンクシステムの導入 JAネットバンクの取扱い開始 JASTEMシステムへの移行 融資残高1,300億円伸長策の実施
16年	発行体格付け「A」を取得(R&I) 融資残高1,300億円伸長達成
17年	遺言信託代理業務取扱い開始
18年	コンサルティング業務の取扱い開始 JAバンク大阪中之島倶楽部オープン
19年	信連貯金3兆円達成
20年	JAバンク食農教育応援事業の開始
22年	JA大阪センタービルへの移転 府内JA貯金4兆円達成
23年	短期格付「a-1」を取得(R&I)
24年	信連貯金4兆円達成
25年	大阪府立大学(現:大阪公立大学)と産学官連携基本協定を締結 同大学に対する産学連携研究支援事業を開始
27年	JAバンクでんさいサービスの取扱い開始
29年	JASTEMシステムの更改
30年	創立70周年 府内JA貯金5兆円達成

令 和	
元年	JAバンクアプリの提供開始
2年	大阪府立環境農林水産総合研究所と研究支援基本協定を締結
3年	信託業務の取扱い開始
6年	営業店システム導入
7年	第13次中期経営計画スタート

確 認 書

1. 私は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
2. 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和7年6月30日

大阪府信用農業協同組合連合会
代表理事 池辺 覚

(注)財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び連結注記表を指しています。

会計監査人の監査

令和5年度及び令和6年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

法定開示項目 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しています。

単体開示項目(農業協同組合法施行規則第204条関連)	ページ
1 概況及び組織に関する事項	
(1) 業務の運営の組織	121
(2) 理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	121
(3) 会計監査人の名称	121
(4) 事務所の名称及び所在地	121
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	121
2 主要な業務の内容	25～31
3 主要な業務に関する事項	
(1) 直近の事業年度における事業の概況	6
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益	8
② 経常利益	8
③ 当期剰余金	8
④ 出資金及び出資口数	8
⑤ 純資産額	8
⑥ 総資産額	8
⑦ 貯金等残高	8
⑧ 貸出金残高	8
⑨ 有価証券残高	8
⑩ 単体自己資本比率	8
⑪ 剰余金の配当の金額	8
⑫ 職員数	8
⑬ 信託報酬	8
⑭ 信託勘定貸出金残高	8
⑮ 信託勘定有価証券残高(信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高を除く)	8
⑯ 信託勘定電子記録移転有価証券表示権利等残高	8
⑰ 信託財産額	8
(3) 直近の2事業年度における事業の状況	
① 主要な業務の状況を示す指標	48、49
② 貯金に関する指標	49
③ 貸出金等に関する指標	50～52
④ 有価証券に関する指標	54
⑤ 信託業務に関する指標	57
4 業務の運営に関する事項	
(1) リスク管理態勢	15～19
(2) 法令遵守の体制	20～24
(3) 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組みの状況	9～11
(4) 金融ADR制度への対応	21
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書	33～47
(2) 債権に係る額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	53
② 危険債権に該当する債権	53
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	53
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	53
(3) 元本補てん契約のある信託に係る債権に関する事項	53
(4) 自己資本の充実の状況	58～78
(5) 取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
① 有価証券	55
② 金銭の信託	55
③ デリバティブ取引	56
④ 金融等デリバティブ取引	56
⑤ 有価証券関連店頭デリバティブ取引	56
(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	51
(7) 貸出金償却の額	51
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	123

連結開示項目(農業協同組合法施行規則第205条関連)	ページ
1 信連及びその子会社等の概況に関する事項	
(1) 信連及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成	79
(2) 信連の子会社等に関する事項	
① 名称	79
② 事務所の所在地	79
③ 資本金	79
④ 事業の内容	79
⑤ 設立年月日	79
⑥ 信連が有する子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	79
⑦ 信連の一の子会社等以外の子会社等有する当該一の子会社等の議決権の総株主の議決権に占める割合	79
2 信連及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの	
(1) 直近の連結事業年度における事業の概況	79
(2) 直近の5連結事業年度における主要な業務の状況	
① 経常収益	79
② 経常利益	79
③ 当期利益	79
④ 純資産額	79
⑤ 総資産額	79
⑥ 連結自己資本比率	79
3 信連及びその子会社等の直近の2連結事業年度における財産の状況に関する事項	
(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書	80～96
(2) 債権のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
① 破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当する債権	97
② 危険債権に該当する債権	97
③ 三月以上延滞債権に該当する債権	97
④ 貸出条件緩和債権に該当する債権	97
(3) 自己資本の充実の状況	98～119

その他の重要な事項(農業協同組合法施行規則第207条)	ページ
役員等の報酬体系	120

A circular inset image showing a young boy and girl sitting outdoors, both holding and eating small pieces of food, possibly bread or fruit. The boy is on the left, wearing a striped shirt, and the girl is on the right, wearing a grey vest over a white shirt.

食

私たちが大切に
したいこと…

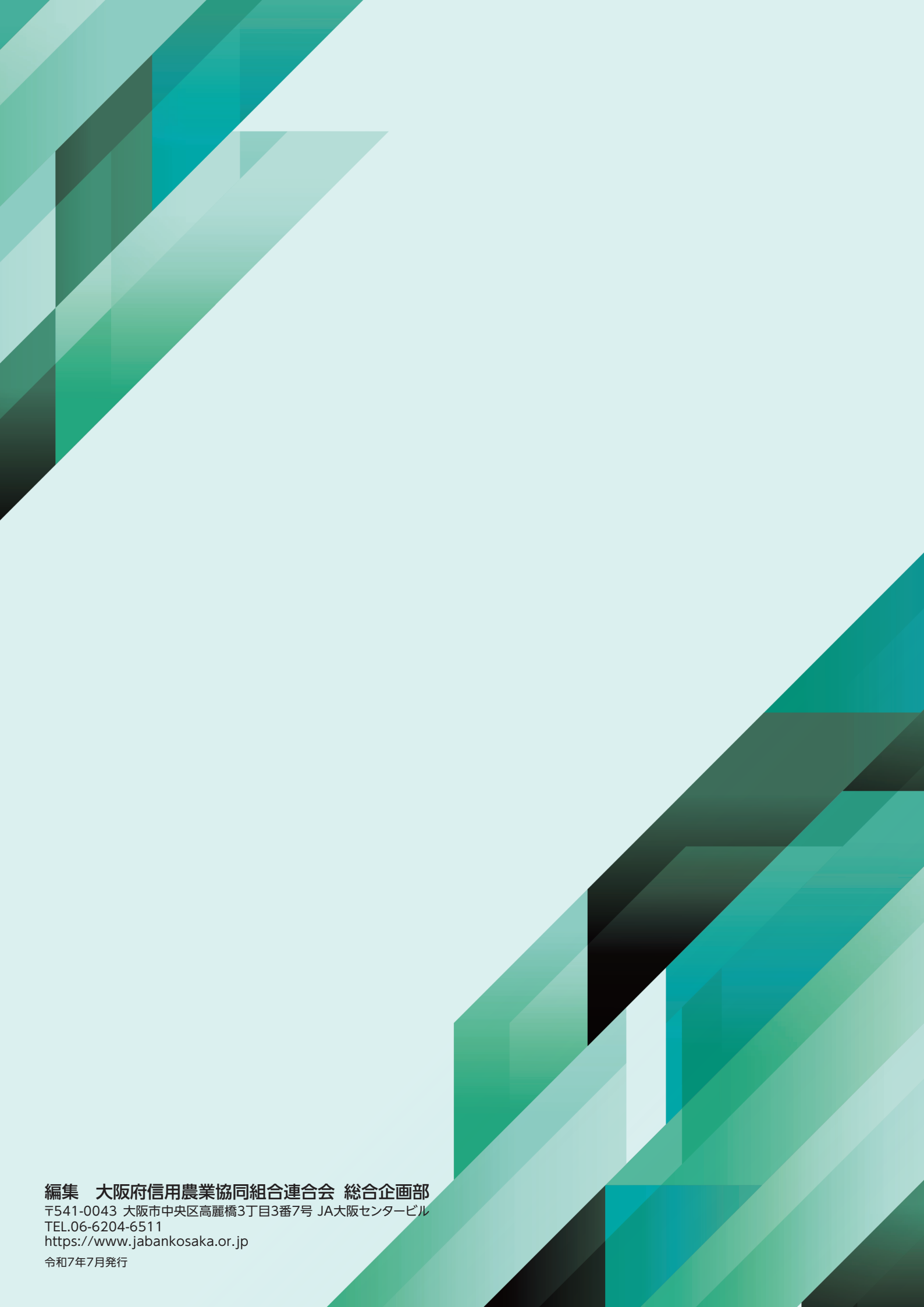
JAバンク大阪信連は
最適なサービスの提供を通じて
ご利用者の信頼に応えます

A circular inset image showing a pair of hands holding a wooden crate filled with fresh vegetables, including red bell peppers, tomatoes, eggplants, and radishes.

農

A circular inset image showing a calm river flowing through a lush green forest. The water reflects the surrounding trees and foliage.

環境



編集 大阪府信用農業協同組合連合会 総合企画部
〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目3番7号 JA大阪センタービル
TEL.06-6204-6511
<https://www.jabankosaka.or.jp>
令和7年7月発行